第1部総則

第1章 計画の目的及び性格等

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき作成するものであり、高根沢町における災害予防、応急及び復旧に関し、本町、栃木県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者(以後「防災関係機関」という。)並びに住民等が、処理すべき事務等を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格等

第1 計画の性格

この計画は、町域の防災対策に関して防災関係機関及び住民等の役割を明確に示して、総合的かつ基本的な事項をまとめたものである。

第2 計画の構成

この計画は、「総則」、「震災対策編」、「風水害等対策編」、「火災対策編」、「放射性物質・危険物等事故対策編」、「原子力災害対策編」、「感染症等対策編」及び「資料編」から構成する。

第3 計画の修正

この計画は、今後毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正するものと し、関係各課等はこの計画を修正する必要のある事項について、町防災会議が 指定する期日(緊急を要するものについてはその都度)までに計画修正案を町 防災会議に提出するものとする。

第3節 本町計画の見直しの理念

第1 計画修正の理念

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日 14 時 46 分に三陸沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大規模の地震であり、これに伴う津波や東京電力福島第一原子力発電所事故によって、栃木県を含む東日本全域にわたる未曾有の大災害が引き起こされた。

また平成27(2015)年9月関東・東北豪雨においては全県に特別警報(大雨)、 平成30(2018)年8月10日には、本町において土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報(約120ミリ)の発表、令和元年東日本台風による特別警報(大雨)など多くの風水害が発生した。 高根沢町では、これらの災害への対応やこのとき得られた教訓等を踏まえて 各防災対策の見直しを行い、もって高根沢町地域防災計画の修正を行った。

1 町民の生命を守る

東日本大震災は、死者、行方不明者を合わせて約1万9千人の人的被害をもたらした戦後最大の災害であり、栃木県においても4名の尊い生命が失われるとともに、多数の負傷者が発生するなど、甚大な被害をもたらした。

今後は、地震に限らず様々な災害における様々な場面を想定し、町民の命を守ることを最優先として、実現可能なあらゆる応急対策をとっていく必要がある。

2 自助、互助・共助と公助による連携

災害時においては、県・市町や消防・警察等がさまざまな災害応急対策活動を実施するとともに、自主防災組織やボランティア、NPO、社会福祉協議会、福祉団体関係者、企業等がそれぞれの特性を活かし、互いに連携しながら、被災者・避難者の支援や被災地の復旧・復興に向けた取組を行っていく必要がある。今後災害に迅速かつ的確に対応していくためには、行政による「公助」はもちろんのこと、町民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」と、地域の住民がお互いに助け合う「互助」、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、福祉団体関係者、企業等が支援する「共助」が、相揃って協力していくことが重要である。

3 災害に強いまちづくり

東日本大震災では、宮城県北部で最大震度 7 が観測され、震源の三陸沖から遠く離れた本町においても震度 6 強が観測され、住家被害が 3,000 棟を超えるなどさまざまな被害が発生した。

今後発生する災害に備え、建物の耐震化や、道路・河川・橋りょう等の社会基盤の整備とともに、消防団や自主防災組織の活性化、食料や物資等の備蓄、正しい防災知識の普及や防災教育の充実、地域の危険情報の周知徹底など、町が一体となった防災対策により災害に強いまちづくりを目指していく必要がある。

第2章 防災関係機関等の役割分担

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町は、県及び他市町村及び防災関係機関等の協力を得て災害予防、災害応急対策及 び災害復旧・復興対策にあたるため、処理するべき事務又は業務の大綱は次のとおり とする。

| :する。 | |
|---------|-------------------------------|
| 機関 | 事務又は業務の大綱 |
| | (1) 災害予防対策 |
| | ① 防災に関する組織の整備・改善 |
| 1. 高根沢町 | ② 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 |
| | ③ 都市整備、治水等災害に強いまちづくり |
| | ④ 災害危険箇所の災害防止対策 |
| | ⑤ 防災に関する施設・設備の整備、点検 |
| | ⑥ 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、 |
| | 検 |
| | ⑦ 国、県、他市町、防災関係機関との相互連携体制の整備 |
| | ⑧ 自主防災組織等の育成 |
| | ⑨ ボランティア活動の環境整備 |
| | ⑩ 環境モニタリングの実施及び結果の公表 |
| | ⑪ 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障と |
| | るべき状態等の改善 |
| | ⑫ その他法令及び高根沢町地域防災計画に基づく災害予防の質 |
| | 施 |
| | (2) 災害応急対策 |
| | ① 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにその |
| | ための通信手段の確保 |
| | ② 活動体制の確立、他機関との連携による応援体制の確立 |
| | ③ 専門家等の派遣要請 |
| | ④ 消火、水防、その他の応急措置活動 |
| | ⑤ 被災者の救助、救護及び保護 |
| | ⑥ 要配慮者の安否確認と救援活動 |
| | ⑦ 避難の指示、勧告及び避難所の開設 |
| | ⑧ 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 |
| | ⑨ 緊急輸送体制の確保 |
| | ⑩ 緊急物資の調達・供給 |
| | ⑪ 災害を受けた児童、生徒の応急教育 |
| | ⑫ 被災施設、設備の応急復旧 |
| | ⑬ 被災地の防犯等社会秩序の維持指導 |

- ⑭ 町民への広報活動
- ⑤ 災害時におけるボランティア活動の環境整備
- (6) 義援物資及び義援金の適切な受入及び配分
- ① 住民の避難・屋内避難、立入り制限
- ® 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する関係機関等への 指示
- (9) その他法令及び高根沢町地域防災計画に基づく災害応急対策 の実施
- (3) 災害復旧・復興対策
 - ① 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進
 - ② 民生の安定化策の実施
 - ③ 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施
 - ④ 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理
 - ⑤ 損害賠償の請求等に係る支援
 - ⑥ 風評被害による影響等の軽減
 - ⑦ 各種制限の解除
 - ⑧ その他法令及び高根沢町地域防災計画に基づく災害復旧・復 興の実施

2. 県の組織

| | ① 災害時における応急対策の実施に必要な総合調整 | | | |
|--------------|--------------------------------|--|--|--|
| | ② 災害情報の収集及び提供 | | | |
| | ③ 災害復旧に関する指導助言 | | | |
| 据 大 用 | ④ 医療施設の確保 | | | |
| 析木県庁 | ⑤ 防疫及び保健衛生業務 | | | |
| | ⑥ 県管理施設の被害調査、応急対策及び復旧並びに、農作物及び | | | |
| | 農業施設の被害調査及び技術指導 | | | |
| | ⑦ 原子力災害対策に関すること | | | |
| | ① 災害情報の収集及び、提供 | | | |
| | ② 被災者の避難誘導 | | | |
| | ③ 被災者の救出・救護 | | | |
| 栃木県警察 | ④ 行方不明者の調査 | | | |
| 加小乐音祭 | ⑤ 遺体の検視 | | | |
| | ⑥ 交通規制及び交通信号等の保全 | | | |
| | ⑦ 犯罪の予防その他社会秩序の維持 | | | |
| | ⑧ 危険物の取締り | | | |

| 3. 広域行政の組織 | |
|-------------|--------------------------------|
| | ① 災害時におけるごみ及びし尿の処理 |
| 塩谷広域行政組合 | ② 被災死者の火葬 |
| | |
| | ① 消防設備、救急設備の点検 |
| | ②被害情報の収集、提供 |
| 塩谷広域行政組合 | ③ 災害時の消防、水防活動 |
| 消防本部 | ④ 被災者の救出・救護 |
| 高根沢消防署 | ⑤ 非常警戒及び避難の誘導 |
| | ⑥ 火災の警戒、予防査察、調査 |
| | ① 消防自動車及び装備の整備点検 |
| | ② 被害情報の収集、提供 |
| | ③ 災害時の消防活動、水防活動 |
| | ④ 被災者の救出・救護 |
| 高根沢町消防団 | ⑤ 非常警戒及び避難の誘導 |
| 同似伙叫相则凹 | |
| | ⑥ 応急復旧作業 |
| | |
| | |
| | |
| 5. 指定地方行政機関 | ① 大亜 & 切 の 最 |
| 関 東 農 政 局 | ① 主要食料の需給調整に関すること |
| | ② 生鮮食料品等の供給に関すること |
| | 直轄する河川、道路についての計画、工事、管理を行うほか次 |
| | の事項に関すること |
| 関東地方整備局 | ① 災害予防 |
| | ② 災害応急対策 |
| | ③ 災害復旧等 |
| 関東運輸局 | ① 災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急 |
| (栃木運輸支局) | 輸送等に関する指導・調整に関すること |
| 栃木労働局 | ① 雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関すること |
| | ① 気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること |
| 東京管区気象台 | ② 気象、洪水についての予報、警報を行い、関係機関に通報する |
| 宇都宮地方気象台 | とともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知するよう |
| | に努めること |
| 6. 自衛隊 | |
| 陆 L 占 | ① 天災地変その他災害に対して、人命、財産の保護のため必要が |
| 陸上自衛隊 | あり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援の |
| 第 12 特 科 隊 | ため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること |

| 7. 指定公共機関 | |
|---|---|
| 日本郵便㈱ | ① 災害特別事務取扱いに関すること |
| 日本赤十字社栃木県支部 | ① 災害時における救護班の編成、医療、助産救護の実施に関すること② 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること③ 義援金品の募集及び配分に関すること |
| 日本放送協会宇都宮放送局 | ① 情報の収集 災害の発生、被災状況、災害対策活動、その他各種情報の収集② 報道 災害、気象の予報、警報、被害状況、官公署通報事項の周知 |
| 東日本旅客鉄道㈱ | ① 災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行うこと |
| 東日本電信電話(株) (株) エヌ・ティ・ティト * コモ K D D I (株) | ① 通信施設の運用と保全に関すること ② 災害時における通信のそ通の確保に関すること |
| 東京電力パワーグリッド㈱ 栃木総支社 | ① 電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧 に関すること |
| 8. 指定地方公共機関 | |
| 概栃木放送機エフエム栃木機とちぎテレビ | ① 情報の収集に関すること 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 ② 報道に関すること |
| | 災害及び気象予報、警報、被害状況、官公署通報事項の周知 ③ 受信対策に関すること 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 ④ 義援金品の募集、配分等の協力に関すること |
| (社)栃木県医師会(社)塩谷郡市医師会 | ① 災害時における救急医療活動に関すること |
| 9. 公共的団体等 | |
| 塩 野 谷農業協同組合 | ① 災害対策用資材及び救助用物資調達の協力に関すること② 農作物の災害応急対策についての指導に関すること③ 被災農家に対する融資又はあっせんに関すること④ 協同利用施設の災害応急対策・復旧に関すること |
| 高根沢町商工会 | ① 被災融資希望者のとりまとめ・あっせん等の協力に関すること ② 物資流通及び物価安定への協力に関すること ③ 救助用物資、復旧資材の確保への協力・あっせんに関すること |

| 土地改良区 | ① 水門、水路の操作及び保全に関すること | | | | | |
|---------------------|-------------------------------|--|--|--|--|--|
| | ② 農地、農業用施設の被害調査と復旧に関すること | | | | | |
| 青少年団体、女性団 体等文化団体 | ① 町が実施する応急対策等についての協力に関すること | | | | | |
| ごみ・し尿収集業者 | ① ごみの収集運搬に関すること | | | | | |
| この・しが収集来有 | ② し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関すること | | | | | |
| | ① 乳幼児児童生徒等の避難保護及び被災状況調査報告に関する | | | | | |
| 保育園・小学校・中 | こと | | | | | |
| 学校・高等学校 | ② 応急教育対策及び被災施設の災害復旧に関すること | | | | | |
| | ③ 被災者の一時収容措置についての協力に関すること | | | | | |
| | ① 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資あっせんに関す | | | | | |
| 高根沢町社会福祉 | ること | | | | | |
| 協議会 | ② ボランティアの受入及び活動支援に関すること | | | | | |
| | ③ 避難行動要支援者名簿の整備に関すること | | | | | |
| 福祉団体ネット | ① 要配慮者支援に関すること | | | | | |
| ワーク | ② 拠点福祉避難所の運営に関すること | | | | | |
| 社会福祉施設管理 | ① 施設の整備と避難訓練の実施に関すること | | | | | |
| 者 | ② 災害時における入所者の安全確保に関すること | | | | | |
| 金 融 機 関 | ① 被災事業者等に対する資金の融資に関すること | | | | | |
| 危険物等施設の管 理者 | ① 危険物等施設の安全確保に関すること | | | | | |
| プロパンガスの取 | ① ガス施設の安全確保に関すること | | | | | |
| 扱い機関 | ② 災害時におけるガスの供給に関すること | | | | | |

第2節 町民及び事業所の基本的責務

広域的災害や大規模災害が発生した場合、町民や事業所は、自ら災害に備えるため の手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

第1 町民の果たす役割

町民は、「自らの生命は自ら守る」という防災活動の原点にたって、災害による被害を軽減し、被害の拡大を防止するために、平常時及び災害発生時に次のことを実践する。

| 平常時から実践する事項 | 災害発生時に実践が必要となる事項 | | |
|-----------------------|-----------------------|--|--|
| 1. 防災に関する知識の習得 | 1. 正確な情報の把握及び伝達 | | |
| 2. 地域固有の災害特性の理解・認識 | 2. 出火防止及び、初期消火の実施 | | |
| 3. 家屋等の耐震化の促進、家具の転倒防止 | 3. 適切な避難の実施 | | |
| 対策 | 4. 要配慮者(高齢者、身体障害者、外国人 | | |
| 4. 火気使用器具等の安全点検、火災予防措 | 等)に対する支援 | | |
| 置 | 5. 組織的な応急復旧活動への参加・協力 | | |
| 5. 避難場所並びに避難路の確認 | | | |
| 6. 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄 | | | |
| 7. 各種防災訓練への参加 | | | |

第2 事業所の果たす役割

事業所は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食料の備蓄など災害に即応できる防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもちろん、地域の防災活動への積極的な支援・協力に努める。

そのために事業所は、平常時及び災害発生時に次のことを実践する。

| | 平常時から実践する事項 | | 災害発生時に実践が必要となる事項 |
|----|------------------|----|------------------|
| 1. | 防災責任者の育成 | 1. | 正確な情報の把握及び伝達 |
| 2. | 建築物の耐震化の促進 | 2. | 出火防止措置、初期消火の実施 |
| 3. | 防災訓練の実施 | 3. | 従業員、利用者等の避難誘導 |
| 4. | 従業員に対する防火知識の普及 | 4. | 応急救助・救護の実施 |
| 5. | 自衛消防隊の結成と防災計画の作成 | 5. | ボランティア活動の支援 |
| 6. | 地域防災活動への参加・協力・支援 | | |
| 7. | 防災用資機材の備蓄、維持管理 | | |
| 8. | 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄 | | |
| 9. | 広告、外装材等の落下防止 | | |

第3章 高根沢町の概況

1 位 置

本町は、栃木県の東北東部で塩谷郡の南端に位置し、北はさくら市、東は那須 鳥山市と芳賀郡市貝町、南は芳賀郡芳賀町と宇都宮市、西は鬼怒川を隔てて宇都 宮市と接している。首都東京からは約100km、県都宇都宮から12kmに位置し、昭 和40年代から宅地開発が行われ流入人口が増加してきている。

役場所在地

○東経:139度59分12秒 ○北緯:36度37分52秒

○標高 (海抜) 最高:195.7m / 最低:109.0m

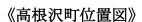
2 地勢及び気候

本町は、東西 10.7 km、南北 11.5 kmで総面積 70.87 k ㎡を有し、県土の約 1.1% (90 分の 1) を占めている。

東部は八溝山系の丘陵が南北に連なり、常緑の山林の比率が高い。中央部は豊富な灌漑用水に恵まれた広大な水田地帯が広がり町の文化、スポーツの総合施設や工業団地等が点在している。西部は南北に走る丘陵が大部分を占め JR 宝積寺駅を中心に住宅地や隣接する芳賀町にかかる宮内庁御料牧場や自動車関連の会社があり、西端には国道 4 号が縦走し、鬼怒川を挟んで宇都宮市と接している。

地質は、新第三紀中新世の宇都宮層群(火山活動の噴出物や海底で堆積した地層)を基盤とし、その侵食部に段丘レキ層が堆積、さらに上位にローム層が乗り 丘陵が形成されている。

気候は、夏冬の寒暖差と日中の気温差が比較的大きく、内陸性の気候にある。 また、降水量は梅雨期や9月に多いが、夏季の雷雨が特徴的で、局地的なひょう 害や落雷、冠水等が起こりやすい。





3 人口及び世帯

本町の人口は、令和 2 (2020) 年 4 月 1 日現在で 29,440 人、世帯数は 12,462 世帯、人口密度は 415.4 人/k ㎡となっており、出生率の低下や高齢化により減少傾向にある。

第4章 高根沢町の災害特性

本町の東部、西部の丘陵台地、隣接低地では、集中豪雨や台風などの際に、急傾斜地の崩落や地滑り、土石流等の土砂災害が想定される。

また、中央部の田園地帯では複数の灌漑用水や排水の本支線が在る事から浸水被害などの影響を受けやすい。

地震については、強振動による建物等の倒壊や、地下埋設のガス、上下水道管等の 切断及び、液状化による被害が予想される。

1 既往災害

(1) 災害気象

本町に災害をもたらす気象の代表的なものに、梅雨期の豪雨、夏から秋にかけての台風等があげられる。台風の進路によっては本町も大きな影響を受け、過去にキティ台風、伊勢湾台風、昭和61 (1986) 年台風10号で浸水の被害等があった。近年では、平成18 (2006) 年7月3日の風害(ダウンバースト)により一部の区域で家屋等に被害が発生した。平成30 (2018) 年8月10日には、本町において土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報(約120ミリ)が発表された。

また、梅雨期には、豪雨による冠水被害、このほかにひょう害や晩霜を起因とする農作物被害があげられる。

(2) 地震

本町周辺で被害を受けた明治以降の地震としては、大正12年の関東大震災、昭和24(1949)年の今市地震、そして平成23(2011)年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震があげられる。なお、海洋型地震(プレート境界地震等)は、相模湾、千葉沖、福島県沖~茨城県沖の地震発生が考えられるが、内陸部にある本町は震央から遠く、過去に大きな被害は発生していなかった。

① 関東大震災(大正12(1923)年9月1日)

マグニチュード 7.9。相模湾、神奈川県全域、房総半島の南部を含む相模トラフ沿いの広い範囲を震源域として発生したプレート型地震。全国での最大震度 6 (当時は 6 までしかなかったが、一部地域では現在の 7 相当と推定)被害は、東京・神奈川を中心として、千葉・静岡・埼玉・山梨・茨城・群馬・栃木・長野にまで及び、死者 99,331 名、行方不明者 43,476 名、負傷者 103,733 名の人的被害が発生した。

家屋被害では、東京市内では隅田川以東・神保町〜東京駅・根津・神田川沿いの谷・溜池付近・芝網代町など、その他小田原・鎌倉・茅ヶ崎・横須賀・館山などで全半壊が多く、全体で全壊 128,266 棟、半壊 126,233 棟を数えた。また、東京で皇居から東、隅田川を越えて現江東区に及び、北は千住に達する区域の外、横浜・横須賀・鎌倉・厚木・秦野・浦賀・小田原・真鶴・船形等で

大きな火災が発生するなど 447,128 棟の家屋焼失が発生した。更に、熱海や 房総で 5mを超える津波が発生するなどして 868 棟の家屋流出が発生した。 栃木県内での震度は最大で 5 とされており、負傷者 3 名、家屋全壊 16 棟、半 壊 2 棟の被害が発生

② 今市地震(昭和24(1949)年12月26日①8時17分②8時24分)

ほぼ同程度の規模(①マグニチュード 6.2②マグニチュード 6.4) の地震が約8分の間隔をおいて続けて発生。震央地は両方とも鶴鳴山付近。最大震度は今市付近で6相当。死者10名、負傷者163名の人的被害、全壊290棟、半壊2,994棟、一部損壊1,660棟の住家被害が発生。建物被害は比較的には木造に少なく石造及び貼石木構造の倉などに多い傾向を示し、また大小さまざまな山崩れが生じた。地震の数日あるいは数ヶ月前から地鳴りがあったといわれる。余震は多く、12月26日から翌年1月25日にかけて、有感79回、無感1,534回観測

③ 東北地方太平洋沖地震(平成23(2011)年3月11日)

マグニチュード 9.0。 牡鹿半島の東南東 130 km付近の三陸沖を震源とし、震源域が岩手県沖から茨城県沖までの長さ約 400 km、幅 200 kmに及ぶ観測史上国内最大規模のプレート型地震。1900 年以降に発生した地震としては世界で4番目の規模の地震であった。最大震度7 (宮城県栗原市)を始めとして、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度が観測され、死者19,729名、行方不明者2,559名、負傷者6,233名の人的被害、全壊121,996戸、半壊282,941戸の住家被害を始めとした未曾有の被害が発生(令和2(2020)年3月1日現在)

※県内の被災状況については、第2部 震災対策編 第3 東日本大震災に おける被害状況のとおり

2 高根沢町周辺の活断層及び地震の可能性

本町周辺の活断層は、1683年の日光地震又は1659年の岩代、下野地震を引き起こした可能性も報告されている「関谷断層」(確実度 I、活動度 A、長さ 40 km)等がある。しかし現在確認されていない活断層もあることから大きな地震が発生することも想定され、地震発生時の対応について備えが必要である。

第2部 震災対策編

地震被害想定

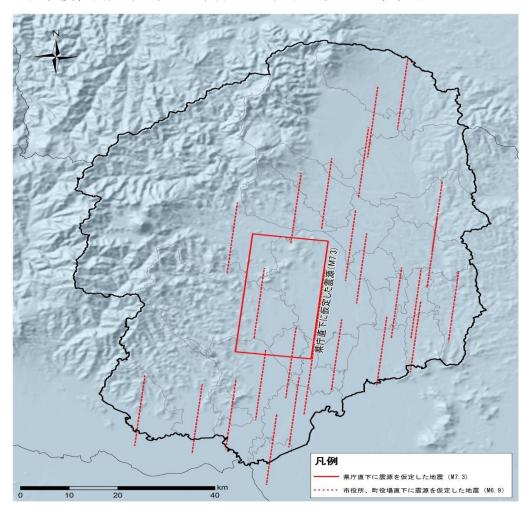
第1 想定地震

1 地震規模、震源等の設定

栃木県地域防災計画を参考に、高根沢町として甚大な被害を及ぼす可能性が 高い地震を想定して、以下のとおり地震規模、震源等を設定した。

| 想定地震名 | 地震規模 | 断層の長さ | 震源の深さ |
|-----------|------|---------|---------|
| 想定県庁直下型地震 | M7.3 | 約 30 km | 約 15 km |

地震規模、震源等の設定に関する基本的な考え方は、以下のとおりである。



- (1) 栃木県として、最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を設定して、本県において人口が最も集中する県都宇都宮市の県庁直下に地震が発生することを想定する。
- (2) 高根沢町周辺では、広範囲に被害を及ぼす可能性のある活断層は確認されていないものの、活断層があらかじめ確認できない場所であっても大地震が発

生する可能性は否定できないことから、宇都宮市の直下で地震が発生するものと仮定する。

- (3) 本県の防災行政の参考とする地震は、国の設定を踏まえるとともに、地表に活断層が認められていなかった地域で発生した最大級の地震である鳥取県西部地震(平成12(2000)年M7.3)を参考に県庁直下に震源を仮定としたM7.3とした。
- (4) 起震断層の長さは、仮に約30kmとする。
- 2 発災ケース (季節・時刻)

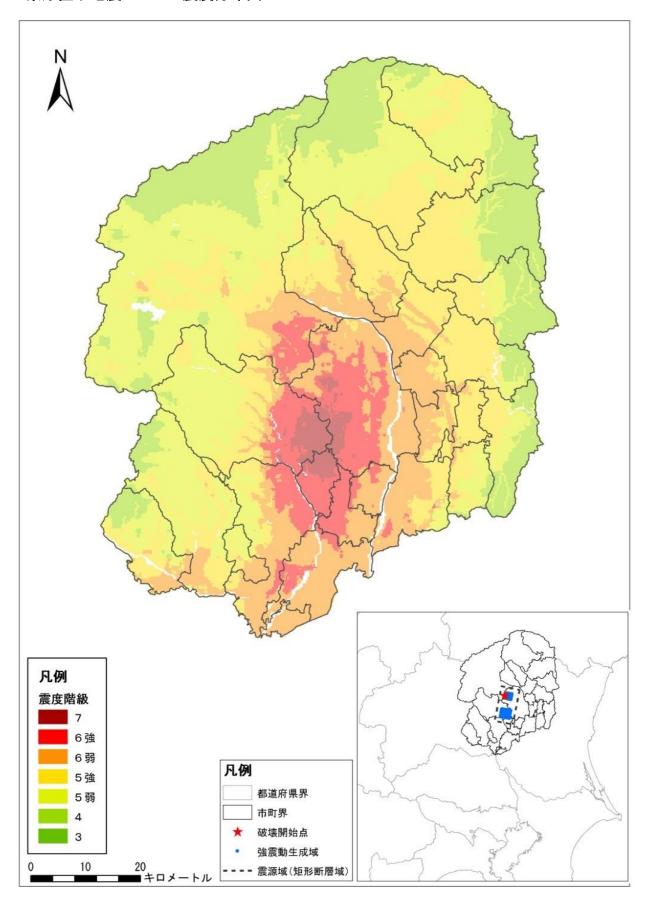
過去の地震の例等から、地震発生の季節や時刻によって被害規模等が異なってくることが考えられるため、次の3つのケース(季節・時刻)を設定した。

- (1) 冬深夜 · · 多くが自宅で就寝中に被災するため、建物倒壊による死者が発生 する可能性が高い。一方、オフィスや繁華街の滞留者や鉄道、道路 の利用者が少ない。
- (2) 夏 12 時・・・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被 災する場合が多い。木造建築物内滞留人口は、1 日の中で最も少な い時間帯であり、建物倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。
- (3) 冬 18 時・・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。

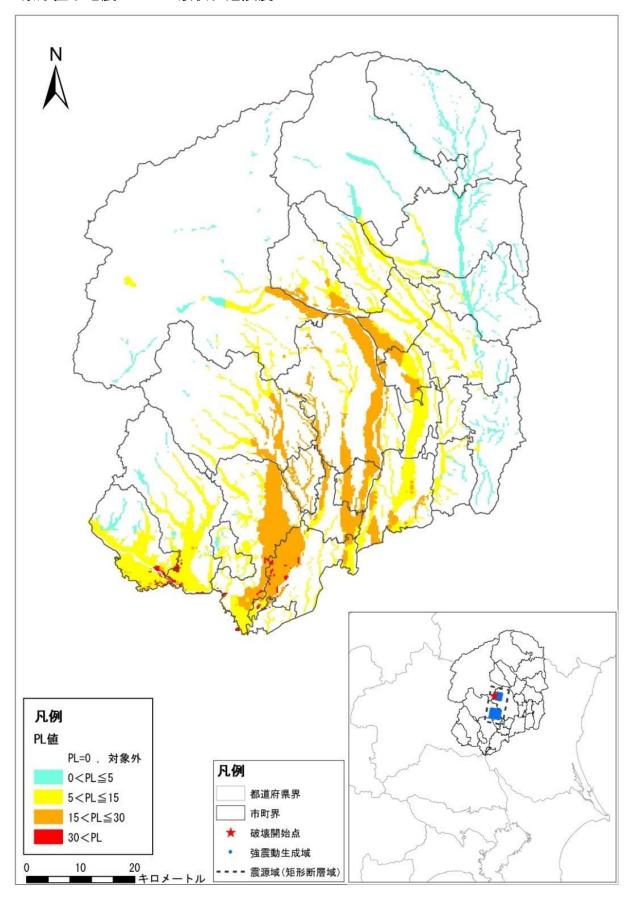
第2 被害想定結果(県全体)

県が平成25(2013)年に実施した地震被害想定のデータを使用して、計測震度、建物被害、ライフライン被害、人的被害、機能被害等について次のとおり予測した。

〇県庁直下地震M7.3 の震度分布図



〇県庁直下地震M7.3 の液状化危険度



○県庁直下地震M7.3の被害想定

(1) 建物被害 (単位:棟)

| 全壊棟数 | 液状化 | 地震動 | 土砂災害 | 火災* | 合計 |
|------|-----|---------|------|--------|---------|
| 土安休奴 | 798 | 61, 921 | 68 | 8, 025 | 70, 812 |

※冬・夕方 18 時; 10m/s

注:小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある

(2) 人的被害**

| 区分 | | 建物倒壊等 | 土砂災害 | 火災 | 合計 |
|------|----------|---------|------|----|---------|
| 死者数 | | 3, 829 | 6 | 92 | 3, 926 |
| 負傷者数 | | 31, 989 | 7 | 85 | 32, 081 |
| | (うち重傷者数) | 6, 719 | 4 | 24 | 6, 746 |

※冬・深夜;10m/s

注:小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

(3) ライフライン被害(直後)

| 上水道被害 (断水人口) | 924, 617 人 |
|------------------|-------------|
| 下水道被害 (支障人口) | 387, 562 人 |
| 電力被害 (停電軒数) | 148, 362 軒 |
| 通信被害 (固定電話不通回線数) | 105, 365 回線 |

(4) 避難者数(1週間後)**

(単位:人)

(単位:人)

| 避難所避難者 | 避難所外避難者 | 合計 | |
|----------|----------|----------|--|
| 169, 917 | 169, 917 | 339, 833 | |

[※]避難者は、1週間後が最大となる

(5) 経済被害 (単位:億円)

| 直接被害額 | 間接被害額 | 合計 |
|---------|--------|---------|
| 54, 803 | 3, 520 | 58, 324 |

本町における被害想定

想定される、本町の被害等は次のとおり。

- (1) マグニチュード ……7.3
- (2) 全半壊棟数··全壊 170 棟、半壊 1,434 棟
- (3) 死亡者数・・・・ 10人(深夜発災ケース)
- (4) 避難所生活者は、29,639 人(H27 国勢調査人口)の約 5.85%、1,700 人を想 定した。
 - ※栃木県が県庁直下型地震を想定したものの中で、本町における最大値の被害 を算出したものです。

第3 東日本大震災における被害状況

1 地震の概要

- ・災害年月日 平成23(2011)年3月11日 14時46分頃
- ・震央地名 三陸沖 (北緯 38.1 度、東経 142.9 度、牡鹿半島の東南東 130km 付近)
- ・震源の深さ 約 24km
- 規 模 マグニチュード 9.0
- ・震 度 高根沢町 震度6強

2 被害の状況

- (1) 人的被害
 - · 死 者 0名(栃木県内 4名)
 - 行方不明者 0名(栃木県内 0名)
 - ・負傷者8名(栃木県内133名)うち重傷0名(栃木県内7名)
- (2) 住宅被害(平成31(2019)年3月末現在)
 - ・全 壊 7棟(栃木県内 261棟)
 - · 半 壊 717 棟 (栃木県内 2,118 棟)
 - ·一部損壞 2,715 棟 (栃木県内 73,940 棟)

3 道路状況

- ·被害箇所 62 箇所
- ・通行止め 2 箇所 被害箇所 町道 119 号線(中坂)、町道 119 号線(跨線橋)

4 避難勧告

(1) 上高根沢山の下地区

平成 23 年 3 月 16 日 13 時 00 分 13 世帯 45 名に避難勧告発令 平成 23 年 7 月 11 日 14 時 10 分 7 世帯 24 名に避難勧告解除 平成 24 年 2 月 3 日 13 時 30 分 6 世帯 21 名に避難勧告解除

(2) 上柏崎地区

平成 23 年 3 月 18 日 13 時 30 分 12 世帯 48 名に避難勧告発令 平成 24 年 3 月 19 日 14 時 20 分 9 世帯 34 名に避難勧告解除 平成 24 年 7 月 27 日 10 時 15 分 3 世帯 14 名に避難勧告解除

(3) 宝積寺中坂地区

平成 23 年 3 月 25 日 10 時 00 分 5 世帯 20 名に避難勧告発令 平成 24 年 6 月 22 日 14 時 05 分 5 世帯 20 名に避難勧告解除

第1章 震災予防

第1節 防災意識の高揚

計画の目的

町及び防災関係機関は、震災発生時に相互協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、住民及び防災上重要な施設管理者の防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対する防災教育を積極的に実施する。

【担当】○各課等 社会福祉協議会 消防団

町、社会福祉協議会、塩谷広域行政組合、消防本部、及び消防団(以後「町等」という。)の役割

第1 町民の防災意識の高揚

1 自主防災思想の普及、徹底

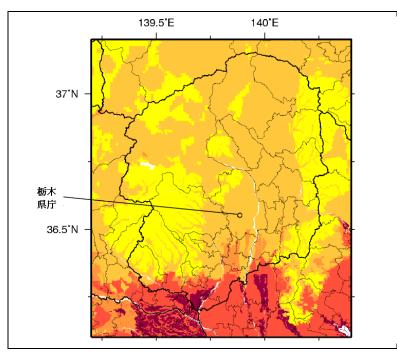
自らの身の安全は自ら守るという「自助」の精神が防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。平常時には、地震に関する基本的な知識を身に付けると共に、各家庭において住家の耐震化、大型家具・電化製品の固定、安全な配置等に努める一方、地域自主防災組織等が行っている防災活動に積極的に協力し、災害時には、的確に身を守る、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは県、町及び地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

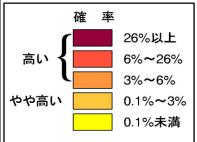
このため、町及び防災関係機関は、町民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命(いのち)・身体(み)を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

ア 発生地震の想定

地震調査研究推進本部で作成している「全国地震予測地図」によれば、 県内の山地を除くほとんどの地域で、今後30年間に震度6弱以上の地震 に見舞われる確率が「やや高い」と評価される0.1%以上であるとされて いる。

このことから、町民の一人ひとりが最低限震度 6 弱以上の地震の発生を想定し、日頃からこれに備えておくことが望まれる。





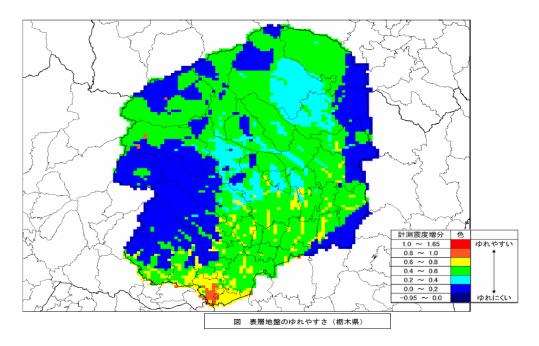
地震調査研究推進本部「全国地震予測地図」から

イ 地盤の揺れやすさ

一般には、地震の規模(マグニチュード)が大きいほど、また、震源から近い(伝播特性の1つ)ほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違い(地盤特性)によってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、固い場所に比べてゆれは大きくなる。

この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現し、このゆれ やすさを視覚的に表したのが次図の「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」 (内閣府作成)である。栃木県では山地などの固い岩盤が地表近くまで 迫っている地域ではゆれにくく、柔らかい軟弱地盤が広がり生活しやす い平地ではゆれやすくなっている。

自分の住む場所がゆれやすい土地なのかどうかあらかじめ把握して おくことも、地震が起きた時にとっさに身を守る助けとなる。



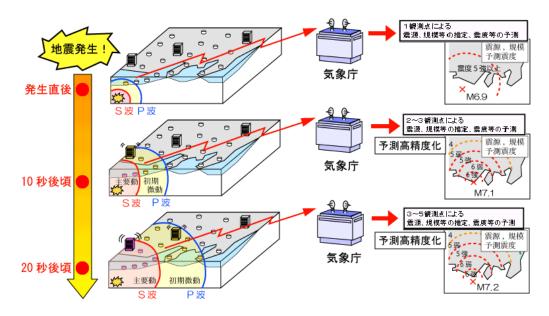
ウ 緊急地震速報による事前覚知

第 10 節第 2 に記載する緊急地震速報を利用することにより、いち早く 大きな地震の発生を知ることができる。

【緊急地震速報のしくみの概要】

地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた初期微動(P波)の観測データを解析し、最大震度が 5 弱以上と予測された場合にその解析結果に基づいて各地での主要動(S波)の到達時刻や震度を予測し、テレビやラジオ、携帯電話等の緊急速報メール等で可能な限り素早く知らせる。

(速報予測のイメージ)



【凍報の発表条件】

地震波が 2 点以上の地震観測点で観測され、最大震度が 5 弱以上と予測されたとき

【速報の内容】

地震の発生時刻、発生場所(震源)の推定値、地震発生場所の震央地名、 強い揺れ(震度5弱以上)が予測される地域及び震度4が予測される地域名

【留意事項】

- ・ 情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、長くても十数秒 から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは速報が間に合わないこ とがある。
- ・ ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された 震度に誤差を伴う。

2 防災知識の普及啓発推進

町及び防災関係機関は、町民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。

また、町は、家庭等で普段からできる防災対策について、町民(特に若い世代)へ継続的に周知していくとともに、警戒レベルとそれに応じて住民がとるべき行動、避難勧告等の住民に行動を促す情報等の意味について周知を図る。

さらに、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な避難場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は、日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。

(1) 普及啓発活動

ア 町民への啓発内容

【速報を覚知したときのとっさの行動】

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは次のとおり自分の身を守る行動をとる必要がある。

| 入手場所 | とるべき行動の具体例 | |
|--------|-------------------------------|--|
| | ○頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れ | |
| | る。 | |
| | <注意> | |
| 自宅など屋内 | ・あわてて外へ飛び出さない。 | |
| | ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場 | |
| | 合は無理して消火しない。 | |
| | ・扉を開けて避難路を確保する。 | |
| | ○館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に | |
| | 従い行動する。 | |
| 駅やデパート | | |
| など集客施設 | <注意> | |
| | ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 | |
| | ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。 | |
| | ○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそ | |
| | ばから離れる。 | |
| 街など屋外 | ○ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそば | |
| | から離れる。 | |
| | ○丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。 | |
| | ○後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、 | |
| | あわててスピードを落とすことはしない。 | |
| | ○ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促 | |
| 車の運転中 | したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落と | |
| | す。 | |
| | ○大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるな | |
| | ど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。 | |

出典 気象庁ホームページ「緊急地震速報を見聞きしたときは」から

イ 生命・身体を守る方法について

実際に地震が発生したときに具体的に身を守る方法として、(一財)消防科学総合センター作成のパンフレット「地震に自信を」では次のような事項を挙げている。

(ふだんの対策)

- ◆ 自分の家がいつ建てられたのかを調べておく。昭和56 (1981) 年 に住宅の建物の強さを定める基準が強化されたため、これ以前に建て られている場合には十分な強度が備わっているか耐震診断を受けて、 その結果に応じた補強を行う。
- ◆ ブロック塀や組積造の塀が、基準どおりに鉄筋が入っているか、転倒防止の控壁を設けているかなどの安全点検を行い、危険性が確認された場合は補修や撤去等を行う。
- ◆ 家具の固定や配置の見直しで、家の中での家具の転倒、照明や荷物 の落下等が発生しないようにして、特に寝室や居間に安全な空間を確 保する。
- ◆ 家庭で防災会議を開き、大地震のときに家族があわてずに行動できるように、ふだんから次のようなことを話し合い、それぞれの分担を 決めておく。
 - ・ 家の中でどこが一番安全か
 - 救急医薬品や火気などの点検
 - 乳幼児や老人の避難はだれが責任をもつか
 - ・ 避難場所、避難路はどこにあるか
 - ・ 避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置く か
 - ・ 家族間の連絡方法をどうやって行うか、最終的な待ち合わせ場所 はどこにするか
- ◆ いざというときのために消火器や三角バケツなどの消火用具を備 えておく。
- ◆ 避難場所での生活に最低限必要な準備をし、負傷したときに応急 手当ができるように準備しておく。また、非常持出袋などはいつで も持ち出せる場所に備えておく。
- ◆ 日頃から避難場所や避難経路、近所の危険箇所を確認しておく。
- ◆ 自分の住む地域が、揺れやすい土地かどうか、日頃から調べておく。

(地震が起きたときの最初の行動)

- ◆ 揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身を隠す。 座ぶとんなどが身近にあれば、頭部を保護する。
- ◆ 揺れを感じたら、玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。
- ◆ 大揺れは1分程度でおさまるので周囲の状況をよく確かめ、あわてて外へ飛び出すことなく落ち着いて行動する。
- ◆ 使用中のガス器具、ストーブなどは、すばやく火を消す(石油ストーブは「対震自動消火装置」のものを使用する)。ガス器具は元栓を締め、電気器具はコンセントを抜く。

- ◆ 万一出火したら、まず消火器や三角バケツなどの消火用具でボヤ のうちに消し止めるようにする。大声で隣近所に声をかけ、みんな で協力しあって初期消火に努める。
- ◆ 狭い路地や塀ぎわは、瓦などが落ちてきたり、ブロック塀やコンクリート塀が倒れてきたりするので近寄らない。
- ◆ 崖や川べりは、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合がある ので、これらの場所には近寄らない。
- ◆ 不要、不急な電話は、かけないようにする。特に消防署等に対す る災害状況の問い合わせ等は消防活動等に支障をきたすので行わな い。

(避難するときの注意点)

- ◆ 避難するときは、必ず徒歩で避難する。このときの服装は運動着 等活動しやすいものとし、携帯品は必要品のみにして背負うように する。
- ◆ 山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、崖崩れが起こりやすいので、 自分ですばやく決断し、ただちに避難する。
- ◆ 海浜にいるときに強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波に備えて直ちに海浜から離れ、急いで高台などの安全な場所へ避難する。このとき、ラジオなどで津波情報をよく聞いておく。
- ◆ テレビ、ラジオの報道に注意してデマにまどわされないようにす る。また、町役場、消防署、警察署などからの情報には、たえず注 意する。

ウ 主な普及啓発活動

- 防災講演会・講習会・出前講座等の開催
- ・ 防災パンフレット、ちらし等の配布
- ・ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等による広報活動の実施
- ・ 電話帳 (NTTハローページ及びNTT防災タウンページ) にお ける避難場所等防災知識の普及
- ホームページやメールによる防災情報の提供
- 防災訓練の実施の促進
- 防災器具、災害写真等の展示
- 各種表彰の実施
- エ 県消防防災総合センター (栃木県防災館) の活用

消防防災総合センター(栃木県防災館)の震度毎の地震、火災発生時の煙体験等を活用して町民の防災技術や防災知識の普及を図る。

オ 消防団員による防災普及啓発活動の促進

町は、消防団員による地域における防災普及啓発活動を促進し、家

具の転倒防止、避難口等の点検、食料・飲料水の備蓄、地震発生時に とるべき行動、家族の連絡体制の確保の重要性等についての啓発、避 難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。

カ 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、町は、インターネット等ICT技術を活用し、災害情報の発信を積極的に実施する。また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高いものを活用した啓発を実施するよう努める。

(2) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高 揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

- 防災とボランティア週間(1月15日~1月21日)
- 春季全国火災予防運動実施週間(3月1日~3月7日)
- 山地災害防止キャンペーン(5月20日~6月30日)
- がけ崩れ防災週間(6月1日~6月7日)
- 土砂災害防止月間(6月1日~6月30日)
- 防災週間 (8月30日~9月5日)
- ・ 秋季全国火災予防運動実施週間(11月9日~11月15日)
- 雪崩防災週間(12月1日~7日)
- とちぎ防災の日(3月11日)

第2 児童・生徒及び教職員に対する防災教育

町は、本章第20節第1の3記載のとおり、安全教育指導資料等の活用や防災に関する各種研修の実施により教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図り、これを以て学校教育を通じた児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

第3 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

町は、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に出火防止、初期消火、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の 予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- 危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設
- 病院、社会福祉施設
- ホテル、旅館、大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設

第4 職員に対する防災教育

町は、職員に対して震災時において適切に状況を判断し、的確な防災活動を遂行できるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練を実施し、防災教育の徹底に努める。

- 地震の基礎知識や気象庁から発表される地震関連情報に関する知識
- ・ 地震災害に対する予防、応急対策に関する知識
- ・ 大規模地震発生時における職員がとるべき行動と具体的役割(職員の初動体制と役割分担等)
- ・ 防災行政ネットワーク等通信施設の利用方法
- その他災害対策上必要な事項

第5 防災に関する調査研究等

震災は、地震の揺れの大きさや周期、継続時間とその地域の建物構造、密集 度等地震の状況により被害状況の違いが予想される。

このため、町及び防災関係機関は、緊密な連携を取り合い、大規模地震発生時に想定される現象や被害について学習し、調査研究を推進するよう努める。

第6 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人(日本語の理解が十分でない者)等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第7 言い伝えや教訓の継承

町及び町民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等と、東日本大震災における経験も併せ、大人からこどもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

第8 職員向け災害救助法等の研修の実施

町は、平時から災害救助法、被災者生活再建支援法、激甚災害の法制度について理解を深めるために、町職員向けの研修会を開催するとともに、必要に応じて担当者向けの手引きを作成する。

第2節 地域防災の充実・ボランティアとの連携強化

計画の目的

自助・共助の精神に基づき災害に対応できる体制を整えるため、自主防災組織や防災関係諸団体の育成・強化を行うとともに、人的なネットワークづくりの促進に努める。また、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制整備に努める。

【担当】〇地域安全課 総務課 健康福祉課 都市整備課 産業課 社会福祉 協議会 消防団

住民の役割

第1 防災活動の推進

- 1 各家庭における防災活動の推進
 - (1) 平常時の活動
 - ① 家族での防災準備
 - ア 避難場所や避難経路を確認しておく。
 - イ 家族の安否確認方法をあらかじめ決めておく。
 - ウ 3日分相当の食料・身の回り品等を家庭内に備蓄しておく。 (食物等アレルギーの場合は、その後の補給を考慮すること。)
 - エ 医薬品(常備薬を各家庭で備えて、医師等の治療を要しないケガに対応することとし、救護所の負担を軽減すること。)を準備しておくとともに、応急手当の方法を修得しておく。
 - ② 災害時に危険な場所をあらかじめ知っておく。
 - ③災害時における地域組織での役割分担を知っておく。
 - ④ 家屋の耐震補強、家具等の転倒防止、及びブロック塀の倒壊防止措置をする。
 - ⑤ 防災訓練に参加する。
 - ⑥ ハザードマップ(洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域)の確認、地域防 災マップを作成し危険箇所の確認
 - (2) 災害時の活動
 - ① 自分と家族の安全確保を図るとともに、出火防止や初期消火活動を行う。
 - ② 災害の前兆現象を早期に発見した場合は、町地域安全課(Tm028-675-8110) へ通報する。
 - ③ 避難が必要な場合は、家族等と避難するとともに、近隣者の避難補助や、避難者の誘導活動に協力する。
 - ④ 負傷者や避難行動要支援者の救出及び援助活動に協力する。
 - ⑤ 負傷者数や被災状況等を町へ情報提供する。
 - ⑥ 飲料水や食料など支援物資の配分、炊き出し、及び給水活動に協力する。

2 自主防災組織における防災活動の推進

- (1) 平常時の活動
- ① 避難場所や避難経路を確認しておく。
- ② 災害時に危険な場所をあらかじめ確認しておく。
- ③ 災害時における地域組織での役割分担を確認しておく。
- ④ 避難行動要支援者への避難支援について確認しておく。
- ⑤ 防災用資機材の整備・点検や防災訓練を実施する。
- ⑥ あらかじめ自主防災組織本部の位置を決定しておく。

(2) 災害時の活動

- ① 負傷者や避難行動要支援者の救出及び援助活動に協力する。
- ② 初期消火活動に協力するとともに、消防機関の活動の妨げにならないよう協力する。
- ③ 避難が必要な場合は、避難者の補助を行うとともに、安否確認及び避難者の誘導活動を行う。
- ④ 負傷者数や被災状況等を町へ情報提供する。
- ⑤ 災害の前兆現象を早期に発見した場合は、町地域安全課(TEL028-675-8110) へ通報する。
- ⑥ 飲料水や食料など支援物資の配分、炊き出し、及び給水活動に協力する。
- (7) 住民に対する避難勧告等の伝達及び確認を行う。

3 緊急地震速報の活用

平成19(2007)年10月1日から一般への提供が開始された緊急地震速報の有効利用を図る。

○緊急地震速報が公表された場合の注意事項

大切なことは「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。」 ことです。

- (1) 家庭では
 - ① 頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れる
 - ② あわてて外に飛び出さない
 - ③ 無理して火を消そうとしない
 - ④ コンロの近くにいた場合はその火を消す。
- (2) 人が大勢いる施設では
 - ① 係員の指示に従う
 - ② 落ちついて行動する
 - ③ あわてて出口に走り出さない
- (3) 自動車運転中は
 - ① あわててスピードをおとさない
 - ② ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促す
 - ③ 急ブレーキはかけず、緩やかに速度をおとす
 - ④ 大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止

- (4) 屋外では
 - ① ブロック塀の倒壊等に注意
 - ② 看板や割れたガラスの落下に注意
 - ③ 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難
- (5) 鉄道・バス乗車中は、つり皮、手すりにしっかりつかまる。
- (6) エレベーターでは、最寄りの階で停止させ、すぐに降りる。
- (7) 山やがけ付近では、落石やがけ崩れに注意する。

事業所の役割

第1 事業所等の自主防災体制の充実・強化

事業所等は、平常時から災害予防に万全を期すとともに、災害発生時は、被害を最小限に食い止め、利用者や従業員の安全を確保するため、迅速かつ的確な対応を行い地域社会の一員として、防災活動に協力できる体制を整える。

- 1 防災責任者を育成する。
- 2 建築物の耐震化を促進する。
- 3 防災訓練を実施する。
- 4 従業員に対する防火知識を普及する。
- 5 自衛消防隊の結成と防災計画を作成する。
- 6 地域防災活動への参加・協力・支援をする。
- 7 防災用資機材の備蓄や維持管理をする。
- 8 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄をする。
- 9 広告や外装材等の落下防止をする。

○緊急地震速報が公表された場合

- (1) オフィスでは
 - ① 頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れる
 - ② あわてて外に飛び出さない
 - ③ 無理して火を消そうとしない
- (2) 人が大勢いる施設では
 - ① 係員は、来客者等をおちつかせる
 - ② あわてて出口に走り出さないよう指示する
 - ③ 倒壊の危険のある陳列棚等から来客者等を離れさせ、頭を保護しながら低い姿勢をとるよう指示する。
- (3) 自動車運転中は
 - ① あわててスピードをおとさない
 - ② ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促す
 - ③ 急ブレーキはかけず、緩やかに速度をおとす
 - ④ 大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止する
- (4) 屋外では
 - ① ブロック塀の倒壊等に注意をうながす

- ② 看板や割れたガラスの落下に注意をうながす
- ③ 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難をうながす
- (5) 鉄道・バス運転中は、速度をおとし安全な場所に停車する。
- (6) エレベーターでは、最寄りの階で停止させ、すぐに乗客をおろす。

町等の役割

第1 防災対策の推進【地域安全課・総務課・都市整備課・産業課・社会福祉協議会・ 消防団】

1 防災対策として災害に強い住宅対策の推進

新築、増築に合わせた住宅の耐震対策や住宅の強化対策を促し、災害に強い 住宅の促進を図る。

2 自主防災組織

町では、地域単位で自主防災組織を結成しているが、組織の最終的な理想の 形として、平常時には防災知識の普及や啓発、地域内の安全や設備の点検、防 災訓練などが行えることが望ましい。また、災害が発生した場合には、情報を 収集して住民に迅速に伝え、初期消火活動、被災者の救出や避難誘導、避難所 の運営などの役割を担ってもらうことが望ましい。町では、平成 29 (2017) 年 度から自主防災組織が自主的に長期的な組織運営をすることを目的に防災活 動に必要な資機材等の購入に補助を行っている。

3 防災士

自主防災組織を運営するにあたり、課題の一つとして、組織を牽引するリーダーの不在が挙げられる。防災士とは、「自助・共助・協働を原則として、かつ、公助との連携充実につとめて、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、さらに、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として認められた人」のことで、自助・共助の活動を災害発生時に実践する人材として、また平常時においても、これら自助・共助による防災活動にについて、その重要性等を啓蒙する活動の担い手として期待される。

町では、防災リーダーの育成が急であるとの観点から、自主防災組織を防災 士によって活性化し、実効性のある地域防災力の構築を図ることを目的に、防 災士の資格取得に係る費用負担をしている。

4 消防団

本町の消防団は1分団から8分団(団員数は226人(定員255名高根沢町消防支援隊27名含)[2020.4.1現在]で構成されており、災害時には消火、水防、救出救助、避難誘導等を実施するとともに、平常時には火災予防活動や啓発を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。このため次のような事業を実施し、消防団の育成強化と装備の充実を図るとともに、消防団員の加入促進等、特に女性消防団員の加入促進を図り、地域防災力の強化を進め住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通じて自主防災組織

やボランティア団体等との連携を図る。

- (1) 消防団活動に必要な各種資機材の整備・充実
- (2) 消防団員に対する各種教育訓練の実施
- (3) 地域住民に対する消防団活動や加入促進の広報等
 - 消防支援隊の配置

町内において日中の火災又は大規模な災害が発生した場合に消防団 各分団長の指揮のもとで支援活動を行うものとする。

なお、平常時においては、地域防災活動の支援を行うものとする。

5 女性防火クラブ

地域における防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、消防団や自主防災組織との防災訓練を通じ、女性防火クラブの育成・強化を図る。

6 ボランティア団体等

(1) ボランティアの育成及び連携

町及び社会福祉協議会は、ボランティア意識の高揚、ボランティア活動者 に対する情報提供、活動拠点の整備及び次のような事業を実施して、ボラン ティアの育成や活動環境の整備に努める。

- ・ ボランティア広報紙の発行
- ・ ボランティア、コーディネーターの養成・研修事業の実施
- ・ 専門ボランティアの登録及び、研修の実施
- ・ 自主防災組織やボランティア団体等との連携を図るとともに、活動を支援
- ・ 発災後は、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを 設置
- (2) ボランティア及びボランティアリーダー育成事業の推進

災害時にはさまざまな種類の支援が必要なため、一人でも多くの人がボランティアとして活動できるように、ボランティア(リーダー)の育成を 事業として進める。

(3) 福祉団体関係者との連携強化

町は、福祉の専門団体である在宅福祉ネットと連携し、避難行動要支援 者支援の強化を図るとともに、活動拠点の整備に努める。

(4) 企業ボランティアの育成

町内の事業者が積極的にボランティアに係ることができるように事業者に対し「企業ボランティア」の育成を行う。

また、企業が持つ専門性を活かした支援活動との連携を図る。

7 人的ネットワークづくりの促進

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、町、消防団、自主防災組織、 女性防火クラブ及び、在宅福祉ネット、ボランティア等の連携を促進すること により、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導 及び、救出救助などの応急活動が、相互の協力により効果的に実施される体制 づくりに努める。

8 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進(地区防災計画策定の推進)

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区内における自発的な防災活動に関する計画(地区防災計画)を作成し、これを町地域防災計画に定めるよう、町防災会議に提案することができる。

地区防災計画について、町(市町村防災会議)は、提案された計画の趣旨を踏まえ、町地域防災計画に当該計画を位置付けるものとする。

町は、地区における計画策定が進むよう必要な支援を行う。

第3節 防災訓練の実施

計画の目的

災害時に効果的な災害応急対策が実施できるよう、防災関係機関や幅広い地域住民も参加した実践的な訓練を行う。また、訓練実施後には、結果の評価を行い防災体制の整備、計画見直し等の参考とする。

【担当】○各課等 社会福祉協議会 消防団

現状と課題

防災訓練には、防災関係機関や住民も参加する総合防災訓練等の実動訓練、災害を 想定し、対策等を検討する図上訓練、職員の迅速な動員を図るための非常招集訓練、 情報の伝達を主とする通信訓練等様々なものがある。

県、町では、これら様々な訓練を平常時に実施し、災害時に的確な初動対応が可能となるよう体制を整備する必要があり、これらを踏まえた上で、より実践的な初動対応訓練を実施していく必要がある。また、訓練を実施する際、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人(日本語の理解が十分でない者)等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める必要がある。

なお、防災訓練の実施後においては、その結果の評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ初動体制等の改善を図る。

住民の役割

第1 住民・自主防災組織等による訓練

地域防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関の協力を得て、次の訓練を実施する。

- (1) 情報伝達訓練
- (2) 初期消火訓練
- (3) 避難訓練·避難誘導訓練
- (4) 救出·救助訓練
- (5) 避難所設置訓練等

町等の役割

第1 総合防災訓練【各課等・社会福祉協議会・消防団】

町は、地域防災計画の検証並びに防災関係機関との連携強化、住民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関、学校及び事業所等との連携により、総合防災訓練を実施する。実施にあたっては、東日本大震災の経験を踏まえ、実践的な訓練を想定し、自助、互助、共助による活動を重視する。

また、災害時の応急対策活動に果たす住民の役割の重要性に鑑み、広く住民が

参加できるよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性に配慮しながら、次のような訓練を実施する。

- (1) 職員の動員、災害対策本部、現地災害対策本部設置訓練
- (2) 情報の収集・伝達及び、災害広報訓練
- (3) 消火、救出・救助訓練
- (4) 避難誘導、避難所・救護所設置運営、炊き出し・給水訓練
- (5) 応急救護、応急医療訓練
- (6) ライフライン応急復旧訓練
- (7) 警戒区域の設定、交通規制訓練
- (8) 救援物資·緊急物資輸送訓練
- (9) 広域応援訓練

第2 個別防災訓練【各課等・社会福祉協議会・消防団・福祉施設・事業者】

1 防災図上訓練

町及び防災関係機関等は、災害時に迅速、的確な応急対策を実施するため、 大規模災害を想定した防災図上訓練を定期的に実施する。

特に発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、防災担当者等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練を行い、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。

2 非常招集訓練

町は、災害時における職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した 非常招集訓練を毎年度実施し、初動体制の確立を図る。

3 通信訓練

町及び防災関係機関等は、被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に 行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

4 消防訓練

町及び消防本部は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消火、水防、救出・ 救助、避難誘導等に関する訓練を実施する。

5 避難行動要支援者の搬送訓練

福祉施設・事業所及び福祉団体ネットワークは、高齢者等の避難が困難な者 に対する搬送訓練を実施する。

第4節 避難行動要支援者対策

計画の目的

要配慮者のうち、災害時の一連の行動に際して支援を必要とする「避難行動要支援者」に対して、避難行動要支援者名簿の作成や情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備、公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の安全確保を図る。

【担当】○健康福祉課 地域安全課 総務課 企画課 学校教育課 こどもみらい課 生涯学習課 社会福祉協議会

町等の役割

第1 避難行動要支援者の現状

災害が発生又は発生する恐れのある場合において、人的な被害を最小限にとどめる ためには、住民一人ひとりが必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために 安全な場所に避難するなどの行動をとる必要がある。

高齢化、国際社会を迎えた現在、避難行動要支援者の占める割合も増加の一途をた どると予想され、対策の重要性は増していくものと思われる。

第2 地域における安全性の確保

避難行動要支援者に対する安全確保を図るため、平成25(2013)年6月の災害対策基本法の改正により、町は名簿を作成し、避難支援等の実施に必要な限度で、本人からの同意を得て消防、警察、民生委員等の避難支援等関係者にあらかじめ情報提供ができることとなった。

1 地域における避難行動要支援者に対する安全性の確保

町は、「高根沢町災害時要援護者対応マニュアル」に基づき、自治会や自主防災 組織等の関係機関と連携を図り、平常時からの要支援者の見守り体制の整備に努 め、かつ要支援者個々のニーズに応じた避難支援を行う。

(1) 町における計画

町は、避難行動要支援者対策に係る全体的な考え方を整理し、町地域防災計画の中で、次の事項を定めておくとともに、下位計画として全体計画を策定する。

- ① 避難支援等関係者となる者
- ② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ④ 名簿の更新に関する事項
- ⑤ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置
- ⑥ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知 又は警告の配慮
- ⑦ 避難支援等関係者の安全確保

⑧ その他必須事項

(2) 避難行動要支援者名簿の作成【健康福祉課】

① 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町内の関係部局で把握している高齢者や障害者等の情報を集約するよう努めるとともに、必要に応じ、県やその他の機関に対して情報提供を求める。県は、町から求めがあった際には、情報提供を行う。

② 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者の範囲について要件を設定し、要件に該当する者について、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要と認める事項を名簿に掲載する。

③ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、町は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

④ 避難行動要支援者名簿の管理

町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名 簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(3) 地域の協力体制の整備【地域安全課・健康福祉課】

避難行動要支援者を災害から守るためには、地域の人々が相互に助けあう環境が整備されることが重要である。そのため、町は、自主防災組織、自治会、消防団、民生委員・児童委員、警察署、医療機関、福祉関係機関等と協力して、避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。

① 関係機関による名簿情報の共有

町は、消防本部、消防団、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に関わる関係者をあらかじめ避難支援等関係者として定め、避難支援に必要な避難行動要支援者の情報を共有する。なお、関係者間における名簿情報の共有にあたっては、必要に応じ誓約書等の提出を求めるなど守秘義務を確保する。

② 名簿情報の活用

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは名簿情報に基づき 避難支援を行う。なお、平常時からの情報提供に同意を得られなかった要配 慮者についても、生命又は身体を保護するために特に必要と認められる場 合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を 提供することができる。この場合には、名簿情報を提供することについて本 人の同意を得ることを要しない。

③ 避難支援の具体化

町は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、避難行動要支援者の同意を得た上で避難支援者を定めるなど、個別計画等により具体的な支援方法を定める。

④ 福祉避難所の確保等

町は、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、避難行動要支援者が安心して避難生活ができる体制・設備を整備した避難所を福祉避難所として指定し、必要数を確保するよう努める。また、避難行動要支援者のニーズに適切に応えられるよう、相談窓口を設置する。

⑤ 乳幼児対策【こどもみらい課】

町は、幼稚園・保育園の管理責任者に対し、災害時における乳幼児の安全 確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難 訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

⑥ 防災知識の普及・啓発【健康福祉課・生涯学習課】

町は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

2 社会福祉施設等の安全性の確保

- (1) 施設の整備
 - ① 公立社会福祉施設【健康福祉課】

町は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性・耐火性・耐震性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

② 民間社会福祉施設【事業所】

町は、民間福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、非常用通報装置の設置についても指導していく。さらに、町は、自力避難が困難な者が多数入所する社会福祉施設 (特別養護老人ホーム、老人保険施設等)のうち、スプリンクラーの設置義務施設については、早急に設置を指導するとともに、設置義務でない施設に対しても設置を促進する。

(2) 非常災害に関する計画の作成【健康福祉課】

町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画(以下「非常災害対策計画」という。)の作成を指導する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、当該計画及び体制を従業者及び利用者に周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。

(3) 緊急連絡体制の確保【健康福祉課】

町は、社会福祉施設に対して、町や関係機関等との緊急連絡体制の整備を 推進し、災害時に必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努める。

(4) 社会福祉施設機能の弾力的運用【健康福祉課】

町は、災害により被災した高齢者、身体障害者、知的障害者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホーム等のショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備・推進を図る。

(5) 夜間体制の充実【健康福祉課】

町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、夜間、休日の職員の勤務体制については、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、実態に応じた体制をとるよう指導を行う。特に、特別養護老人ホーム、老人保健施設等については、管理宿直員を配置するよう指導を行う。

(6) 洪水浸水想定区域等や土砂災害危険区域の情報提供等

【地域安全課・健康福祉課・都市整備課・学校教育課・こどもみらい課】 町は、洪水浸水想定区域、ダム下流河川の浸水想定範囲及び土砂災害警戒 区域内の要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主とし て防災上配慮を要する者が利用する施設)であって、その利用者の洪水時等 に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、浸 水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行 い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

町は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、町長はその旨を公表することができる。

(7) 防災教育・訓練の充実【健康福祉課・社会福祉協議会】

社会福祉施設の管理責任者は、職員、利用者の防災訓練を定期的に実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するとともに、防災意識の高揚を図る。

3 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策【健康福祉課】

(1) 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

町は、高齢者及び障害者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設(避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等)について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

(2) 一時避難のための配慮

町は洪水等の際に自力での避難が極めて困難な要配慮者のために、自ら設置又は管理する公共的施設(社会福祉施設、避難場所となる施設等)につい

て、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

第3 町内在住外国人に対する対策【地域安全課・総務課・企画課・学校教育課・生 涯学習課】

1 外国語化による外国人への防災知識の普及

町は、自らの広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災 啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、 緊急連絡先等の情報提供に努める。また、町は、避難場所標識や避難場所案内 板等の多言語化や標識の標準化に努める。

2 地域等における安全性の確保

日本語をあまり理解できない外国人においては災害時の行動に支障をきた すことが予想されることから、町は、自主防災組織等によりこれらの外国人を 地域全体で支援する体制を推進する。

また、外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対して、これらの者への対策や防災教育を実施するよう指導する。

3 災害時外国人サポーターの確保

町は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努めるとともに、町内在住のALT(外国指導主事)に対し、事前に協力要請をするものとする。

4 災害時における外国人支援体制の整備

町は、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人 (日本語の理解が十分でない者)の安全体制の確保に努める。

第5節 物資、資材等の備蓄、調達体制の整備

計画の目的

大規模な地震災害が発生した直後、地域住民の生活を確保するため、県等と協力し食料・生活必需品、医薬品、防災資機材等の備蓄と調達体制の整備を行う。

【担当】〇地域安全課 健康福祉課 上下水道課 学校教育課 生涯学習課 社会福祉協議会

住民の役割

第1 各家庭における防災活動の推進

- 1 家族での防災準備
- (1) 食料等の救援が途絶した状況にも対応できるよう、家族構成を考慮して最低 3日分の食料及び飲料水、身の回り品等を非常時に持ち出しできる状態で家庭 内に備蓄しておく。

(食物等アレルギーの場合は、その後の補給を考慮すること。)

- (2) 医薬品(常備薬を各家庭で備えて、医師等の治療を要しないケガに対応することとし、救護所の負担を軽減すること。)を準備しておくとともに、応急手当の方法を修得しておく。
- (3) 食料のほかカセットコンロ等調理用の熱源、石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料等の備蓄に努める。
- (4) 避難の際に持ち出しする必要最小限の物品の準備を行うよう努める。

事業所の役割

第1 事業所における防災活動の推進

- 1 事業所での防災準備
- (1)事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、地域住民を考慮しながら、 食料、飲料水等の3日分程度の備蓄に努める。
- (2)病院、社会福祉施設等は入院患者、入居者及び職員等が必要とする 3 日分程 度の備蓄に努める。

町等の役割

第1 食料、生活必需品の備蓄・調達体制の整備【地域安全課・上下水道課】

町は、災害発生から数日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、7日分の飲料水と3日分相当の食料、生活必需品の備蓄に努める。また、広報等を活用し住民に対して家庭内備蓄に努めるよう啓発を行なう。

1 備蓄目標数量

町は、地震被害想定(想定県庁直下型地震)における予想避難所生活者 1,700 人分の飲料水、食料、生活必需品を現物備蓄により確保する。災害時の食料及 び生活必需品は、「自助」「共助」の考え方に基づいて確保されることを前提とし、その上で家屋の倒壊及び焼失などの原因により避難所で生活せざるを得ず、かつ食料等の確保が困難な者や帰宅困難者を対象として備蓄するものとする。 また、家庭内備蓄を積極的に推進する。

| 貯水備蓄目標 | 1,700人×3 %% (1人/日) ×7日間=35,700 %% |
|--------|-----------------------------------|
| 食料備蓄目標 | 1,700人×3食(1人/日)×3日間=15,300食 |

2 備蓄、調達体制の整備

町は、緊急に必要となる食料や生活必需品の備蓄は、避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行う。併せて民間流通業者との協定締結により、流通備蓄を行うほか、必要に応じて近隣市町との共同備蓄を行い、災害時の物資の調達体制を整備する。

また、随時備蓄品の点検・整備を行い、耐用年数、賞味期限等のあるものは、 随時入れ替えを行うなど、備蓄品の管理に努める。

(1) 現物備蓄

次のような品目について、防災拠点に備蓄を行う。

- ① 食料:アルファ化米、カンパン、粉ミルク等
- ② 生活必需品:毛布、簡易トイレ、懐中電灯、紙オムツ等
- ③ 要配慮者用:車イス、ベッド

(2) 流通備蓄

次のような品目について、流通備蓄により調達体制の整備に努める。

- ① 食料:おにぎり、生鮮野菜、果物、食肉製品、牛乳等
- ② 生活必需品: 肌着、外衣、寝具、洗面用具類、炊事道具類、紙製 食器類、生理用品等
- ③ 光 熱 材 料:灯油、ポリタンク、LPガス、コンロ、木炭等
- ④ 要配慮者用:特定用途食品、粉ミルク、ほ乳びん、紙おむつ等特別用途食品・・・難病患者、透析患者などの病者、乳幼児、妊産婦などの健康保持や回復に適した食品のこと。

例えば、乳児のための粉ミルクやアレルゲン除去食品など様々なものがあり、国の標示、許可あるいは承認を受けて特別用途食品マークが付けられている。

(3) その他

- ① 被災者の情報入手の手段として新聞の調達に努める。
- ② 物資集積拠点をあらかじめ定め、集積拠点における在庫管理、各避難所への輸送、配布を行う体制を整備する。
- ③ 災害時用自動販売機の導入を図る。

第2 医薬品、医療救護資機材等の備蓄、調達体制の整備【健康福祉課】

町は、大規模な災害発生時の緊急医療の迅速な対応を確保するため、医療機

関、医薬品卸売業者等と連携を図り、医療品や資機材等の備蓄体制を整備する。

第3 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備【地域安全課】

町は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、備蓄及び、調達体制を整備する。また、資機材の備蓄にあたっては、必要に応じ、市町相互応援協定に基づく共同備蓄や自主防災組織における備蓄を促進する。

1 備蓄対象品目

対象品目は、消火活動、人命救助活動、被災住民の避難生活等において必要な資機材とする。

2 町における対策

町は、地域の実情に応じ必要と想定される資機材を中心に、備蓄、調達体制を整備する。

なお、町単独の備蓄のほか、必要に応じ、近隣市町との共同備蓄の推進に努める。

また、各地域の自主防災組織に対して、必要な資機材の備蓄を行うよう指導するとともに、資機材の整備に対する支援を計画的に実施する。

加えて、町は、救出・救助等における情報収集等を支援するため、災害時に おける無人航空機(ドローン)による情報収集業務等に関する協定の締結業者 と連携し、体制の整備に努める。

第4 物資・資機材等備蓄スペースの確保【学校教育課・生涯学習課】

町は、物資や資機材等の備蓄格納については、小学校の空き教室の利用や学校敷地内に倉庫を設置するなど備蓄スペースを確保し、必要がある場合には、公民館等避難場所となる施設敷地内にも備蓄倉庫を設置する。

第 5 物資の供給体制及び受入体制の整備【生涯学習課・社会福祉協議会】

町は、支援物資等の第1受入先を町民広場のトレーニングセンター等とし、 災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保 した物資の配送方法の確立等避難場所への供給体制の整備及び、被災地外から の救援物資等の受入体制の整備に努める。

第6 輸送手段の確保体制の整備

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備しておく。

第6節 災害に強いまちづくり

計画の目的

道路、公園、河川などの骨格的な都市基盤としての公共施設整備のほか、住宅、産業、教育、福祉医療等の施設の配置についても計画的な土地利用を図るなど、総合的な施策を展開し、災害に強いまちづくりを推進する。

【担当】○都市整備課 地域安全課 健康福祉課 学校教育課 こどもみらい 課 生涯学習課

町等の役割

第1 災害に強い都市整備の計画的な推進【都市整備課】

震災に強い都市整備を進めるにあたっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。

- (1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進 町は、震災発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防 災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。
- (2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進 都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する 計画などを含む将来の望ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確に するものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。

よって、東日本大震災により被災があった地区の状況や今後の防災の観点を考慮しつつ、町の都市計画マスタープランの策定を推進するとともに、町マスタープランに基づき、町は、住民の協力を得て、災害に強い安全性の高いまちづくりに努める。

- 第2 震災に強い都市構造の形成【健康福祉課・都市整備課・学校教育課・こどもみらい課・生涯学習課】
 - 1 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な密集市街地や消防活動困難区域の解消のためには、幹線道路、都市河川などの主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要であり、災害に強い都市構造とするには、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業等の面的整備事業の推進が必要である。

2 防災機能を有する施設の整備

町、県(県土整備部・その他各部局)等の関係機関は相互連携により、土地 区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、災害時における応急対策の活 動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備 を推進する。特に、災害時の重要拠点となる庁舎や消防本部等については、非 構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確 保するよう努める。なお、施設については、本章第 17 節のとおり、十分な耐 震性を確保するよう留意するものとする。

3 火災に強い都市構造の形成

町、県(県土整備部・その他各部局)等の関係機関は、建築物の不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による火災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に伴う火災に強い都市構造の形成を図る。

4 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

本章第4節第2の2のとおり整備を推進する。

第3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備【地域安全課・都市整備課・学校 教育課・生涯学習課】

- (1) 食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一時避難場所や広域避難場所となる防災施設の整備を推進する。
- (2) 道路、公園、河川等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。
- (3) 町は、豊富に存在する地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を 促進するとともに、内陸型発電所やコージェネレーション等の導入拡大による 電力自給率の向上を図り、災害に強い地域づくりを推進する。

第4 火災延焼防止のための緑地整備【都市整備課・学校教育課・生涯学習課】

避難場所として利用される公共施設及び学校等緑化に関しては、樹木の延焼阻 止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するとともに、樹木の防災上の有効 性についての普及啓発を図り、家庭や事業所など震災に強い緑づくりを推進する。

第5 栃木県の地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県(県民生活部)は、「地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)」に基づき、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区の地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関して、「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成している。

町及び消防本部(局)は、この計画に基づき、計画的に施設、設備等の整備 事業を行い、震災に強いまちづくりを推進する。

〇 対象地区

栃木県全域

〇 計画期間、計画額及び進捗率

- 第一次五箇年計画(平成8(1996)年~12(2000)年度)
 - 一 計画額 約2,145億円

- 一 計画終了時の計画額に対する進捗率 89.8%
- · 第二次五箇年計画 (平成13 (2001) 年~17 (2005) 年度)
 - 一 計画額 約2,964億円
 - 一 計画終了時の計画額に対する進捗率 79.7%
- 第三次五箇年計画(平成18(2006)年~22(2010)年度)
 - 一 計画額 約2,532億円
 - 一 計画終了時の計画額に対する進捗率 84.2%
- 第四次五箇年計画(平成23 (2011)年~27 (2015)年度)
 - 計画額 約1,972億円
 - 一 計画終了時の計画額に対する進捗率 86.8%

〇 第五次五筒年計画における対象事業

避難地、避難路、消防用施設、消防活動用道路、緊急輸送道路等(緊急輸送道路、緊急輸送交通管制施設、緊急輸送へリポート、緊急輸送港湾施設、緊急輸送漁港施設)、共同溝等、医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立特別支援学校、公的建造物、海岸・河川施設、砂防設備等(砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池)地域防災拠点施設、防災行政無線設備、飲料水施設・電源施設等、備蓄倉庫、応急救護設備等、老朽住宅密集市街地

第7節 地盤災害予防対策

計画の目的

地震によるがけ崩れ等から、住民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、計画的な予防対策を実施する。

【担当】○都市整備課 地域安全課 消防団

住民の役割

第1 異常発見時の通報

急傾斜地の崩壊兆候を発見した場合には、町地域安全課(Tm028-675-8110) 又はさくら警察署(Tm028-682-0110)に通報するものとする。

町等の役割

第1 急傾斜地崩壊対策【都市整備課・地域安全課・消防団】

1 現況

土砂災害警戒区域等(急傾斜地)は、令和2(2020)年4月現在11箇所あり、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12 年法律第57号)(以後「土砂災害防止法」という。)に基づき、土砂災害警戒区 域等に指定(平成19年3月23日、栃木県告示第204号、第206号)されてい る。また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて、大字 飯室(内屋敷)(平成7年8月29日、栃木県告示第545号)、大字宝積寺(平 和台)(平成24年10月30日、栃木県告示第579号)を急傾斜地崩壊危険区域 に指定されている。

2 土砂災害警戒区域等(急傾斜地)の把握

県の調査により確認された危険箇所以外の急傾斜地についても、町として把握に努める。

3 住民等への周知

町は、県と協力して周辺の住民等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、町又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

- ○危険状況判断のための着眼点
 - ・降雨量、積算雨量等の増加
 - ・崖中途からの地下水の湧水
 - がけに割れ目がみえる
 - がけから小石がパラパラと落ちてくる
 - ・斜面がはらみだす

4 急傾斜地崩壊の災害防止対策

(1) 土地所有者等に対する指導

土地の所有者等に対し、擁壁や排水施設等の防災措置を施すよう指導を行う。

また、土地所有者等による対応が困難と認められるもののうち、緊急性の高いものについては、県に防止対策を要望する。

(2) 融資制度の周知

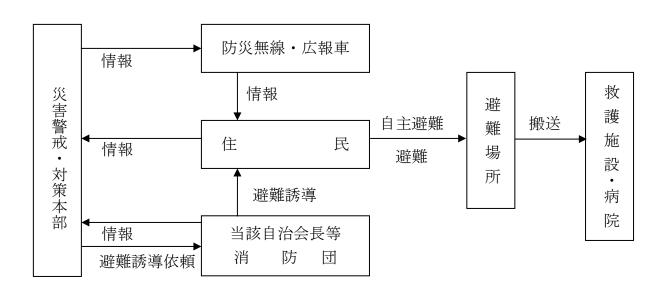
町及び県は、急傾斜地崩壊危険区域(災害危険区域)における土地所有者等による防災工事、家屋の移転等を行う場合に、公的融資制度が活用できる旨、 周知を行う。

- ・がけ地近接等危険住宅移転事業(所管:国土交通省)
- · 防災集団移転促進事業(所管: 国土交通省)

5 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備

危険区域の住民に対しては、常に危険に対する認識を持って早期発見に努めるよう指導するとともに、町や防災関係機関へ通報するなど情報提供を求める。 土砂災害防止法に基づき、県知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、その区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

また、あらかじめ土砂災害に関する情報の伝達及び避難場所に関する事項等について住民への周知を行う。



参考 (資料編第 17-4 土砂災害警戒区域等(急傾斜地)一覧)

第2 宅地造成地災害防止対策等【都市整備課】

地震に起因する崖崩れによる造成地の被害を防止するため、町は、県(県土整備部)と協力し、次の対策等を実施する。

1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に基づく開発許可

1,000 ㎡以上の開発行為を行おうとする者は、町との事前協議に加えて、都市計画法第29条第1項の規定に基づき栃木県知事の許可を取得する必要がある。県は、開発行為が同法第33条に定める技術基準に適合するよう規制を行うことで、宅地造成地の安全性が確保されるよう努める。

2 高根沢町土地開発指導要綱に基づく指導

1,000 m²以上の開発行為を行おうとする者は、高根沢町土地開発指導要綱に基づき町と事前協議を行うことが求められている。この事前協議において、町は開発行為が要綱に定める技術的指導基準に適合するよう指導を行うことで、宅地造成地の安全性が確保されるよう努める。

3 大規模盛土造成地

町は、公表した大規模盛土造成地について、県(県土整備部)と連携しながら、安定性及び安全性確保に向けた取組を実施するとともに、災害防止に努める。

第3 被災宅地危険度判定制度の整備【都市整備課】

町は県(県土整備部)と共に、地震により被災した宅地の余震等による二次災害に対する安全性を判定するため、被災宅地危険度判定の実施体制を整備する。

1 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

2 被災宅地危険度判定実施体制の整備

町は、栃木県被災宅地危険度判定地域連絡協議会において県及び県内市町と の連絡調整を行うとともに被災宅地危険度判定の実施体制について整備する。

第4 地震災害の予防対策【都市整備課】

液状化現象の調査研究

本町周辺において大規模な地震が発生した場合、河川沿い等の沖積地において液状化の可能性が考えられる。町は県と協力し、各種研究機関等において実施される液状化現象に関する研究成果を踏まえ、その結果を住民に周知するよう努める。地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を行うとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

第8節 治水·山地災害対策

計画の目的

大規模な地震に起因する河川の決壊等の被害を軽減し、住民の生命、身体、財産を保護するため、さまざまな保全対策を実施する。

【担当】○都市整備課 産業課 地域安全課

住民の役割

第1 異常発見時の通報

堤防決壊や山腹崩壊兆候を発見した場合には、町地域安全課(Tm028-675-8110)又はさくら警察署(Tm028-682-0110)に通報するものとする。

町等の役割

第1 被害発生の未然防止【地域安全課】

町は、堤防決壊や山腹崩壊兆候の通報を受けたときに、防災関係機関と協力 して当該地区の住民に周知を行い、被害発生の未然防止及び被害の軽減を図る よう体制を整備する。

第2 治水対策【地域安全課・都市整備課】

1 排水施設等の整備

本町の河川は、鬼怒川及び五行川、野元川、冷子川、井沼川、大沼川等があるが、災害危険箇所の再点検を行い、周辺住民への周知徹底を図る。今後、宅地開発等に伴う保水力の低下に対応するため、調整池、雨水貯留施設等の整備や下水道事業の促進も含め、水害に対し安全な地域づくりを進める。

2 河川情報システムの利用

異常気象における雨量、水位情報等の収集・伝達方式等の高度化に協力する とともに、県総合情報ネットワークの利用、河川情報センターと接続するなど により広く情報を収集する。

第3 砂防対策【都市整備課】

本町では、土砂災害警戒区域等(土石流)は確認されていないが、丘陵地における宅地化や各種開発に伴い土砂災害の危険性が高くなっており、適切な開発指導を行う。

第4 治山・山地災害防止対策【都市整備課・産業課】

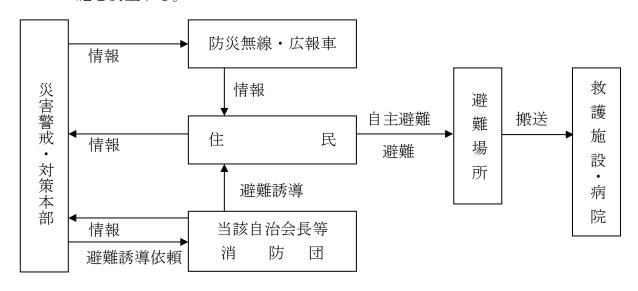
1 治山対策

本町では東西に傾斜がなだらかな丘陵地が存し、緑地として雨水かん養・環境保全等で大きな役割を果たしており、今後とも保安林等の保全に努める。なお、崩壊の危険がある箇所は、県に対し危険度の高いものから順次対策工事の

実施を要望する。

2 山地災害防止対策

山地災害危険地区(令和2(2020)年4月現在)は、山腹崩壊危険地区12箇所が県指定になっており、所在は町東西の丘陵地に分布する。自然特性や保全対象等から危険度を判断し、県に対し危険度の高いものから順次対策工事の実施を要望する。



参考 (資料編 17-3 山腹崩壊危険地区一覧表)

第9節 農業関係災害予防対策

計画の目的

災害の発生に際して、農地・農業施設等の被害を最小限に止めるため、町、県、 関係施設等の管理者等は、施設整備等の予防対策を実施する。

【担当】○産業課

住民の役割

第1 農地・農業施設対策

1 農地・農業用施設対策

(1) 管理体制の整備

農地及び農業用施設等の管理者は、災害による被害を防止するため、農業 用水利施設等の農業用施設の管理について、各管理主体で施設の適正な維持 管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

(2) 施設等の点検・整備

平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

2 用排水施設対策

大規模用排水施設等の管理者は、平常時から施設の定期的な点検を実施し、 異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

出水時等の異常時には、水門開放等応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。また、老朽化等により改修が必要なものについては、計画的な整備に努める。

事業所の役割

第1 農業共同利用施設対策

農業協同組合等の農業共同利用施設等の管理者は、農業共同利用施設(倉庫、 処理加工施設等)の管理について、管理者の育成・確保などにより、管理体制の 整備・強化を図る。また、施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、 災害の予防に努める。

町等の役割

第1 農地・農業施設対策

1 農地・農業用施設対策

(1) 管理体制の整備

町は、農地及び農業用施設等の管理者に対して、災害による被害を防止するため、農業用水利施設等の農業用施設の管理について、各管理主体で施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図るよう指導する。

(2) 施設等の点検・整備

町は、農地及び農業用施設等の管理者に対して、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるよう指導する。

2 用排水施設対策

町は、大規模用排水施設等の管理者に対して、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努めるよう指導する。

出水時等の異常時には、水門開放等応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努めるとともに、老朽化等により改修が必要なものについては、計画的な整備に努めるよう指導する。

第2 農業共同利用施設対策

町は、農業協同組合等の農業共同利用施設等の管理者に対して、農業共同利用施設(倉庫、処理加工施設等)の管理について、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図るとともに、施設管理者に対して、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努めるよう指導する。

第10節 地震情報観測・収集・伝達体制の整備

計画の目的

地震発生時に被害発生地域を想定し、早期の対策に役立てるため、県や宇都宮 地方気象台と連絡を取り、情報を収集、伝達体制を確保する。

【担当】○地域安全課

町等の役割

第1 観測及び情報伝達システム

町は、気象庁が設置している計測震度計から、地震情報を収集し、必要に応じて町民等に伝達する。宇都宮地方気象台は、計測震度計の適切な維持管理を行うとともに、設置環境等の調査を定期的に行い、必要に応じて改善を行う。また、県及び関係機関に地震情報を迅速かつ確実に伝達するため、伝達システムの整備、点検、維持管理を常に行い、必要がある場合は、改善に努める。

○気象庁の発表する地震情報の種類

| 情報の種類 | 発表基準 | 内容 |
|--|----------------|--|
| 震度速報 | ・震度 3 以上 | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測 |
| | | した地域名(全国を 188 地域に区分)と地 |
| | | 震の揺れの発現時刻を速報。 |
| 震源に関する | ・震度 3 以上 | 地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニ |
| 情報 | (津波警報又は注意報を発表 | チュード)を発表。 |
| | した場合は発表しない。) | 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動 |
| | | があるかもしれないが被害の心配はない」 |
| | | 旨を付加。 |
| 震源・震度に | 以下のいずれかを満たした場 | 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニ |
| 関する情報 | 合 | チュード)、震度 3 以上の地域名と市町村 |
| | ・震度3以上 | 名を発表。 |
| | ・津波警報又は注意報発表時 | 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を |
| | ・若干の海面変動が予想され | 入手していない地点がある場合は、その市 |
| | る場合 | 町村名を発表。 |
| | ・緊急地震速報(警報)を発表 | |
| | した場合 | |
| 各地の震度に | ・震度 1 以上 | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の |
| 関する情報 | | 発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュー |
| | | ド)を発表 |
| | | 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を |
| | | 入手していない地点がある場合は、その地 |
| ************************************** | | 点名を発表 |
| 遠地地震に関 | 国外で発生した地震について | 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規 |
| する情報 | 以下のいずれかを満たした場 | 模(マグニチュード)を概ね30分以内に発 |
| | 合等 | 表。日本や国外への津波の影響に関しても |
| | ・マグニチュード7.0以上 | 記述して発表。 |
| | ・都市部など著しい被害が発 | |
| | 生する可能性がある地域で | |
| | 規模の大きな地震を観測し | |
| 7 0 11 0 17 10 | た場合。 | 医世界 10 元 6 元 医 五 七 五 年 6 12 14 2 2 1 4 10 11 |
| その他の情報 | ・顕著な地震の震源要素を更 | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地 |
| | 新した場合や地震が多発し | 震が多発した場合の震度1以上を観測した |
| 単さまた ハナ | た場合など | 地震回数情報等を発表。 |
| 推計震度分布 | ・震度 5 弱以上 | 観測した各地の震度データをもとに、1km四 |
| 図 | | 方ごとに推計した震度(震度4以上)を図 |
| | | 情報として発表。 |

第2 緊急地震速報の普及・啓発

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。また、これを報道機関等の協力を得て住民等へ周知する。

宇都宮地方気象台は、緊急地震速報について住民等がテレビ・ラジオ等で見聞きした時に適切な対応行動がとれるよう、利用の心得などの普及啓発に努める。

○気象庁が発表する緊急地震速報の種類

| 種類 | 発表する条件 | 内 容 |
|-----------|-------------------------------|-----------------------|
| | 地震波が 2 点以上の地 | 地震の発生時刻、発生場所(震源)の推定値、 |
| 緊急地震速報 | 震観測点で観測され、最 | 震度 4 以上が予測される地域名、地震発生 |
| (警報) | 大震度が 5 弱以上と予 | 場所の震央地名 |
| (地震動特別警報) | 測され、栃木県に震度4 震度6弱以上の揺れが予想される場合 | |
| (地震動警報) | 以上が予測される場合 | 別警報に位置づけられる |
| | に発表される。 | |
| | 最大震度 3 以上又はマ | 地震の発生時刻、発生場所(震源)の推定値、 |
| | グニチュード 3.5 以上 | 地震の規模(マグニチュード)の推定値 |
| | 等と予想されたとき、又 | *予測される最大震度が震度3以下 |
| 緊急地震速報 | は 100gal 以上の加速度 | ○予測される揺れの大きさの最大予測震 |
| (予報) | を観測したときに発表 | 度 |
| (地震動予報) | される。(機器制御など | *予測される最大震度が震度4以上 |
| | の高度利用者向けとし | ○地域名 |
| | て提供) | ○震度4以上の地域の予測震度 |
| | | ○大きな揺れ(主要動)の予測到達時刻 |

※ 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

第3 「南海トラフ地震に関連する情報」について

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの 境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や 東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が 観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地 震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能 性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に「南海トラフ地震に 関連する情報」の発表を行う。

「南海トラフ地震に関連する情報」について

| 情 報 名 | 情 報 発 表 条 件 |
|----------------|---------------------------|
| 南海トラフ地震に関連する情報 | ○南海トラフ沿いで異常な現象※が観測され、その現象 |
| (臨時) | が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか |
| | 調査を開始した場合、または調査を継続している場合 |
| | ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大 |
| | 規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高 |
| | まったと評価される場合 |
| | ○南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が相対的に |
| | 高まった状態ではなくなったと評価された場合 |
| 南海トラフ地震に関連する情報 | ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例 |
| (定例) | 会合において評価した結果を発表する場合 |

[※] 南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

第11節 情報収集・通信体制の整備

計画の目的

震災時における迅速、的確な情報収集、伝達体制を確保するため、各種情報、 通信施設の災害対策を講じるとともに、その整備を図る。

【担当】○総務課 地域安全課 企画課

町等の役割

第1 県防災行政ネットワーク等の利用【地域安全課】

災害時における迅速、的確な情報の収集、伝達を確保するため、県防災行政 ネットワーク等を活用し、情報の収集・伝達手段の断絶防止に万全を期す。

- (1) 地域衛星通信ネットワーク(衛星系無線)と電気通信事業者専用回線網(地上系有線)とを組み合わせたシステムにより、県、関係機関・他市町等との確実な通信手段の確保を図る。
- (2) 気象情報の送信・受信システムを利用し、地震情報・台風情報・アメダス情報等をリアルタイムに把握し、災害応急対策を迅速に行う体制を整備するため、町及び他市町、県等の計測震度計による震度情報ネットワークシステムを活用し、被害予想システムと合わせた災害応急活動の強化を図る。
- (3) インターネットを利用し、降水予測、河川の水位情報、ダムの貯水量、及び ダムの放水量等の情報を収集して、被害を予測した応急活動の準備を図る。
- (4) 地形図を基盤として、防災拠点、消防水利、道路情報等の災害応急対策活動 に必要な情報を一元管理した防災情報地図システム(GIS)等の整備を図る。

○県防災行政ネットワークの概要

- ・ 地域衛星通信ネットワーク(衛星系)(平成30(2018)年度機器更新)と自営の 移動無線(移動系)とを組み合わせたシステムを構築し確実な情報伝達を図って いる。
- ・ 県庁を中心に、市町、消防、防災関係機関 115 箇所を衛星系と移動系で整備している。
- ・ 衛星系、移動系とも、専用の回線を保持し、防災上最低限必要な回線数を確保 している。
- ・ 危機管理センターの整備に併せ、防災情報システムを整備し、市町・消防本部 (局)等に気象データや地震情報の提供を行うとともに、県への被害等の報告機 能を取り入れ、情報収集の迅速化を図り、関係機関の連携を強化拡充した。

第2 町防災行政無線、消防無線施設等【地域安全課】

災害時における各種情報の伝達及び被害情報の把握などのため、町防災行政無線(移動系)を各課等に43局が配置され、また、住民周知用に町防災行政無線(同報系)が57基設置されている。また、塩谷広域行政組合消防本部の消防無線は塩谷管内各消防署に配備されており、「J-ALERT (全国瞬時警報シ

ステム)」(平成30(2018)年デジタル化済み)も導入済みである。

国において推進しているデジタル無線及び難聴地域解消のため、町防災行政無線(同報系)のデジタル化工事を令和元年度及び令和2年度で予定している。

また、先行して消防団にIP無線機を導入しているが、移動系防災行政無線を早急にデジタル無線に更新し、対策本部及び避難所並びに対策班に支給して、情報の共有化を図る。

さらに、運用にあたり、町及び消防機関は、各地域の災害状況をいち早く把握し、迅速・的確な災害応急活動を実施するため、通信の途絶防止対策及び、バックアップ体制の整備に努める。

第3 通信施設等【総務課・地域安全課】

1 有線電話

- (1) 災害時における通信を確保するため、電気通信設備付近の耐震化を図る。
- (2) 災害時の通信を確保し、迅速な復旧のため、災害対策機器の整備を図る。
- (3) "171" 災害用伝言サービスの仕組みや利用等の周知に努める。
- (4) 災害対策本部設置予定の場所に、緊急時には電話を増設できるよう、あらかじめ配線を施し、通話器を準備しておく。
- (5) 「災害時優先電話」の利用を図る。
- (6) 避難者及び帰宅困難者への安否確認等の通信確保の観点から、高根沢町拠点 避難所に設置した特設公衆電話の利用を図る。

2 携帯電話

- (1) 災害が発生した場合において通信を確保するため、携帯電話は、「NTTドコモ」だけでなく、「KDDI」等の会社の通信手段も確保し、1社の通信設備が故障しても、他社の通信設備が使用できる可能性があるので、2重の通信手段を確保する。
- (2) 携帯電話災害用伝言板の仕組みや利用等の周知に努める。

第4 公共・民間無線の活用【事業所・地域安全課】

緊急連絡等のため、警察通信施設、タクシー無線及びアマチュア無線局等の 車載型無線機等所持者からの情報収集などの利用が図られるよう、事前に協定 等の締結を進める。

第5 ホームページの利用【企画課】

インターネットの利点は、不特定多数が同時にそれぞれの目的で情報にアクセスできることにある。他の情報システムでは、一方的な情報提供による偏りが起こるが、インターネットでは、情報の発信側と受信側双方の通信が可能であり、そのため現地の情報が瞬時に伝えられその情報はネットワーク上に蓄積されるため途切れることがない。

インターネットは、電気の供給不足や電話回線が切断されると利用できなく なるという欠点があるが、インターネットの利点を助長するため、防災に関す るシステムの構築や避難拠点施設等の通信インフラの整備や強化に努める。 新潟県中越沖地震では、ホームページによる情報発信が有効に行われた。

本町においても、災害時における情報発信の手段として、携帯電話で利用できる町のホームページも含め、提供できる情報の種類等について検討を行い準備をする。

第6 防災メールの利用【企画課】

本町の防災メール及び緊急速報メールの配信機能を利用し、防災担当者や被災者等にリアルタイムの情報を提供する。

第7 インターネットの利用【企画課・地域安全課】

災害時において、町民が情報を得るため、町ホームページへのアクセスが集中して、町からの災害情報を閲覧することができなくなってしまう恐れがあることから、企業との災害に係る情報発信等に関する協定に基づき発信手段を確保する。

第8 町民からの情報収集体制の構築【企画課・地域安全課】

町は、災害時における町民からの情報収集体制の構築を図る。各小学校を地区の災害情報収集等の拠点とし、各地域で発生した災害について小学校で得た情報を災害対策本部に発信するほか、掲示板等を活用して町民にも発信する。

第12節 避難体制の整備

計画の目的

町は、地震発生時に危険区域にいる町民、駅等に溢れる帰宅困難者、不特定多数の人が集まる施設の利用者を混乱なく避難させるため、あらかじめ避難所等の選定、避難誘導体制、避難場所等運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

また、避難に関する知識を町民に対し周知徹底する。

【担当】〇地域安全課 健康福祉課 環境課 学校教育課 生涯学習課

町等の役割

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定【地域安全課・健康福祉課・環境 課・学校教育課・生涯学習課】

1 指定緊急避難場所の指定

町は、発生しうる災害の想定や東日本大震災における経験を踏まえ、公園、グラウンド、公民館、学校、体育館等公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで指定緊急避難場所(以下「緊急避難場所」という。)又は指定避難所(以下「避難所」という。)として指定し、町地域防災計画に定める。

また要配慮者が必要な支援を受けられる体制を整備した福祉避難所を指定する。

さらに、現在指定している箇所が、避難した住民を受け入れる施設として適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、4に記載の事項に留意し適切な整備、又は、指定替えを行う。

また、新たに指定を行ったり、指定を解除したりした場合には、速やかに公示して住民に周知するとともに、県(県民生活部)に対して報告を行う。

- (1) 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。
- ア 災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該緊急避難場所 が開設される管理体制を有していること。
- イ 災害発生のおそれがない区域 (安全区域) 内に立地していること。
- ウ 安全区域外に立地する場合には、当該災害に対して安全な構造であるこ と。
- エ 地震を対象とする施設又は場所を指定する場合には、当該施設が地震に対して安全な構造であること、当該場所又はその周辺に地震発生時に人の 生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。
- (2) 町は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

2 指定避難所の指定

(1) 町は、一時的に難を逃れる緊急時の避難場所とは区別して、被災者が一

定期間生活する場所としての指定避難所を平常時から事前に必要数指定する。

- (2) 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。
 - ア被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有していること。
 - イ 速やかに、被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有していること。
 - ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
 - エ 物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。
- (3) 避難所の指定については、上記(2)の基準に加えて、次のことにも留意すること。
 - ア 原則として地区別に指定し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
 - イ 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、 災害により重大な被害が及ばないこと。
 - ウ 生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。
 - エ 緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

3 福祉避難所の指定

- (1) 町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を必要数確保し、指定する。
- (2) 指定にあたっては、2に記載する指定避難所の指定基準のほか、次の基準に基づき、指定するものとする。
 - ア 耐震化、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策が図られ、バリアフリー化された施設であること。
 - イ 要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。
- (3) 福祉避難所の指定には、バリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適しており、かつ生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センターや介護保険施設、障害者支援施設等の施設を活用すること。

4 避難所の整備

町は、避難所の整備にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次のようなことに留意するものとする。

- ○整備にあたっての留意事項
 - ・ 避難収容施設においては、耐震性を確保すること。
 - ・ いつでも避難所として使用できるよう、平時において点検・維持補修を 行うこと。
 - ・ 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備や電源の確

保に努めること。

- ・ 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を 行うものとする。
- ・ 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- ・ 帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の共通 化(平成28年3月28日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普 及啓発・連携担当)・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事 務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で 使用すること等を指示された平成28(2016)年3月22日付で日本工業規 格(以下「JIS」という。)において、制定・改正され、公示されたピク トグラム)、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人(日本 語の理解が十分でない者)の避難に資するため、多言語表示シート等の整 備に努めること。
- ・ 食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
- ・ 要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレのほか、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
- ・ 要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理してお くこと。
- ・ 体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
- ・ 通信事業者(東日本電信電話(株)外)の協力を得て、災害発生時に速 やかに避難場所へ非常用固定電話やインターネット等の通信施設が設置 できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線 LAN (Wi-Fi)の利用ができる環境整備に努める。
- 必要に応じて家庭動物(ペット)のためのスペースの確保に努めること。
- ・ 安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保に ついて検討しておくこと。

第2 避難に関する知識の周知徹底【地域安全課】

町は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、緊急避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、緊急避難場所への持出品、避難勧告・避難指示の意味やその発令があった時にとるべき避難行動等避難に必要な知識等について幅広い年代の住民への周知徹底に努め、企業、事業所等はこ

れに協力する。

さらに、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

第3 避難実施・誘導体制の整備【地域安全課・健康福祉課】

1 避難勧告等の伝達手段の整備

町は、地震に起因する崖崩れ、火災延焼等が予想される地域の住民に避難勧告等の重要な情報を確実に知らせるため、本章第11節第2のとおり、同報系の防災行政無線を中心とした通信施設の整備等を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達のほか、携帯端末の緊急速報メールなど多様な伝達手段の整備に努める。特に、避難行動要支援者に対しては、障害の特性に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

2 避難誘導体制の確立

(1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

町は、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、東日本大震災の経験を踏まえ、平常時から次のことに留意して避難誘導体制を確立して おく。

- ・ 地区毎に事前に責任者を決定しておくこと。
- ・ 地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- ・ 避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。
- ・ 避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練を実施する こと。

(2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

ア 避難行動要支援者対策

町は、在宅の高齢者、障害者等の避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び福祉関係者(民生委員等)と連携し、避難行動要支援者の個々の状態に応じた避難支援に係る個別計画の策定に努めるとともに、災害時に安全かつ迅速に避難行動要支援者を誘導できるよう、平常時においても所在や健康状態の把握に努める。

また、町は、避難行動要支援者が利用する公立社会福祉施設について、施設利用者の個々の様態に対応できる避難支援プランを策定するよう努めるとともに民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う。(本章第4節参照)

イ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

町及び消防本部(局)は、不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第4 避難所管理・運営体制の整備【地域安全課】

1 避難所管理・運営体制の確認

町は避難所がスムーズに開設・運営できるよう、避難所管理・運営マニュアルを作成するとともに、各避難所の管理責任者をあらかじめ定め、責任者への連絡手段・方法、地元自治会との協力体制等も毎年度確認しておく。

2 職員派遣体制の整備

町は、災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行なうため、避難所 への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

町は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、自治会、町社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得るなど連携して避難所運営体制を事前に検討しておく。

4 指定管理者等との役割分担の明確化

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

5 専門家等との情報交換

町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため に、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第5 帰宅困難者対策【地域安全課・生涯学習課】

1 帰宅困難者の定義

「帰宅困難者」とは、大規模震災の発生による鉄道等の交通機関の運行停止のために外出先で足止めされ、自宅に帰ろうとした場合に自宅までの距離が長距離であるために帰宅が困難となる者をいう。

2 一斉帰宅の抑制

震災発生直後に人々が一斉に帰宅を開始した場合、交通渋滞や路上・駅周辺等の混雑を引き起こし、応急活動の妨げになるとともに、転倒や落下物による 負傷等の二次被害を受ける可能性がある。

このため、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に、次のとおり一斉 帰宅を抑制する取組を実施する。

(1) 企業等における対策

企業や学校等は、次の事項等を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等 の作成に努める。

・ 従業員や児童・生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料

水・食料・毛布等の備蓄の確保

- 従業員や児童・生徒等の安否確認手段の確保
- ・ 従業員や児童・生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原 則や、災害用伝言ダイヤル"171"や災害用伝言板等の家族等との安否 確認手段の周知

(2) 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導体制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施する。

また、大規模集客施設の事業者等は、利用者が事業所内で被災した場合における避難誘導体制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施するよう努める。

(3) 町民等への周知

町は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を町民へ周知するとともに、(1)(2)の取組について企業等への啓発を図る。

3 一時滞在施設等の確保

町は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。一時滞在施設としては、町所有の施設を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。

町は、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。

4 帰宅困難者の誘導等の体制整備

町は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の案内誘導について、警察等の関係機関との協力体制の構築に努める。

5 外国人への支援

町は、町国際交流協会等と連携し、外国人の帰宅困難者に対して多言語による情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。

第6 県外避難者受入対策【地域安全課】

1 避難受入れ場所の確保

町は、大規模災害等により県外からの避難者を受け入れる状況の発生に備えて、あらかじめ避難所として使用できる施設を選定しておく。

2 県外避難者受入体制の整備

県外避難者を受け入れる避難所の開設及び運営は、原則として町が第4に準 じて行う。

第 13 節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備

計画の目的

地震に起因する火災の被害の未然防止・被害軽減のため、県、町、消防機関は 連携して、火災予防の徹底に努める。

また、大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、町、消防機関及び県は、災害に備えた体制の整備充実を図る。

【担当】〇地域安全課 総務課 都市整備課 消防団

町等の役割

第1 火災予防の徹底【地域安全課・都市整備課・消防団】

1 地域住民に対する指導

町、消防本部及び消防団は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等の指導を行い、地震発生時における 火災の防止と消火の徹底を図る。

また、町及び消防本部は、防火思想の啓発や災害の未然防止として、女性 防火クラブの育成、指導を強化する。

2 住宅防火対策の推進

地域住民、特に、高齢者、障害者等の要配慮者を住宅火災から守るため、県 (県民生活部・保健福祉部・県土整備部)、消防本部、女性防火クラブ等関係機 関は連携して、住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの普及啓発活動を実施す るなど住宅防火対策の一層の推進を図る。

3 建築物設置者・管理者に対する指導

消防本部は、消防同意制度を通じ、「消防法(昭和 23 年法律第 186 号)」等防火に関する規定について建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備等について、建築物の 用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう、指導を行う。

4 防火・防災管理者の育成

消防本部は、防火及び防災管理者に対して消防計画の策定、防火訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し、資質の向上を 図る。

5 予防査察の強化・指導

消防本部は、消防法に規定する山林、建築物その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、関係者に対し予防対策に万全を期すよう指導する。

6 自衛消防力の強化

(1) 自衛消防組織の確立

建築物の高層化、危険物施設の増加等により、火災初期における活動の重要性が益々高まってきていることを踏まえ、消防本部は、防火管理者、危険物保安監督者制度の効果的な運用等をもって自衛消防組織の確立強化に努め、火災に対する初動体制に万全を期す。

(2) 消防用設備等の整備充実

消防本部は、火災初期での消火、速やかな火災発生の報知、避難の実施、また消防隊活動に対する利便の提供などのため、消防法第 17 条に規定する防火対象物の関係者に対し、消防用設備等を設置、維持させることにより、火災による被害の軽減に努める。

7 防火地域・準防火地域の指定

町は、県(県土整備部)と協議等し、「都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)」に基づく防火地域又は準防火地域を指定することにより、地域内の建築物の防火性能の確保を図る。

第2 消防力の強化【地域安全課・消防団】

1 組織の充実強化

町・消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

2 消防施設等の整備充実

町及び消防本部は、「消防力の整備指針」等により、車両、資機材等の消防施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき消防施設等については、地震防災緊急事業五箇年計画(本章第6節第5参照)により整備する施設等として位置づけ、 積極的に整備促進を図る。

3 消防水利の確保・整備

町は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について、計画 的な推進を図る。

また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性 貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

さらに、県(県民生活部)は町における消防水利施設の整備に関して助言や 各種援助を行い、町の整備計画の促進に努める。

(1) 消防水利施設の整備

町は、消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、耐震性貯水槽・ 防火水槽、その他自然水利等の整備に努める。

(2) 河川水の緊急利用

町は、都市部を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検

討を行い、河川水の有効利用を図る。

(3) 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

町は、庁舎、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じ 耐震性貯水槽・防火水槽等の整備やプールの耐震化を図り、必要な水利の 確保を図る。

4 化学消火剤の備蓄

町は、地域内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤 の確保を図る。

5 広域的な消火応援受入体制の整備

消防本部は、広域的な消火応援受入れ体制を整備する。

第3 救急・救助力の強化【地域安全課・総務課】

1 組織の充実強化

第2の1に準ずる。

2 救急・救助用車両・資機材等の整備

町・消防本部は、救急・救助隊の設置を進めるとともに、「消防力の整備 指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救 急・救助体制の充実を図る。

3 医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への 搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

4 AED(自動体外式除細動器)の活用

職員等にAEDを使用した救急救命訓練を実施して、必要な場合に各公共施設に設置してあるAEDを活用できる体制の整備を図る。

5 応援受入・連携体制の整備

消防本部は、広域的な救急・救助応援受入れ体制を整備する。また、本章 第21節のとおり県警察及び自衛隊との連携体制の整備を図る。

第 14 節 医療救護体制の整備

計画の目的

災害時の救急医療体制を確保するため、県、医療機関等関係機関との緊密な連携により、災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施するための体制整備を図る。

【担当】〇健康福祉課 地域安全課

医療機関の役割

第1 医療機関の対策

医療機関は、自らの被災状況の早期把握や、医療継続の可能性の判断を行える体制を整備する。

また、被災地へ出動する救護班の編成や、応急救護所の設置など救急医療の体制を整備する。

第2 医療体制の確保

医療機関においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図ると ともに、病院防災マニュアルの整備等医療体制の確保を図るための措置を講じ ておく。

- (1) 非常事態に即応するため、入院患者の容体等により避難・誘導、搬送の体制を確立する。
- (2) 毎年避難訓練を実施する。
- (3) 避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- (4) 病院、診療所においては、重症患者、高齢者、乳幼児等自力では避難することが困難な患者は、避難誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別な配慮を図る。

また、高齢者保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り避難が容易になる対策を講じる。

(5) 災害時の負傷者等の応急手当ができる体制を確立しておく。

町等の役割

- 第1 初期医療体制の整備【地域安全課・健康福祉課】
 - 1 町が行う災害医療体制の整備
 - (1) 消防本部及び関係医療機関と連携して、救護所に充てる建物・場所を調査し、 その一覧表を作成する。
 - (2) 救護所に備えるべき器材を検討し、長期保存可能な資機材はあらかじめ確保するとともに、補給先も確保しておく。また、臨時・移動式救護所用の資材 (天幕、テントなど)等の整備を図る。
 - (3) 救護班の編制及び出動体制を確立する。
 - (4) 町内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。

2 自主防災組織等による自主救護体制の整備

町は、災害時の初期医療がより円滑に行われるよう、地域の自主防災組織等が、避難所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動等を実施できるようにするため、消防本部等が実施する「普通救命講習」等への受講を啓発する。

第2 後方医療体制等の整備【健康福祉課】

町は、県、医師会、医療機関等との連携により後方医療体制等の整備を図る。

1 医師会との協定の締結

町は、救護所の救護班等では対応できない重症患者等を収容するため、医師会に協力を要請する業務内容や費用負担を定めた協定を締結し、医師会との協力体制の確立と医療体制の整備を図る。

2 救急医療・広域災害情報システムの活用

町は、県、医師会、救急告示医療機関、救命救急センター、災害拠点病院、消防本部間における情報ネットワークである「救急医療・広域災害情報システム」を活用し、迅速な搬送体制の確立と救急医療の提供を図る。

第15節 緊急輸送体制の整備

計画の目的

大規模災害発生時に、被災地域への応急対策人員、援助物資等が迅速かつ確実 に輸送できるよう、平常時から緊急輸送体制の整備を図る。

【担当】○総務課 都市整備課 生涯学習課 学校教育課

町等の役割

緊急輸送道路の指定状況

平成8 (1996) 年度に栃木県が指定し、平成29 (2017) 年度に見直しを行った本町内における緊急輸送道路は、国道4号、国道408号、県道10号線、県道101号線及び県道61号線である。【参照】国土交通省道路防災情報

参考

| 区分 指定道路 | | 設定基準 |
|---------|------------|---|
| | 国道 4 号 | ・県庁所在地、地方中心都市を連絡する道 |
| 第1次緊急 | (宝積寺-上阿久津) | 路 |
| 輸送道路 | 国道 408 号 | ・県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線 |
| | (宝積寺石神地内) | 道路 |
| | 県道 10 号線 | ・第1次緊急輸送道路と市町村役場、地方 |
| 第2次緊急 | (宝積寺-飯室) | お「妖衆心輸送追路と中間村役物、地方 合同庁舎等の主要な施設を連絡する道 |
| 輸送道路 | 県道 101 号線 | 日内月音等の主奏な施政を連縮する垣 路 |
| | (宝積寺-石末) | 。 |
| 第3次緊急 | 県道 61 号線 | ・第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補 |
| 輸送道路 | (柏崎地内) | 完する道路 |

第1 陸上輸送体制の整備【都市整備課・総務課】

1 道路施設

地震時において安全性、信頼性の高い道路を確保するため施設整備に努める とともに、緊急輸送道路等に巡回・点検等の予防対策を講じる。

- (1) 地震時における道路機能を確保するために、法面崩落等危険箇所の点検や道路パトロールを実施し、補強が必要な箇所については、緊急度の高い箇所から対策を行う。
- (2) 橋梁は、被災した場合において交通に大きな影響を与えるため、新設・架け替えにあたっては、過去の震災被害や最新の知見に基づいた「道路橋示方書」 (平成29年11月)の基準に合致した耐震性の高い橋梁の整備を行う。また既存橋梁についても、耐震点検結果等に基づき、補強が必要な橋梁は、緊急度の高いものから対策を実施する。
- (3) 災害時に緊急輸送道路として確保すべき道路を選定し、道路管理者の立場から災害に強い道路を整備していく。

2 燃料の確保

町は、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき燃料を確保する。

第2 空中輸送体制の整備【学校教育課・生涯学習課】

1 臨時ヘリポート

震災時に、道路の土砂崩れ、橋梁の損壊等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、臨時ヘリポート候補地を陸上輸送との連携を考慮して定める。

(資料編 26 飛行場外・緊急離着陸場)

第3 関係機関との連携による輸送体制の強化【都市整備課・総務課】

1 建設関係機関との連携体制

町は、災害時における道路の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、町内の建設業者等との間に協定等を締結して、事前に協力内容や実施体制について確認しておく等平常時から連携体制の強化を図り、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できるよう体制の整備に努める。

2 物資輸送機関との連携体制

町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、物資輸送機関と協定を締結するなど体制の整備に努める。また、協定締結後は、事前に協力内容や 実施体制について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連絡体制の強化 を図る。

(資料編 27-6 災害時における食糧・生活必需品等の輸送協力に関する協定)

第16節 防災拠点等の整備

計画の目的

大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等の面から重要な役割を担う防災拠点を、関係機関との連携を図りながら、計画的に整備していく。

【担当】〇総務課 地域安全課 健康福祉課 上下水道課 学校教育課 生涯 学習課

町等の役割

第1 防災(災害対策)活動拠点の整備【総務課・地域安全課・上下水道課・学校教育課・生涯学習課】

1 町災害対策本部

災害対策活動の第一線の拠点となる町庁舎について、災害対策本部機能を十分果たすことができるよう、耐震補強工事を含め必要な非常用発電機や対策本部用電話設置の他に、必要な資材等の整備を図る。

2 災害対策活動拠点

災害対策活動拠点には、必要に応じて次のような整備をする。

- (1) 建築物の耐震化
- (2) 非常用電源の整備及びその燃料確保
- (3) 防災行政無線整備
- (4) 耐震性貯水槽・防火水槽の整備
- (5) 備蓄倉庫設置

第 17 節 建築物等災害予防対策

計画の目的

町及び施設等の管理者等は、震災時における建築物の安全性の確保を図るため、建築物の耐震性の強化など、必要な防災対策を講じる。

【担当】○都市整備課 地域安全課 総務課 健康福祉課 上下水道課 学校 教育課 生涯学習課

現状と課題

「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)」(以下、「耐震改修促進法」という。)は阪神淡路大震災の教訓から、建築物の耐震化を促進することを目的として施行され、平成18(2006)年には具体的な目標の設定と、より積極的な耐震化の促進を目指した改正が行われた。これを受け、県は、平成19(2007)年1月に「栃木県建築物耐震改修促進計画」を策定し、町では、平成20(2008)年9月に「高根沢町建築物耐震改修促進計画」を策定した。

また、平成 25 (2013) 年 11 月 25 日には、耐震改修促進法の二度目の改正が行われ、南海トラフ連動型巨大地震や首都直下型地震等の被害想定による甚大な人的・物的被害に対するための、耐震診断の義務化を含む規制強化等の施策誘導が追加された。

このようなことから、県は、平成28(2016)年3月に「栃木県建築物耐震改修促進計画(二期計画)」を策定し、町では、平成29(2017)年1月に「高根沢町建築物耐震改修促進計画(二期計画)」を策定し、引き続き耐震化促進の取組強化を図るとともに、その必要性に関する普及啓発に努めていく。

住民及び事業所の役割

第1 建築物の耐震化

現行の「建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)」に規定されている耐震性能を有しないと想定される既存建築物の所有者は、耐震診断を受けて耐震改修を実施する。

第2 構造物の耐震化

地震によるブロック塀の倒壊を防止するため、日本建築学会が作成した「コンクリートブロック塀設計基準」等を参考にして安全対策を図る。

第3 窓ガラス等の落下防止

建築物等の所有者は、地震による落下物から危害を防止するため、市街地に おける窓ガラス、看板、タイル等の落下危険のあるものについて、平常時から安 全点検に努める。

第 4 家具等転倒防止

タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するため、家具類の安全対策を図る。

町等の役割

第1 建築物の耐震性強化【総務課・健康福祉課・都市整備課・上下水道課・学校教育課・生涯学習課】

1 民間建築物の耐震性の強化

- (1) 耐震改修促進法に規定されている耐震性能を有しないと想定される既存建築物等について、県が策定した「栃木県建築物耐震改修促進計画」を勘案し、「高根沢町建築物耐震改修促進計画」を策定するとともに、建築物の所有者等に指導、助言を行い、耐震診断や耐震改修を促進する。
- (2) 耐震性に関する知識の普及

町は県と協力し、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、耐震 工法、耐震補強の重要性の啓発、耐震改修相談窓口を開設、建築技術者向け耐 震診断講習会の開催等の措置を講じ、既存建築物の耐震性向上の促進を図る。

(3) 関係団体等の協力

建築物の設計、施工について豊富な知識と経験をもつ一般社団法人栃木県建築士会及び一般社団法人栃木県建築士事務所協会等の協力を得て、建築物の耐震性確保を図る。

2 公共建築物の耐震性の強化

(1) 町庁舎等の整備

町庁舎等の耐震性の向上を図るとともに、災害対策活動拠点として防災拠点を整備していく。

(2) 学校施設

災害時における児童・生徒等の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った次のような整備を図る。

① 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前(昭和 56 (1981) 年以前)に建築された校舎等について、 耐震診断を実施し、必要に応じ耐震補強工事を実施する。

② 設備・備品等の安全管理

コンピュータをはじめテレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒等の安全と避難経路が確保できるよう、設置方法、場所等について十分配慮する。

(3) その他防災上重要な公共建築物の耐震化

避難収容施設、医療救護施設、社会福祉施設、児童福祉施設、応急対策活動の拠点となる施設等防災上重要な公共建築物について、施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じ、順次改修等の実施に努める。

第2 震災建築物応急危険度判定制度等の整備【都市整備課】

地震により被災した建築物について余震等の二次災害に対する安全性を判定するため、平成19(2007)年4月に制定した「高根沢町被災宅地危険度判定実施要綱」及び「高根沢町震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、県と連携して応急危険度判定を実施できるよう実施体制を整備する。

(資料編 38 高根沢町被災宅地危険度判定実施要綱 · 39 高根沢町震災建築 物応急危険度判定要綱)

第3 ブロック塀等の倒壊防止及び窓ガラス等の落下防止【都市整備課】

1 ブロック塀等の倒壊防止

昭和53 (1978) 年6月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀等の倒壊による被害が大きく、死亡事故が発生したことから、ブロック塀等の倒壊防止のための施策を推進してきたが、阪神・淡路大震災、東日本大震災においても多くの被害が生じた。また、平成30 (2018) 年6月に発生した大阪北部地震でも、人的被害が発生したことから本町においても、町内全域の通学路を中心にブロック塀点検を行った。

町は、県と連携してブロック塀等の倒壊防止のため町民に対して十分な指導 啓発活動を行い、安全対策を推進する。

なお、公共施設においては、公共施設の設置者及び管理者は、建築基準法の 基準に適合しないブロック塀等の危険箇所の解消に努めるものとする。

2 窓ガラス等の落下防止

町は、地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイル等の落下危険のあるものについて、平常時から安全点検に努めるよう指導啓発活動を行い、安全対策を推進する。

第 4 家具等転倒防止【地域安全課】

町は、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレット等の配布を通じて、住民に対して家具類の安全対策等の普及啓発を図る。

第 18 節 公共施設等災害予防対策

計画の目的

道路、鉄道、上下水道、電力、その他の公共施設は、震災時における応急対策活動の実施や生活の安定に重要な役割を果たす。このため、各公共施設の管理者は、平常時から災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

【担当】○都市整備課 上下水道課

事業所の役割

第1 鉄道施設【鉄道事業者】

鉄道事業者は、構造物の建造にあたっては、耐震性に十分配慮するとともに、 従来の構造物も補修、改良により耐震性の強化を図り、その整備に努める。また、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

第2 電力施設【電気事業者】

災害時における電力供給の確保を図るため、設備の安全化対策、要員・資機 材の確保対策、防災訓練の実施等により予防措置に努め、電力供給の多系統化 等による非常時における電力供給について、一層の対策の推進を図る。

第3 電話施設【電気通信事業者】

災害時における通信の確保を図るため、設備の安全対策、要員・資機材の確保対策、防災訓練の実施等により予防措置に努める。

第4 ガス施設【ガス供給事業者】

災害時におけるガスの早期供給を図るため、設備の安全対策、要員・資機材 の確保対策、防災訓練の実施等により予防措置に努める。

町等の役割

第1 道路施設【都市整備課】

地震時において安全性、信頼性の高い道路を確保するため施設整備に努める とともに、緊急輸送道路等に巡回・点検等の予防対策を講じる。

- (1) 地震時における道路機能を確保するために、法面崩落等危険箇所の点検や道路パトロールを実施し、補強が必要な箇所については、緊急度に高い箇所から対策を行う。
- (2) 橋梁は、被災した場合において交通に大きな影響を与えるため、新設・架け替えにあたっては、耐震設計基準に適合する構造とする。また既存橋梁についても、耐震点検結果等に基づき、補強が必要な橋梁は、緊急度の高いものから対策を実施する。
- (3) 災害時に緊急輸送道路として確保すべき道路を選定し、道路管理者の立場から災害に強い道路を整備していく。

第2 上水道施設【上下水道課】

上水道施設の管理者は、地震に備え、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

(1) 貯溜水の確保

配水池等の耐震性を図るほか、流出入操作弁の電動リモコン化、緊急遮断弁等を設置し、貯溜水の異常流出防止に努める。

(2) 二次災害防止

ポンプ場及び浄水場内での薬注入設備の各種薬品、特に塩素注入設備の塩素ボンベ等の機器及び重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう努める。

(3) 主要施設の維持管理

施設の設計図書等を整備し、復旧のための組織編成を行うとともに、ポンプ場及び浄水場内施設の維持管理においては、点検などにより施設のウィークポイントを表示し、職員に周知徹底させ、被災時には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。

(4) 配水管路等の改良

管路の強化に努めるとともに、支持地盤に合った耐震性のある材料を採用するよう努める。

(5) 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連絡に努める。

(6) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるように、主要施設の資機材の備蓄に努める。

第3 下水道施設【上下水道課】

1 施設の整備

下水道施設の管理者は、施設の新設、増設にあたっては、「下水道施設設計指針と解説」「下水道施設の地震対策指針と解説」に基づき耐震性を考慮した設計を行うとともに、耐震性向上のために開発される資材、器材、工法等も取り入れ、より耐震性のある施設とする。

また、既に供用している施設については、実情に応じ、補修や補強を実施する。

2 施設の維持管理等

施設の設計図書等を整備し、復旧のための組織編成を行うとともに、それぞれの施設の現状を把握し、点検等により危険箇所の早期発見とこれの改善を行う。

第4 河川管理施設【都市整備課】

地震の発生により、河川管理施設等の被災や二次災害としての水害の発生が 予想されるため、河川管理者は、それぞれの施設の点検、警戒活動、広報活動、 応急復旧活動を迅速かつ適切に実施する体制の整備に努める。

第5 廃棄物処理施設【塩谷広域行政組合】

災害に強い施設の整備と平常時から施設の保守点検を定期的に行い、危険箇 所の早期発見に努める。

- (1) 廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制 (メーカーからの技術者の応援体制を含む。) を整備する。
- (2) 復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。

第 19 節 危険物施設等災害予防対策

計画の目的

危険物による災害を防止し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物取扱事業所、県、防災関係機関と連携して予防対策を実施する。

【担当】○地域安全課 健康福祉課 環境課

第1 危険物施設

事業所の役割

1 災害予防対策

- (1) 危険物施設の所有者等が実施する対策
 - ① 危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。
 - ② 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。
 - ③ 大規模な地震発生による影響を十分に考慮し、施設の耐震性の向上に努める。
 - ④ 自衛消防組織等・災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
 - ⑤ 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
 - ⑥ 大規模災害に備え、施設を強化するとともに、防災資機材や化学消火剤等の 危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
 - ⑦ 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

町等の役割

1 消防機関等が実施する対策【消防本部】

- ① 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者(申請者)に対し指導する。
- ② 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の 災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、災害時の安全確保についての再点検を行うよう指導する。
- ③ 危険物施設の管理者等に対し耐震性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。
- ④ 立入検査等の予防査察については、構造、設備の維持管理状況の検査及び貯蔵、取り扱いについての安全管理状況の検査を実施する。
- ⑤ 危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。
- ⑥ 化学消防自動車等の整備に努める。

第 2 LP ガス

事業所の役割

LP ガス販売事業者の規制等は県が監督しており、町は県との連携により一層の安全確保に努める。

- 1 販売事業者、保安機関、充てん事業者等(以下「販売事業者」という)が実施 する対策
- (1) 一般消費者等に対する災害予防措置の実施
 - ① LP ガスの災害事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、洪水による浸水のおそれがある場所については流出防止措置を行い、さらにガス漏れ警報器、耐震自動ガス遮断器付マイコンメーター等の安全機器の整備を促進する。
 - ② 事故防止、災害時における措置について、パンフレット等により具体的に指導する。
- (2) 販売事業者等の災害予防体制の強化
 - ① 従業員の資質の向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、 高圧ガス防災訓練等に積極的に参加させる。
 - ② ガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう、点検に必要な資機材や緊急出動体制を整備するとともに、従業員や消費者への周知を徹底する。
 - ③ 転倒や転落防止の措置をするなど、容器置場の適正な管理を徹底する。
 - ④ 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

第3 毒物·劇物

事業所の役割

1 災害予防対策

- (1) 毒物・劇物施設等の所有者等が実施する対策
 - ① 毒物・劇物施設等の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、毒物・劇物の 貯蔵量、使用量を常に把握しておく。
 - ② 毒物・劇物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。
 - ③ 自衛消防組織等・災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
 - ④ 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
 - ⑤ 大規模災害に備え、施設を強化するとともに、防災資機材や化学消火剤等の 危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
 - ⑥ 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

町等の役割【地域安全課・健康福祉課・消防本部】

県及び町は、消防本部、医療機関等と協力し、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するため、災害発生時の連絡体制を整備する。

第4 放射性物質

事業所の役割

1 事業者(管理者等)

現時点で本町には放射性同位元素取扱施設の存在は確認していないが、放射性同位元素取扱施設の管理者は、災害要因により、放射性同位元素等の漏えい等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、町、県、国に対する通報連絡体制を整備する。

町等の役割

1 放射性物質取扱施設等の把握【地域安全課・消防本部】

現時点で本町には放射性物質取扱施設の存在は確認していないが、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

第5 古タイヤ等堆積物

事業所の役割

本町において古タイヤや自動車等の野外堆積を行うような事業所を把握してはいないが、事業者は、古タイヤ、自動車、廃棄物等を野外に堆積しないよう心掛けるとともに、火災発生防止に努める。

- (1) 野外堆積物の場所、品目、数量、面積等を把握し、火災予防や火災発生時の速やかな通報等について、従業員等に適切な指導を行う。
- (2) 地域住民等の要望がある場合や県、町、消防本部から指導があった場合には、必要に応じて適切な措置を行う。

町等の役割【環境課・消防本部】

本町において古タイヤや自動車等の野外堆積を行うような事業者を把握してはいないが、古タイヤ、自動車、廃棄物等が野外に堆積される場合もあり、県、消防機関と連携して次のとおり野外堆積物の火災発生防止に努める。

- (1) 野外堆積物の場所、品目、数量、面積等を把握し、事業者に対し火災予防や火災発生時の速やかな通報等について適切な指導を行う。
- (2) 地域住民等の要望がある場合は、これを事業者に伝え必要に応じて適切な措置について指導を行う。

第20節 文教施設等災害予防対策

計画の目的

震災発生時の児童・生徒等の安全を確保するため、学校等は、防災面における 安全教育と安全管理の充実を図るとともに、防災体制の強化に努める。

【担当】○学校教育課 生涯学習課

町等の役割

第1 公立学校の対策【学校教育課】

1 学校安全計画等の作成

公立の小学校、中学校、高等学校(以下「学校等」という。)の長(以下「校長等」という。)は、「学校保健安全法(昭和33年法律第56号)」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における児童・生徒等の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。

- ○「学校安全計画」作成上の留意点 年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案 する。
 - ① 災害教育に関する事項
 - 学年別、月別の関連教科、道徳及び総合的な学習の時間における指導 事項
 - 特別活動、部活動等における指導事項
 - ② 災害管理に関する事項
 - ・ 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
 - 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
 - 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
 - ・ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
 - ③ 災害に関する組織活動
 - 家庭、地域社会と連携した地域の危険箇所の点検、防災訓練の実施
 - ・ 教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修
- ○「危険等発生時対処要領」作成上の留意点

学校安全計画を受け、地域・学校の実情等に応じ、次のような事項を盛り 込み作成する。

- ・ 大規模災害時における児童・生徒等の安全確保の方策
- ・ 時間外における教職員の参集体制
- ・ 保護者への引渡し又は学校の保護方策、臨時休業等の措置など保護 者等との連絡体制など

2 学校等の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

校長等は、地震発生時の児童・生徒等の安全確保のために、適切な指示や 支援をすることが求められる。そのため、必要な知識や技能を身に付けると ともに、役割分担等を明確にした上で、学校等の防災管理・組織活動等を具 体的に示した学校等防災マニュアルの充実を図ることが必要である。

(2) 応急対策への備え

校長等は、震災時における児童・生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、児童・生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の 転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

3 児童・生徒等に対する防災教育

町は、学校教育を通じて児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

(1) 防災教育の充実

学校等では、学校安全計画に基づき、児童・生徒等の発達の段階に応じた防 災教育の充実を図る。

① 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進 防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害の事例など を理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

その際に、県(教育委員会事務局)が作成した防災関係指導資料や、国が作成した防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

~自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成~

想定した被害を超える災害が起こる可能性が常にあり、地震・津波でも状況に応じ、臨機応変な判断や行動を取る教育により危険を回避することができた例があったことから、想定を超えた場合の行動や対応を可能とすることを目指して指導していく。

また、児童・生徒等が主体性をもって自らの命を守り抜く、そのために行動 するという態度を身に付けるよう指導していく。

~防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導の充実~

災害発生時に、自ら危険を予測し回避するため、災害に関する知識に基づいて的確に判断し、迅速に行動する力を身に付け、主体的に行動する態度を育成する指導をしていく。

また、東日本大震災の教訓だけではなく、地域において現在も生き続けている過去の災害の教訓を踏まえた知恵、工夫、生活様式を学ぶことも有用である。

② 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進 災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発 達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができ るよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する 意識を高める教育を推進する。

ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。また、よりよい社会づくりに主体的・積極的に参加・参画していく手段として期待されており、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うことにつながる。

(2) 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

(3) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

町は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育 指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第2 社会教育施設の対策【生涯学習課】

1 社会教育施設危機管理計画の作成

公民館や図書館、博物館等の社会教育施設の長(以下「施設長」という。)は、 利用者の安全確保のため、施設設備の被害状況の把握、時間外における職員の 参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

○施設危機管理計画作成上の留意点

年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。

- ① 災害管理に関する事項
 - ・ 防災のための組織作り、連絡方法の設定
 - 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
 - ・ 防災設備・備蓄品の点検、防災情報の活用方法の設定
 - 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
- ② 災害に関する組織活動
 - 地域社会と連携した周辺危険箇所の点検、防災訓練・避難所運営訓練の実施
 - 職員を対象とした防災に関する研修
 - 利用者に対する防災情報提供

2 社会教育施設の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

施設長は、地震発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続・中止について、事業運営担当者との連携を図り、事前対策を確立しておく。

(2) 応急対策への備え

施設長は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関・情報手段、水道・電気等ライフライン途絶時の安全確保などの防災応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

施設長は、施設・敷地や避難通路の安全の確保、重要収蔵物の安全を図るため、設備、物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

3 利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

町は、社会教育を通じて住民に対する防災教育の充実に努め、地域における 防災の知識や避難方法等の習得について機会を充実する。

- (1) 防災教育の充実
 - ア 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した住民への防災教育の充実に努める。
 - イ 防災教育の実施にあたっては、住民が地域の自然環境や過去の災害、 防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動 に資するよう配慮する。
 - ウ 災害発生時に、住民等が自らの安全を守ることはもとより、進んで他 の人々や集団、地域の安全に役立つことが出来るよう、共助を育む仕組 みづくりや学習機会を充実する。
- (2) 避難訓練の実施

社会教育施設における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に利用者等が安全に避難できるように行う。また、近隣地域住民や関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

(3) 職員の防災意識の高揚と指導力の向上

町は、社会教育施設職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、 安全教育を推進するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第3 文化財災害予防対策【生涯学習課】

- (1) 文化財等の所有者又は管理団体若しくは文化財所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。
- (2) 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。

- (3) 文化財防火デー(1月26日、昭和24(1949)年法隆寺金堂が焼失した日) を中心として、防火訓練を実施して、文化財についての防火思想の普及啓発 を図る。
- (4) 被災後に文化財の復元や補修を行うため、その参考資料として図面やビデオ・写真等により被災前の状況を記録する。

第4部 火災対策編 第1章 火災予防 第2節第5の4に準じ、震災に備えた対策を行う。

第21節 防災関係機関相互応援体制の整備

計画の目的

町の対応能力を超える大規模災害の発生に備え、地方公共団体間の広域相互 応援体制並びに警察、自衛隊、ライフライン関係機関との協力体制を平常時から 確立し、支援部隊や物資を円滑に受援できる体制を整備する。

【担当】〇地域安全課 総務課

町等の役割

第1 「災害時における市町村相互応援に関する協定」の適切な運用【地域安全課】 町単独では対応できない大規模な災害の発生に備え、県内市町が締結する「災 害時における市町村相互応援協定」の適切な運用を図るとともに、災害発生時 に協定締結団体へ必要な応援を実施できる体制の整備に努める。

1 ブロック内市町及び各ブロック間の連絡体制の整備

災害発生時における連絡担当部署をあらかじめ定めておき、本町が属する塩谷ブロック内市町及び各ブロック間の災害時の連絡体制について整備しておく。

2 災害時相互応援協定の締結

大規模災害発生時においては、被災地外からの人的・物的支援が有効であることから、町は、できるだけ多くの県内外の市町村との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

(1) 県内市町との協定

町は、第1に掲げる県内市町間相互応援協定の外、必要に応じて他の県内 市町との災害時応援協定締結に努める。

(2) 県外市町村との協定

町は、必要に応じて県の区域外の市町村との災害時応援協定締結に努める。

①ブロック別市町区分

| ブロック名 | 構 成 市 町 村 |
|---------|--------------------------|
| 北那須ブロック | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| 日光ブロック | 日光市 |
| 南那須ブロック | 那須烏山市、那珂川町 |
| 塩谷ブロック | 矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町 |
| 県央ブロック | 宇都宮市、鹿沼市 |
| 芳賀ブロック | 真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町 |
| 県南ブロック | 栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町 |
| 安足ブロック | 足利市、佐野市 |

②応援ブロック

| 被災ブロック名 | 応 援 ブ ロ ッ ク 名 |
|---------|----------------------|
| 北那須ブロック | 日光、南那須、塩谷ブロック |
| 日光ブロック | 北那須、塩谷、県央ブロック |
| 南那須ブロック | 北那須、塩谷、芳賀ブロック |
| 塩谷ブロック | 北那須、日光、南那須、県央、芳賀ブロック |
| 県央ブロック | 日光、塩谷、芳賀、県南、安足ブロック |
| 芳賀ブロック | 南那須、塩谷、県央、県南ブロック |
| 県南ブロック | 日光、県央、芳賀、安足ブロック |
| 安足ブロック | 県央、芳賀、県南ブロック |

3 連絡協議会の開催

協定の円滑な運用を図るため、毎年度、塩谷ブロックで連絡会議を開催し、協 定の内容や各市町との連絡・応援体制について確認を行うとともに、ブロック内 相互応援体制の充実、強化に向けて必要な検討を行う。

4 備蓄体制の充実強化

応急対策活動のための防災資機材及び被災者のための食料、日常生活用品等について各市町の地域特性を考慮し、ブロック内共同備蓄の推進等により備蓄体制の充実に努める。

5 ブロック内市町合同防災訓練の実施

協定に基づく応援業務、受入体制を実効性あるものとするため、ブロック内市 町による合同防災訓練を実施し、相互応援体制の充実、強化に努める。

第2 県と町の連携強化【地域安全課】

県が開催する市町防災担当職員に対する説明会等への参加や、各種防災訓練の合同実施及び高根沢町地域防災計画への助言を受け、町の防災力向上を図るとともに、県と町が連携した災害対策が実施できるよう、より一層の連携強化に努める。

第3 警察、消防本部、自衛隊との連携強化【地域安全課】

大規模な災害が発生した場合、各機関が連携を密にしながら、初期段階における消火、救助、捜索等を迅速かつ的確に実施できる体制を確立することで町民の生命・財産を守るため、初期段階における関係機関の役割分担や連絡調整方法、効率的な協力方法等の検討を行い、相互連携体制の強化を図る。

第4 その他応援体制の整備【地域安全課】

県内市町との間に結ばれた「災害時における市町村相互応援に関する協定」をはじめ、近隣市町及び百貨店等と結ばれた「災害時における食料・生活必需品等の確保に関する協定」などがあり、さらに、民間事業者等との新たな協定の締結

も検討のうえ推進していく。

第5 ライフライン等関係機関との連携【地域安全課】

町は、大規模災害が発生した場合に、ライフライン等関係機関と連携・協力を 図り、住民の安全と生活の早期安定を確保するため、ライフライン等関係機関の 効率的な応急対策業務の実施や連絡方法等を協議して連携を図る。

第6 支援体制の確立【総務課】

町は、首都圏災害時における避難民の受入を含む応援のため、平素から職員派遣や受入住宅の把握等、関係機関との協力体制の確立に努めておくとともに、相互の訓練等を通じて実践に即した体制づくりを行う。

第2章 震災応急対策

第1節 活動体制の確立

計画の目的

地震被害の防止、拡大防止並びに被災者の救出救護等、町は第一次的な防災機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるように、職員の動員及び災害対策本部の設置、関係機関への通報など、災害初動体制を確立する。

また、町及び防災関係機関は災害発生時の業務継続性の確保に努める。

【担当】○各課等 社会福祉協議会 消防団

各段階における業務の内容(各課等においては、高根沢町業務継続計画BCPを参照とすること。)

| 発生から 1時間以内 | ・庁舎内の死傷者や施設の被害状況確認・初期消火、救助救出、避難、避難誘導・非常電源装置作動確認、通信確保 |
|----------------|--|
| 発生から 3時間以内 | ・職員配置及び災害対策本部の設置 |
| | • 被災状況調査指示 |
| 発生から 6時間以内 | ・初期被害状況の情報収集・情報伝達 ・避難所設置指示 |
| 発生から12時間以内 | ・被害状況、対応状況、避難所運営状況等の情報収集及び対応 |
| 発生から24時間以内 | |
| 発生から72時間(3日)以内 | |
| 発生から 1週間以内 | |

町等の役割

第1 初動体制【各課等・社会福祉協議会・消防団】

地震被害の防止、軽減並びに災害応急対策について迅速な対応を図るため、 次のとおり災害に対処する体制を整える。

震災体制基準

| | | W. L. W. B. L. L | Martin I I fato a di cata di ca |
|-----|----------------------------|----------------------------|---------------------------------|
| 14 | 災害警戒体制 | 災害警戒本部の設置及び | 災害対策本部体制 |
| 種 | 災害警戒本部の設置検討 (震度 5 弱) | 災害対策本部の設置検討 (震度 5 強) | (震度 6 弱以上) |
| 別 | *** *** *** | | |
| | 第1配備体制 | 第2配備体制 | 第3配備体制 |
| | ①宇都宮地方気象台が震 | ①宇都宮地方気象台が震 | ①宇都宮地方気象台が震 |
| | 度 5 弱を観測し発表し | 度5強を観測し発表 | 度 6 弱以上を観測し発 |
| | た場合。 | した場合。 ②震度情報ネットワークシステムに | 表した場合。 |
| 時 | ②震度情報ネットワークシステムにより震度5弱を観測し | より震度5強を観測 | ②震度情報ネットワークシステムにより震度 6 弱以上を観 |
| 期 | より辰及り羽を観側し たとき。 | したとき。 | まり辰及 6 羽以上を観り 測したとき。 |
| | ③町域に地震による被害 | ③町域に地震による被害 | ③町域に地震による被害 |
| | が発生したとき。 | が発生したとき。 ④その他本部長(副町長) | が発生したとき。 |
| | ④その他地域安全課長が 必要と認めたとき。 | が必要と認めたとき。 | ④その他本部長(町長)が 必要と認めたとき。 |
| | 地域安全課長が関係課長 | 副町長が関係課長と協議 | 震度6弱以上は自動決定。 |
| 決 | と協議し、必要があると認 | し、必要があると認めると | その他、災害対策本部長 |
| 定 | めるときは、これを決定す る。 | きは、決定する。決定の経 過を町長に報告する。 | (町長)が決定する。 |
| | ①関係担当課は町域をパト | ①関係担当課は自主参集 | ①関係担当課は自主参集 |
| | ロールし、被害状況を調査 | する。 | する。 |
| /.m | する。 ②被害がある場合は、第 2 | ②関係担当課は、町域をパトロールし被害状況を調査 | ②関係担当課は、町域をパトロールし被害状況を調査 |
| 処 | 配備体制に移行し対応 | するとともに、関係担当 | するとともに、関係担当 |
| 理 | する。 | 課は初動体制がとれる | 課は初動体制がとれる |
| 事 | ③その他防災に必要な事 | 準備をする。 ③被害が大きな場合は、第 | 準備をする。 |
| 項 | 項。 | 3配備体制と同様の体制 | ③災害対策全般を処理す |
| | | をとる。 | る。 |
| | | ④その他防災に必要な事 項。 | |
| | ○地域安全課○総務課 | ○副町長 | ○三役 |
| | ○都市整備課○産業課 | ○教育長 | ○全職員 |
| 動 | ○上下水道課○元気あっ | ○第1配備体制の職員 | ○社会福祉協議会の職員 |
| 員 | ぷ創生課○学校教育課○ | ○係長以上の職員 | ○消防団 |
| 職 | こどもみらい課○生涯学 | ○社会福祉協議会の職員 | |
| 員 | 習課○消防団 | ○消防団 | |
| | ※動員職員にあっては各 | | |
| | 課の判断により招集する。 | | |
| | かくてはいてみ ソコス ナる。 | | |

1 災害対策本部設置までの警戒体制

町は、住民に対する救援活動を早急に実施するため、町防災行政無線 (移動系・ 同報系)等の機器を活用し情報収集を迅速に行うなど、災害発生直後の災害警戒 体制をとり、災害応急対策の準備に着手する。 (1) 第1配備体制(災害警戒体制)【地域安全課・総務課・都市整備課・産業課・上下水道課・元気あっぷ創生課・学校教育課・ こどもみらい課・生涯学習課・消防団】

① 体制の基準及び手続き

町域に震度5弱の地震が発生した際及び、その対応策を検討するため地域安全課長が必要と認めたとき、又は関係課長から地域安全課長に要請があったときは協議し必要があると認めるときは、各課において第1配備体制を整える。

② 第1配備体制の内容

第1配備体制を整え、被害状況等の情報を収集し、的確な活動及び連絡体制 を推進する。さらに、災害の程度により第2配備体制の動員ができるよう準備 をする。

③ 代決者

地域安全課長不在時の意思決定は、地域安全課課長補佐が行い、地域安全課 課長補佐が不在の場合の意思決定は、地域安全課係長が行う。

④ 解散

体制の解除は、調査の結果被害がなかった場合に、地域安全課長が決定する。

- (2) 第2配備体制(災害警戒本部体制)【各課等・社会福祉協議会・消防団】
 - ① 体制の基準及び手続き

町域に震度 5 強の地震が発生した際は、役場内に災害警戒本部を設置する。 体制の解除は、町内の状況を把握し、災害警戒本部本部員会議で協議し、副 町長が決定する。

② 第2配備体制の内容

関係各課は、災害警戒本部のもとで防災活動に従事し、相互に情報連絡を 行い、対策を協議し、応急対策を実施する。関係各課は、被害の程度により 第3配備体制のもとで災害対策本部体制に即座に移行できるよう準備する。

③ 代決者

副町長不在時の意思決定は地域安全課長が行い、地域安全課長不在時の意思決定は地域安全課課長補佐が行う。

本部の組織は、次のとおりとする。

災害警戒本部組織

| | 本 部 員 会 議 |
|-------|-----------|
| 本 部 長 | 副 町 長 |
| 本部長付 | 教 育 長 |
| 本 部 員 | 各課長等 |

総務企画部 総務課・企画課・地域安全課・会計課・議会事務局・監査委員(選挙管理委員会)事務局 住民生活部 住民課・税務課・健康福祉課・環境課 建設産業部 都市整備課・産業課・上下水道課・元気あっぷ創生課・農業委員会事務局教育 部 学校教育課・こどもみらい課・生涯学習課 社会福祉協議会

2 第3配備体制(災害対策本部体制)【各課等・社会福祉協議会・消防団】

町域に震度 6 弱以上の地震が発生した場合、震度 5 弱・強以上の地震が発生し、町長が必要と認めた場合、又はその他町長が必要と認めた場合「高根沢町災害対策本部条例」により、町長を本部長として、災害対策本部(以下「本部」という。)を設置し、災害の防御、災害救助、災害警備、その他災害応急対策を総合的に実施する。

なお、本部は原則として高根沢町役場(本庁舎)に設置し、必要に応じて現地災害対策本部も設置する。本部が被災した場合は、次の順に本部を置く。

①農村環境改善センター ②宝積寺アクアセンター ③仁井田ふれあい広場

災害対策本部組織

| | 本 部 員 会 議 |
|-------|-----------|
| 本 部 長 | 町 長 |
| 副本部長 | 副 町 長 |
| 本部長付 | 教 育 長 |
| 本 部 員 | 各課長等 |

本 部 連 絡 員

総務企画部 総務班・消防交通班・財政班・管財班・広報班・会計班
住民生活部 救護班・社会福祉班・住民班・税務班・環境班・保険年金班
建設産業部 農政班・農地班・商工班・
土木建築班・都市施設班・上下水道班
教育部 学校教育班・児童福祉班・社会教育班
社会福祉協議会、自主防災組織及び災害復興支援自主団体等

(1) 本部設置及び解散の手続き

- ① 本部の設置は、震度 6 弱以上の地震が発生したときの自動設置を除き町長が 決定する。この時点で招集される職員は、災害体制動員計画(附属資料)の第 3 配備体制のとおりとする。
- ② 警戒本部が設置されている場合、警戒本部長(副町長)は対策本部設置について協議し、必要があると認めるときは、町長に報告し、町長が決定する。
- ③ 警戒本部が設置されていない場合、副町長は関係課長と協議し、その結果を町長に報告し、町長は対策本部の設置を決定する。
- ④ 本部の解散については、町内の状況を把握し、災害対策本部本部員会議で協議し、町長が決定する。
- (2) 本部の設置及び解散の公表

本部を設置、解散したときは県防災行政ネットワーク等を利用し県危機管理 課を通じて知事に報告するとともに、関係諸機関、隣接市町等に対し、一般加 入電話等適当な方法で連絡、公表する。

(3) 解散の基準

- ① 発生が予想された災害に係る危険がなくなったと本部長が認めるとき。
- ② 当該災害に係る応急対策がおおむね終了したと本部長が認めるとき。
- (4) 災害対策本部の運営
 - ① 本部の運営

ア業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- (ア) 災害救助法の実施に関すること
- (イ) 災害応急対策の実施に関すること
- (ウ) 本部の活動体制に関すること
- (エ) 支部の活動体制に関すること
- (オ) 避難所に関すること
- (カ) 国、県、他市町への応援要請
- (キ) 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整
- (ク) 相互応援に関すること
- (ケ) 災害広報に関すること
- (コ) その他重要な事項に関すること

イ 本部員会議

災害対策に関する重要事項を協議決定し、その推進を図るため、災害対策本部に本部員会議を置く。

- (ア) 構成員
 - 本部長
 - 副本部長
 - 本部長付
 - 本部員

(化) 協議事項

前記の災害対策業務を実施するにあたって、必要な事項を協議する。

(ウ) 招集

本部長が必要の都度招集する。

ウ部及び班

部及び班は、「高根沢町災害対策本部事務分掌表」(資料編 29 高根沢町災害対策本部事務分掌表)の分担業務を実施する。

工 事務局

本部に事務局を置き、地域安全課の職員が担当する。

(7) 業務

事務局は、概ね次の業務を実施する。

- ・災害対策本部の運営に関すること
- ・本部員会議に関すること
- ・本部内の連絡調整
- ・災害に関する情報の収集、伝達
- ・その他必要な事項に関すること

(4) 本部連絡員

事務局に、各部の本部連絡員を置き、次の業務を実施する。

- ・職員動員の連絡
- ・所属部と本部との連絡調整
- ・所属部に関わる被害又は災害対策活動に関する情報の収集、伝達、資料の整理

才 代決者

町長(本部長)不在時等の意思決定は副町長が、副町長不在時の意思決定は地域安全課長が、地域安全課長が不在時の意思決定は地域安全課課長補 佐が行う。

第2 職員の動員配備【各課等・社会福祉協議会・消防団】

地震が発生したときは、あらかじめ定められた震災時の職員の配備基準に基づき、職員及び消防団員の動員を行い、必要に応じ警察官等関係機関職員の出動を要請する。

1 職員の動員

災害体制の動員は、各課長(災害対策本部設置時は各対策部長)の指示による。

2 動員の伝達系統及び方法

(1) 勤務時間内の動員

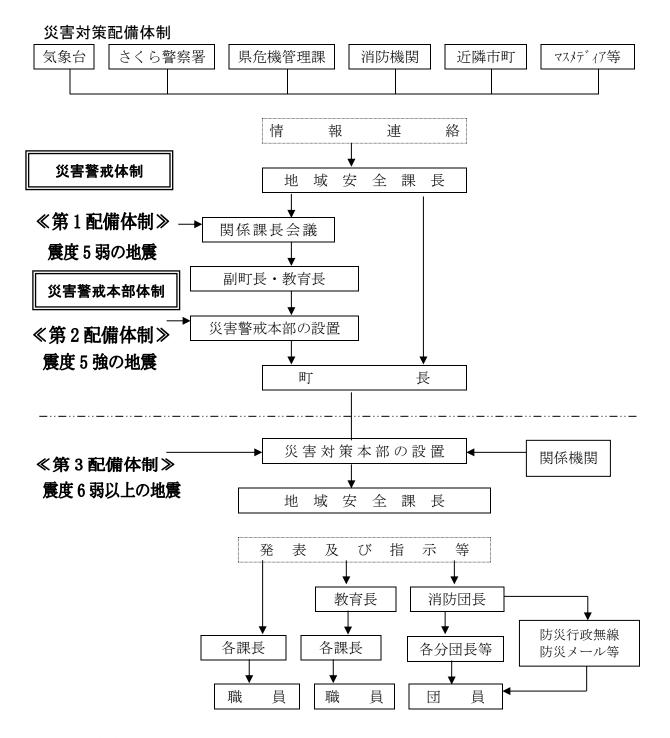
地域安全課長は、本部が設置された場合(本部に準ずる体制の場合も同じ)、 本部長(町長)の指示に従い、教育長に連絡するとともに、各課長に対し配備 を指令するものとする。各課長は、直ちに職員(班員)に連絡し、これを指揮 して対策本部分掌事務又は業務を実施する。

- (2) 休日又は退庁後の動員
 - ① 指定された動員基準により、本庁の災害対策本部組織に自主参集する。
 - ② 各部長または班長は、職員の参集状況に応じ、緊急に応急活動をする必要がある班から順次編制し活動する。

勤務時間外の動員

| 100 - 3 HOVE 200 PC | | | |
|---------------------|--------|-------------------|------------|
| 動員事由 | 配備指令 | 動員対象 | 動員先 |
| | 第1配備体制 | 1. 地域安全課職員 | 本庁 |
| | | 2. 関係担当 (総務課・都市整備 | 改善センター |
| 震度5弱の地震 | | 課・産業課・上下水道課・学 | |
| | | 校教育課・こどもみらい課・ | |
| | | 生涯学習課)職員 | |
| | 第2配備体制 | 1. 上記の職員 | 本庁 |
| 震度5強の地震 | (自主参集) | 2. 係長以上の職員 | 改善センター |
| | | 3. 社会福祉協議会の職員 | |
| 震度 6 弱以上 の地震 | 第3配備体制 | 全職員 | 避難所担当職員以外は |
| | (自主参集) | | 本庁 |
| | | | 改善センター |

- ※動員対象外職員:病弱等で応急活動の実施することが困難であることを本部長が認めた職員。居住付近で緊急に消火活動に従事する場合。人命救助活動に従事する場合。
- ※消防団員である職員については、職員配置基準により従事すること。



3 連絡の方法

テレビ、ラジオ等の震度階級情報により自主参集する。本部の設置、災害体制の決定及び動員の通知は、庁内放送、電話、防災行政無線(同報系、移動系)、電子メールのほか、その他の連絡方法を使用して伝達の徹底を図るものとする。

4 動員配備

(1) 平常勤務日の動員配備

動員された職員は、直ちにその所属班長の指揮下に入り、その指示にしたがって分掌事務を遂行しなければならない。

(2) 勤務時間外の動員配備

勤務時間外又は休日に動員された職員は、直ちに役場又は指示された場所に

集合し、所属班長の指示を受けなければならない。なお、職員は勤務時間外又は休日に災害が発生したときは、その状況により所属班長等と連絡、若しくは自らの判断により登庁する。

(3) 動員配備確立後の報告

本部長(町長)の配備体制の指示に基づき、各部が体制の確立を完了したときは、直ちに本部長に報告する。

(4) 各対策班間の応援

災害の状況により、災害対策実施に緩急が生じ、又は局限されたときは、本 部長(町長)は必要に応じ各部に所属する職員を他の対策班の応援に動員さ せるものとする。

5 消防団の動員 (緊急動員)

消防団の動員は、予め定めた出動マニュアルにより行う、なお時間的な余裕がある場合は本部長(町長)が消防団長を通じてこれを行うが、緊急の場合でそのいとまがないときは、分団長が各々の所属する団員を動員することができる。

6 応援要請

災害の規模が大きく、災害対策を実施するため町の災害対策要員をもっても 応急対策を実施することができないときは、県又は他の市町に対し応援を要請 し、必要な対策要員の確保を図るものとする。

7 業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、 業務継続計画を適宜見直すなどして、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

8 登庁方法

各活動体制で定める庁舎への当庁にあたっては、機動性を有する自転車盗の利用をあらかじめ検討しておく。

9 その他

(1) 動員等に関する記録

各対策班長、消防団本部及び各分団長等の責任者は、災害対策のための動員 を行った場合及び応援を受けた場合は、その始期及び終期、人員作業内容等 必要な事項を明確に記録する。

(2) 災害対策要員の標識等

本部長・副本部長・本部長付その他動員された職員、又は応援のため派遣された県や他の市町の職員は、別に定める腕章を付することとする。

(資料編 32 高根沢町災害対策本部職員等の標識)

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

計画の目的

地震災害が発生した場合、救助・救出活動等の災害応急対策活動や住民の避難 勧告等の判断に必要となるため、関係機関は、速やかな情報収集に努めるととも に、その情報を迅速かつ的確に伝達することに努める。

【担当】○各課等 社会福祉協議会 消防団 自主防災組織

各段階における業務の内容

| 発生から 1時間以内 | ・自己の周辺の被災状況を把握 |
|----------------|---|
| 発生から 3時間以内 | ・勤務地へ集合する際に、参集途上の被災状況等を把握し、本部に報告する。 ・防災無線等により、震度情報等を伝達する。 ・土砂崩れ危険地域の住民に、避難情報等を防災無線等により伝達する。 ・職員動員計画により職員配置 ・職員動員計画により登庁(夜間・休日) ・防災無線施設等の機能確認 ・電気通信事業者及び自衛隊へ通信支援要請 ・通信が確保できない場合は、使者による情報伝達体制を整備 |
| 発生から 6時間以内 | ・自衛隊派遣要請・県危機管理課へ通報、応援要請・緊急医療の受入、応援の要請・取得した情報の整理及び住民(避難所等)及びマスコミへの情報提供 |
| 発生から12時間以内 | ・自主防災組織からの相談、及び要望等の受付・被災者からの相談窓口設置 |
| 発生から24時間以内 | |
| 発生から72時間(3日)以内 | |
| 発生から 1週間以内 | |

住民の役割

第1 被害情報の収集及び通報

(1) 被害状況の把握

地震災害が発生した場合、自分のおかれた状況を冷静に判断するために、テレビ・インターネット・ラジオ等から情報を収集する。

(2) 被災状況等の通報

地震災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した場合は、遅滞なく町役場、消防署、警察署(以後「町役場等」という。)に通報するものとする。

(3) 自主防災組織による情報収集

自主防災組織は地域内の家屋・道路等被害情報を収集し、収集した情報を町 役場等に通報するものとする。

町等の役割

第1 情報の収集体制【企画課】

町及び防災関係機関等は、震度、災害情報の収集のために、ラジオ、テレビ、 県防災行政ネットワーク、インターネット等により迅速な情報収集に努めるも のとする。

1 震度情報等の入手

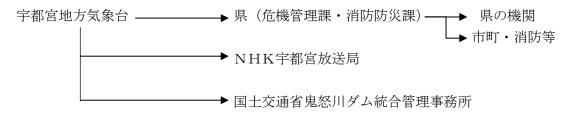
- (1) 宇都宮地方気象台が発表する地震情報
 - ① 県内の観測点のいずれかで、震度3以上が観測された場合
 - ② 県内の地震による被害が発生した場合
 - ③ 県内を震源とする地震により、県内のいずれかの観測点で震度 1 以上が観測された場合
 - ④ その他、必要と認められる地震が発生した場合
- (2) 震度情報ネットワークシステムによる情報収集 震度情報ネットワークシステムにより、県内の地震発生と震度を把握する。

2 被害情報の収集

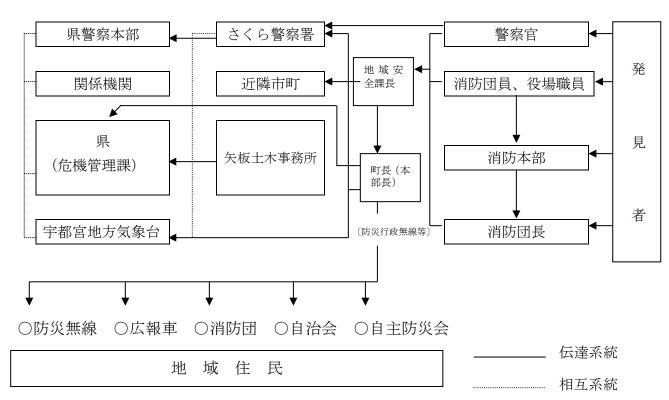
- (1) 異常現象受信時の処置
 - ① 災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害の通報を受けた者は、その旨を速やかに町役場等へ通報する。
 - ② 異常現象や災害による被害の通報を受けた町役場等は、要救助者を早急に 救助するとともに、被害状況を調査し、その状況をただちに県(危機管理課) に防災行政ネットワーク等により通報する。ただし県に報告できない場合は、 国(総務省消防庁)へ直接通報するものとする。
- (2) 職員の参集途中での情報収集

職員は、参集途中における被害状況等の把握に努めるとともに、登庁後直ち に災害対策本部に報告する。

地震情報の伝達系統



通報系統図



第2 収集すべき情報【各課等・社会福祉協議会・消防団】

町は次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、 伝達に努める。

- (1) 災害発生直後
 - ① 情報収集日時·場所·収集者氏名
 - ② 災害の発生日時、場所、災害の発生原因、進行状況、特質
 - ③ 降雨、降雪、河川水位の状況
 - ④ 住民の生命財産の安否状況、住民の避難の状況
 - ⑤ 家畜、建物、農地、山林、河川、道路、橋梁、鉄道等の被害状況
 - ⑥ 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
 - ⑦ 消防、水防等の応急措置の状況
 - ⑧ 食料その他緊急に補給すべき物資、数量
 - ⑨ 衛生環境、疫病発生の状況、その救護措置の要否
 - ⑩ 医療薬品その他衛生材料の補給の要否
 - ① 要配慮者利用施設の被害状況

(要配慮者利用施設)

児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他

- ② その他法令に定めがある事項及び災害の発生拡大防止措置上必要な事項
- (2) その後の段階
 - ① 情報収集日時·場所·収集者氏名
 - ② 被害状況
 - ③ 避難勧告、指示又は警戒区域の設定状況
 - ④ 避難所の開設状況
 - ⑤ 避難生活の状況
 - ⑥ 食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
 - ⑦ 電気、水道、ガス、電話等ライフラインの復旧状況
 - ⑧ 医療機関の開設状況
 - ⑨ 救護所の設置及び活動状況
 - ⑩ 傷病者の収容状況
 - ⑪ 道路及び交通機関の復旧状況
 - ② 衛生環境、疾病発生の状況
 - ③ 要配慮者利用施設の復旧状況
- (3) その他必要な事項

第3 災害状況の通報及び被害状況報告【地域安全課】

1 県への報告

- (1) 町は、町域内に被害が発生したときは、次により速やかに当該災害の状況及びこれに対して実施した措置の概要を県に報告するものとする。
 - ① 栃木県火災・災害等即報要領の基準に該当する災害が発生した場合 消防組織法第40条に基づく火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日 付消防災第267号)により県に報告する。なお、地震災害により、火災が同 時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合は、 その状況を直ちに県及び国(総務省消防庁)へ報告するものとする。
 - ② 次の基準に該当する災害が発生した場合

災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき報告する。なお、この報告は、前記①の消防組織法第40条に基づく火災・災害等即報要領による報告と一体として取り扱うものとする。また、県に報告できない場合は、国(総務省消防庁)に報告するものとするが、県と連絡が取れるようになった場合は、その後の報告は県に行うこととする。

ア 災害対策本部を設置した災害

イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告があると認 められる程度の災害 ウ 上記に定める災害になるおそれのある災害

③ 震度 5 強以上の地震発生等直接即報基準に該当した場合 震度 5 強以上の地震発生等直接即報基準に該当した場合は、第 1 報を国(総 務省消防庁)及び県(危機管理課)に報告する。

<報告先>

| 国への報告(震度5強以上等直 接即報基準)に該当する場合 | (1) 勤務時間内(消防庁防災課応急対策室) (TEL) 03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537 (2) 夜間・休日(消防庁防災課宿直室) (TEL) 03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553 |
|---------------------------------|--|
| 県への報告 | 県(危機管理課) (TEL) 028-623-2136 (FAX) 028-623-2146 |

(2) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない大規模な災害が発生したときは、速やかにその災害の状況を把握するものとし、被害の詳細が把握できない状況にあっても、把握した情報から県等に報告する。

2 情報の報告・伝達手段

災害発生時における報告・伝達は、最も迅速・確実な手段により行うこととし、次の手段を有効に活用して行うものとする。通信の途絶等により通信が困難となった場合は、「本節 第4」により、あらゆる手段を利用して行うよう努める。

また、高根沢町の地域において災害が発生または発生するおそれがある場合 について、高根沢町及び国土交通省関東地方整備局が必要とする各種情報の交 換等を目的とした情報連絡員(リエゾン)に関する協定に基づき、迅速かつ的 確な災害対処を行う。

直接即報基準は、次表のとおりである。(参考)

| | Г | Ţ |
|-----|--|--|
| | | 航空機、列車の火災で次に掲げるもの |
| | 交通機関の火災 | 1 航空機火災 (火災発生のおそれがあるものを含む) |
| | | 2 列車火災 |
| | | 1 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事 |
| | | 故 |
| | | で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上 |
| | | の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがある |
| | | \$ |
| 火 | | D |
| 災 | 危険物等に係る 事故 | 2 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等 |
| 等 | | の漏えい事故で、次に該当するもの |
| 即 | | □河川へ危険物が流出したもの又は流出するおそれが |
| 報 | | あるもの |
| | | ②大規模タンクからの危険物等の漏えい等 |
| | | 3 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う |
| | | 火災・危険物等漏えい |
| | | 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したも |
| | 原子力災害 | の(発生するおそれがあるものを含む。)及び核燃料物 |
| | | 質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から |
| | | 消防機関に通報があったもの |
| 救事 | 一個的機関に運報があったもの 死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が 15 人 | |
| 急故 | 以上発生し、又は発生するおそれのある救急・救助事故で次に掲げるもの | |
| · 報 | 以上先生し、又は先生するねそれのある核志・核助事故で状に拘けるもの 1 列車の衝突・転覆等による救急・救助事故 | |
| 救告 | 1 列車の側矢・転復寺による扱忌・扱助事故 2 バスの転落による救急・救助事故 | |
| 助 | 3 ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 | |
| | | |
| 災却 | 1 地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無) | |
| 報 害 | 問わない。) | いいて、エゼコはた十て四ゼパルドネスの |
| | 2 風水害、雪害には | おいて、死者又は行方不明者が生じたもの |

第4 通信確保対策【地域安全課 総務課】

1 通信確保の協力

町は、通信機器が使用できない場合、又は使用が困難な場合は、県等に被災 情報等の通信に協力するよう要請する。

2 通信手段の種類

震災時の通信手段の種類としては、次のようなものがある。

なお、県、市町等が災害時に利用する通信施設が不足する場合、県(県民生活部)は、国(総務省関東総合通信局)、電気通信事業者等に調達を要請するものとする。

| | 000000 | | | |
|---------------------|------------------|---|--|--|
| 区分 | 通信手段 | 説明 | | |
| 県 防 災 行 政 ネットワーク | | 県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象 予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う | | |
| 中央防災 | 無線 | 内閣府を中心に、指定行政機関等や指定公共機関等を結ぶネット ワーク | | |
| 消防防災 | 無線 | 消防庁と全都道府県を結ぶ通信網、電話及びファクシミリによる相 互通信と、消防庁からの一斉通報に利用する。 | | |
| 市町防災 | 行政無線 | 市町の地域において、災害情報の収集、地域住民への伝達を行う無線 設備 | | |
| N | 災 害 時優先電話 | 災害時に優先的に発信できる電話機(一般加入電話機を東日本電信 電話株式会社と協議して事前に設定) | | |
| T | 非常·緊急 通話用電話 | 災害時において災害時優先電話での発信が困難な場合、防災関係機 関相互間を交換手扱いにより通信を確保する電話(災害時優先電話 の設定が必要) | | |
| NTT ドコモ | 災 害 時 優 先 電 話 | 災害時に優先的に発信できる携帯電話機(衛星携帯電話等を含む) | | |
| KDDI ソフト バンク | 災 害 時優 先 電 話 | ・災害時に優先的に発信できる携帯電話機・衛星携帯電話機 | | |
| | 消防無線 | 消防機関の設置する無線設備 | | |
| そ | 警察通信 | 県警察専用電話及び無線通信 | | |
| 0 | 企業局無線 | 県企業局の設置する無線通信 | | |
| 他 | 非常通信 | 関東地方非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用し て行う通信 | | |
| | 防災相互 通信用無線機 | 国、県、市町、防災関係機関が災害の現地において相互に通信を 行うことができる無線機 | | |

3 情報管理体制の確立

災害時の町の通信連絡手段は、一般加入電話、町防災行政無線(移動系)等とする。災害時優先電話や各種携帯電話については、連絡用電話を指定して連絡窓口を明確化するなど、効果的な災害情報の管理体制を確立する。

第3節 広報広聴活動

計画の目的

震災時、住民等に迅速かつ的確な情報を提供し、社会混乱を防ぐため、関係機関は、相互に連携して、住民等のニーズに対応した広報活動を行う。また、住民等からの各種相談に応じ、不安解消、安全確保、生活の安定化、生活再建機運の促進に努める。

【担当】〇企画課 地域安全課 総務課 住民課 税務課 健康福祉課

各段階における業務の内容

| 発生から | 1 時間以内 | ・自己の周辺の被災状況を把握 |
|-------|--------------|--|
| 発生から | 3 時間以內 | ・勤務地へ集合する際に、参集途上の被災状況 等を把握し、本部に報告する。 ・防災無線等により、震度情報等を伝達する。 ・土砂崩れ危険地域の住民に、避難情報等を防 災無線等により伝達する。 |
| 発生から | 6 時間以内 | ・自衛隊派遣要請・県消防防災課へ通報、応援要請・緊急医療の受入、応援の要請・取得した情報の整理及び住民(避難所等)及びマスコミへの情報提供 |
| 発生から1 | 2時間以内 | ・自主防災組織からの相談、及び要望等の受付・被災者からの相談窓口設置 |
| 発生から2 | 24時間以內 | |
| 発生から7 | 7 2 時間(3日)以内 | |
| 発生から | 1週間以内 | |

住民の役割

第1 要配慮者等への配慮

災害に関する情報に留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない住民、町内在勤者等の滞在者に的確に伝え、適切な対応が取れるよう配慮する。

町等の役割

第1 広報体制の確立【地域安全課・企画課】

町は、町が保有する以下の広報等媒体を活用して実施する。なお、報道機関への広報の要請はやむを得ない場合を除き、町長から行うものとする。

(1) 種類

- ① 防災行政無線(同報系)による広報
- ② 広報車による広報
- ③ 掲示板による広報
- ④ 報道機関を通じた広報
- ⑤ 町ホームページ等による広報

(2) 広報班

災害時における広報活動の万全を期すため、総務企画部に広報班を置くものとする。

第2 広報の方法【企画課】

1 住民に対する広報

(1) 広報の方法

広報担当職員は、各部対策班等から入手する被害状況、応急対策の実施状況、気象状況、避難救助の状況等を把握し、必要があるときは関係機関及び各種団体、施設に対し情報の提供を求め、広報資料の整備を図る。また、広報の実施に当たっては、視覚、聴覚障害者や高齢者、外国人等に十分に配慮する。

《写真等取材》

広報活動上写真等を必要とするときは、災害対策本部各対策班が撮影した写真等を利用するが、特に必要とするときは、写真等取材のため職員を派遣し資料の収集を図る。

(2) 広報の内容

- ① 震度情報等の広報
 - ア 地震の状況及び町の対策
 - イ 浸水・土砂災害等の発生など二次災害の発生見込み等
 - ウ 住民のとるべき措置(周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等)
 - エ 避難の必要の有無、避難所の開設状況等
- ② 災害発生直後の広報
- ア 災害発生状況 (人的被害、住家被害等の災害発生状況)
- イ 災害応急対策の状況(地域、コミュニティごとの取組み状況)
- ウ 道路交通状況 (道路交通規制等の状況、交通機関の被害、復旧状況等)
- エ 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被害状況(途絶箇所、復旧 状況等)
- オ 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
- ③ 応急復旧活動段階の広報
 - ア 住民の安否(避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等)
 - イ 給食・給水・生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報(地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等)
- ④ その他の必要事項

否情報等についての災害用伝言ダイヤル"171"の登録・利用呼びかけ

2 報道機関に対する情報発表の方法

総務企画部副部長(企画課長)は、被害の状況、応急対策実施の状況等を協議 し、総務企画部長及び本部長(町長)の承認を得て、適宜報道機関に発表する。

3 庁内連絡

広報班は、災害情報及び被害状況の推移を適時職員にも周知する。

4 要配慮者等への配慮

- (1) 災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報 手段を活用する。
- (2) 視聴覚障害者、外国人(日本語の理解が十分でない者)等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

特に、視聴覚障害者に対する情報支援にあたっては、障害の程度(全 盲、弱視、聞こえの状態など)に応じた提供方法(点字、音声・拡大文 字、手話・文字・拡張器等)による情報支援に努める。

(3) 一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう、情報伝達手段を工夫する。

5 各種広報手段の活用

町は、町民に対して、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに提供するため、県及び関係機関の協力を得て、次の広報活動を実施する。

- (1) 被災地や避難場所等へ町有車両(放送設備を有する車両等)を派遣し、 被災者への呼びかけや印刷物の配布、掲示を行うほか、被災状況の把握や 要望・苦情の収集を実施
- (2) 必要に応じてヘリコプターによる情報収集や広報活動を実施
- (3) 避難場所等への公共掲示板の設置、ポスターの掲示等による各種情報の 周知
- (4) 災害情報等に関する広報紙、チラシ、ビラ等を作成・配布 なお、視聴覚障害者や外国人(日本語の理解が十分でない者)等には、 各種団体やボランティアの支援等を得て、点字や録音テープ、多言語によ る広報資料を作成・配付できるよう努める。
- (5) 各種情報の新聞広告掲載
- (6) 防災行政無線、テレビ、ラジオ
- (7) テレビのデータ放送、電光掲示板等による情報提供
- (8) ホームページやメール等の情報通信技術を活用したタイムリーな情報提供
- (9) ボランティアの協力を得て、情報の収集や広報活動を実施

第3 広聴活動【総務課・企画課・住民課・健康福祉課・税務課】

地震発生時において、混乱や社会不安、パニックを防止するため、次により 被災者の生活相談や救助業務等の広聴活動を実施し、民生の安定を図るととも に併せて災害の応急対策に住民の要望等を反映させる。

1 臨時住民相談所の開設及び広聴活動

担当部は住民生活部社会福祉班、及び住民班とし、速やかに被災者の要望等を把握するため、避難場所に臨時住民相談所を開設し、各部及び関係機関と協力し住民の被災及び復旧に関する相談、要望等を聴取する。

2 相談、要望等の処理

聴取した相談、要望等については、各部及び関係機関に連絡し、必要に応じ て調整を行い処理するものとし併せて復旧計画に反映させる。

第 4 節 相互応援協力·派遣要請

計画の目的

大規模地震の発生により町のみでは対処が困難な場合、他自治体等に対し、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき迅速・的確な応援要請を行う。

【担当】〇総務課 地域安全課 住民課 健康福祉課 産業課 学校教育課 生涯学習課 社会福祉協議会

各段階における業務の内容

| 発生から | 1 時間以内 | ・知事に自衛隊の派遣要請を依頼・他自治体に応援要請 |
|---|-----------------|--|
| 発生から | 3 時間以内 | ・自衛隊や他自治体からの応援連絡窓口の整理 ・応援隊の活動場所の決定、及び集結地の確保 |
| →\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ | - w[. HH () [| ・心猿隊の百動場別の大足、及の朱和地の確休 |
| 発生から | 6 時間以内 | |
| 発生から1 | 2時間以内 | |
| 発生から24 | 4 時間以内 | |
| 発生から7: | 2時間(3日)以内 | |
| 発生から | 1週間以内 | |

住民・事業所の役割

第1 自主防災組織の協力体制

町域内の自主防災組織(企業等を含む。)の協力体制を確立し、その機能が十分発揮できるよう役割分担等の協議を行う。

- 避難誘導、避難場所での救助・介護業務等への協力
- 救助・救急活動を実施する各機関への協力
- 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- 被災地域内の社会秩序維持への協力
- その他の災害応急対策業務への協力
- 要配慮者の保護等

町等の役割

第1 市町間の相互応援【総務課】

1 応援要請

(1) 災害が発生した場合、町は応急措置の実施について「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく応援要請を行う。

併せて、遠隔地自治体との災害時相互応援協定に基づき応援要請を行う。

- (2) 発生した災害が更に拡大した場合、町は、同一ブロック内(「第2部震災対策編・第1章・第21節・第1」参照)の市町に、応急措置の実施について必要な応援要請を行う。また、必要な場合、県に対し応援を要請する。
- (3) 災害が大規模となり、ブロックを超える応援が必要と判断される場合、町は、 県に対して応援を要請する。また、必要に応じ、県を通じて他県又は他県の市

町村、防災関係機関等からの応援を要請する。

(4) 応援の種類

町は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他市町に対し、 次に掲げる事項のうち必要な事項について応援を求める。

- ① 被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- ② 生活物資及びその補給に必要な資機材の提供
- ③ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- ④ 消火、救護、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の応援
- ⑤ ボランティアのあっせん
- ⑥ その他特に必要な事項
- (5) 要請手続き

あらかじめ次の事項を明らかにしたうえで要請する。

- ① 災害の状況及び応援を要請する理由
- ② 応援を必要とする場所、期間
- ③ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする活動内容(応急措置内容)
- ⑤ その他の必要事項(宿泊、給食等の受入れ体制等)

2 協力体制の確立

町は、他市町の災害時における応急応援対策に万全を期すため、隣接市町や 防災関係機関と既に締結されている各種協定等に基づき、職員派遣等の応援を 円滑に行う。

また、首都圏災害時における避難民の受入応援のため、受入可能な住宅を把握し、情報提供を含め関係機関と協力しながら避難民の受入に協力する。

第2 塩谷地区広域防災の相互協力 【地域安全課】

町が災害時に行う応急対策活動が十分に実施できない場合、塩谷地区2市2町、 さくら警察署、矢板警察署、塩谷広域行政組合消防本部、栃木県建設業協会塩谷 支部において締結している塩谷地区広域防災の相互協力に関する協定に基づき 応援要請を行う。

第3 消防機関の応援【地域安全課】

大規模災害及び特殊災害等の発生に対し、持てる消防力では災害の防ぎょが 困難な場合には、「特殊災害消防相互応援協定」等に基づき、県内の他の市町・ 消防本部に対し、応援の要請を行う。

第4 **自主防災組織との協力体制**【地域安全課・産業課・学校教育課・生涯学習課・ 社会福祉協議会・健康福祉課】

町域内の自主防災組織(企業等を含む。)との協力体制を確立し、その機能が

十分発揮できるよう自主防災組織の協力内容及び協力方法等についてあらかじめ定めておくとともに、発災時に円滑な行動が取れるよう平素から関係者等に 周知を図る。

- 避難誘導、避難場所での救助・介護業務等への協力
- 救助・救急活動を実施する各機関への協力
- 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- 被災地域内の社会秩序維持への協力
- その他の災害応急対策業務への協力
- 要配慮者の保護等

第5 自衛隊派遣要請【地域安全課・住民課】

1 災害派遣の範囲

町長は、災害の発生により人命、財産の保護について必要があると認め、自 衛隊を要請すべき事態が発生した場合、知事に対しその旨を依頼する。

2 災害派遣要請の手続き

(1) 実施責任者

原則として町長が知事に対して、自衛隊の派遣要請を依頼する。

(2) 派遣要請の要領

町長又は代理者が、知事に対する自衛隊派遣要請の依頼をする場合、次の事項を明記した文書(資料編:自衛隊派遣要請書)を県災害対策本部(本部が設置されていない場合は県危機管理課又は消防防災課)あてに送達する。ただし、緊急の場合は電話等で行い、事後速やかに文書を送達する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

(例えば、航空機による患者輸送の場合には、添付搭乗者の氏名、職業、年齢等)

(3) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

町長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事への要求ができないときは、その旨及び町域に係る災害の状況、並びに災害派遣の必要性等を陸上自衛隊第 12 特科隊に通知する。

ただし、事後速やかにその旨を知事に通知する。

2 自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等

- (1) 派遣部隊の受入れ体制
 - ① 災害派遣部隊が宿舎を必要とする場合、できる限りこれをあっせんする。
 - ② 自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することがないよ

- う、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。
- ③ 災害における作業等に関しては、自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。
- ④ その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意する。
- (2) 使用資材の準備

派遣部隊が災害救助作業又は復旧作業を実施するにあたり、必要とする資材を原則として準備する。

- (3) 経費分担
- ① 町に、自衛隊が派遣された場合、町が負担する経費
 - ・ 派遣部隊(自衛隊)が救助活動を実施するために必要な資機材等(自衛 隊装備に関わるものを除く)の購入費、借上料、修繕費
 - ・ 派遣部隊(自衛隊)の宿営に必要な土地・建物等の使用料、借上料、入 浴料及びその他付帯する経費
 - ・ 派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料等
 - ・ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害(自衛隊装備に係るものを除く。)の補償。
- ② 前①に定める経費及びこれ以外の諸経費で負担区分に疑義を生じた場合は、町及び自衛隊間で協議するものとする。

参考

自衛隊の災害派遣活動

1 災害派遣部隊の活動内容の範囲

| 火台派を印像の石切り谷の軸西 | | | |
|------------------|---|--|--|
| 救助活動区分 | 活動內容 | | |
| 被害状況の把握 | 車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況 を把握する。 | | |
| 避難の援助 | 避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要 があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。 | | |
| 避難者等の捜索救助 | 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優 先して捜索活動を行う。 | | |
| 水防活動 | 堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の 水防活動を行う。 | | |
| | 火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具 (空中消火が必 | | |
| 消 防 活 動 | 要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる。 | | |
| | (消火剤等は、県が提供するものを使用する。) | | |
| 道路又は水路の啓開 | 道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除 去にあたる。 | | |
| 診察、防疫、病害虫の 防除 | 被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。(薬剤等は、 通常関係機関の提供する物を使用する。) | | |
| | 救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急 | | |
| 人員及び物資の緊急 | 輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊 | | |
| 輸送 | 急を要すると認められるものについて行う。 | | |
| 被災者生活支援 | 被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。 | | |
| | 「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省 | | |
| 援助物資の無償貸付 | 令(昭和 33 年総理府令第 1 号)」に基づき、被災者に対し、生活 | | |
| 又は譲与 | 必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。 | | |
| 危険物の保安、除去 | 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、 除去を実施する。 | | |
| その他臨機の措置等 | その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 | | |

2 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請

(1) 災害派遣部隊の撤収要請

町は、災害救援活動の必要がなくなった場合には、陸上自衛隊第 12 特科隊 と協議のうえ、県に災害派遣部隊の撤収要請を依頼する。

第5節 災害救助法の適用

計画の目的

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、町は県に対して災害救助法の適用を要請する。なお、適用された場合には、県と連携して法に基づく応急的な救助を行う。

【担当】○地域安全課

各段階における業務の内容

| 発生から 1時間以内 | ・被災状況の情報収集、及び分析 |
|----------------|--|
| 発生から 3時間以内 | ・避難所の開設準備・食料、飲料水の供与・被災者の救出等・適用基準により県に災害救助法適用を要請 |
| 発生から 6時間以内 | |
| 発生から12時間以内 | |
| 発生から24時間以内 | |
| 発生から72時間(3日)以内 | |
| 発生から 1週間以内 | |

町等の役割

第1 災害救助法による救助の種類と権限【地域安全課】

町長(知事の補助機関として)及び知事は、災害救助法、同法施行令及び同法施行細則(昭和35年栃木県規則第35号)に基づき、次の救助を実施する。

- (1) 町長は、救助を迅速に実施することが必要で知事による救助実施を待つことができないときは、(知事の補助機関として) 救助を実施することができる。 その場合、町長はその状況を速やかに知事に報告する。
- (2) 知事が救助を迅速に実施するために必要と認めるときは、救助の実施の一部を町長が行うことができる。この場合、知事は救助の期間、内容を町長に通知する。

(救助の種類)

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊出しその他による食品の給与
- エ 飲料水の供給
- オ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- カ 医療
- キ 助産
- ク 被災者の救出
- ケ 被災した住宅の応急修理
- コ 学用品の給与

- サ 埋葬
- シ 死体の捜索
- ス 死体の処理
- セ 障害物の除去
- ソ 応急救助のための輸送
- ※ 災害救助法が適用されたときは、イを除き、基本的に町長が知事の補助 機関として実施するものとする。

第2 災害救助法の適用基準

本町における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

(直近の国勢調査人口から 15,000 人以上 30,000 人未満に該当)

- (1) 本町の滅失世帯(住家滅失世帯)数が50世帯以上のとき。
- (2)被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が1,500世帯以上に達したときで、かつ、本町の滅失世帯数が25世帯以上に達したとき。
- (3)被害が県内全域におよぶ大災害で、県内の滅失世帯数が7,000世帯以上に達した場合で、多数の世帯の住家が滅失し被害状況が特に救助を必要とするとき。
- (4) 本町の被害が、(1)~(3)に達していないが、次の各号の一つに該当し、知事が特に救助を実施する必要があると認めるとき。
 - ① 災害が、隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救援を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - ② 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

第3 被災世帯の算定基準

適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

1 被災世帯の算定

住家の被害程度は、住家の全壊、全焼、流出等の世帯は滅失1世帯とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって、床上浸水又は土砂堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

2 住家の滅失等の認定

(1) 住家が全壊・全焼・流失したもの

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、消失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家の損害割合50%以上に達した程度のものをいう。

(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものをいう。

(3) 床上浸水又は土砂堆積等により一時的に居住することができないもの 前記(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床以上に達し た程度のもの又は土砂、竹林等の堆積等により一時的に居住することができ ない状態となったものをいう。

第4 災害救助法の適用手続き

- 1 県(県民生活部)は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則 (昭和35年5月2日栃木県規則第35号)第1条第1項の規定により、町に対 し、被害状況について報告を求める。町は、県からの照会の有無に拘わらず、 次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握 して県(県民生活部)に報告するものとする。
 - (1) 災害救助法の適用基準に該当する災害
 - (2) 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害
 - (3) 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
 - (4) 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害
 - (5) その他特に報告の指示のあった災害
- 2 町は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。
- 3 町は、庁内、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査にあたっては、脱漏、 重複、誤認等のないよう留意する。
- 4 県(経営管理部、県民生活部)は、必要に応じて職員を派遣し、町の行う被害状況の調査に応援、協力、立ち会い等を行う。
- 5 住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、 あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。
- 6 県(県民生活部)は、町から被害状況報告を受けた場合には、当該報告を確認集計の上、内閣総理大臣に情報提供し、必要に応じ災害救助法の適用について協議する。

ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、町は、直接内閣 府に対して情報提供を行うことがある。

- 7 県(県民生活部)は、町からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、適用 市町、県各部局及び内閣府あて通知するとともに、告示する。
- 8 申請は、県危機管理課を経由して知事に対し次に掲げる事項について、まず

口頭又は電話で要請し、後日文書で提出する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) すでにとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (5) その他必要な事項

第5 災害救助法の実施方法等

1 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」は、救助用物資、義援金品の配分等の基準になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

2 救助実施状況の報告

救助実施状況の報告は、災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国 庫負担金の精算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動 から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する。

第6節 避難対策

計画の目的

震災時における人的被害を軽減するため、町、県、防災関係機関は連携して、 適切な避難誘導を行うとともに、安全で迅速な避難の実行、要配慮者、帰宅困難 者への支援、避難場所における生活等に配慮する。

【担当】○各課 社会福祉協議会 消防団

各段階における業務の内容

| 111. 1. 1/2 0/14/24 1. 1. 1. 1. | | | |
|---------------------------------|---|--|--|
| 発生から 1時間以内 | ・被災状況等情報収集 | | |
| 発生から 3時間以内 | ・要配慮者の被災、及び避難状況把握・避難を要する地域からの避難誘導・警察、消防、関係機関との連携・避難所及び現場救護所の開設準備・医療機関の把握・県防災ヘリの要請、及びヘリポートの確保 | | |
| 発生から 6時間以内 | | | |
| 発生から12時間以内 | | | |
| 発生から24時間以内 | ・緊急消防援助隊の派遣要請 | | |
| 発生から72時間(3日)以内 | ・災害状況により応援増員要請 | | |
| 発生から 1週間以内 | | | |

住民の役割

第1 避難の誘導等

1 避難誘導の実施

(1) 避難の誘導協力

避難勧告又は避難指示に基づき警察又は消防機関が行う避難誘導に対して、できるだけ近接の住民とともに集団避難するよう協力する。

(2) 避難の順位

避難誘導は、原則として災害時要配慮者を優先して行う。また、自主防災組織等は、町から提供をうけた要配慮者のリスト等を活用し、各居宅に取り残された要配慮者の安否確認を実施する。

(3) 携帯品の制限

携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品、貴重品等、必要最小限 とする。

2 自主避難の実施

災害の発生する危険を感じたり、自ら危険だと判断した場合においては、近隣の住民が声を掛け合って自主的に避難する。

避難手段は原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所までの距離や要配慮者の有無などの実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策を講じる。

3 その他避難誘導に当たっての留意事項

- (1) 要配慮者の避難誘導・移送協力
- (2) 避難が遅れた者の救出・収容協力
- (3) 避難誘導者の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保を図る。

4 住民及び自主防災組織による救急救助活動

自発的に被災者の救急救助活動、並びに救急救助活動を行う住民及び自主防 災組織等に協力する。

5 避難所の運営

- (1) 避難住民は、避難所運営に協力する。
- (2) 要配慮者のニーズの把握、及び情報提供等を実施する。
- (3) 要配慮者の移送及び誘導に協力する。

町等の役割

第1 実施体制

町長は、避難の勧告、指示及び警戒区域の設定を行う。県は、町からの要請があった場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、町の対策を支援する。特に、町長が早期に適切な避難判断を行うことができるよう、県(県民生活部・県土整備部)は宇都宮地方気象台と連携し、適時適切な助言等を行うよう努めるものとする。

なお、住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、町長が勧告、指示を行う ことができないときは、知事等が避難の指示を行うことができる。この場合、指 示を行った者は、速やかにその旨を町に通知する。

また、町長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。 この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。

第2避難の勧告、指示及び警戒区域の設定の内容

1 避難の勧告及び指示

(1) 避難の勧告及び指示の実施

災害に係る避難の勧告及び指示は、次の場合に、必要な範囲の町民に対して行う。

災害対策基本法に基づく避難について、町長は、危険の切迫する前に十分な余裕をもって勧告又は指示を行う。

知事は、町長に対し、避難勧告等の判断に資する情報の提供及び助言を行う。その際、単なる自然現象に関する情報の提供にとどまらず、災害による 危険が生ずることが予想される地域や避難勧告・避難指示等を発令すべきタ イミングなどについて技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。

なお、地方公共団体は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退

きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

- ア 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき
- イ ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき
- ウ 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれが あると判断したとき
- エ 工作物等の倒壊の危険があるとき
- オ その他特に必要があると認められるとき
- (2) 避難の勧告及び指示の内容

町長その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して避難の勧告、 指示を行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難の理由
- オ 避難時の注意事項
- カ その他の必要事項
- (3) 避難の勧告及び指示の種類

避難の勧告及び指示の種類は次表のとおり。

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告又は指示し、速やかに知事に報告する。

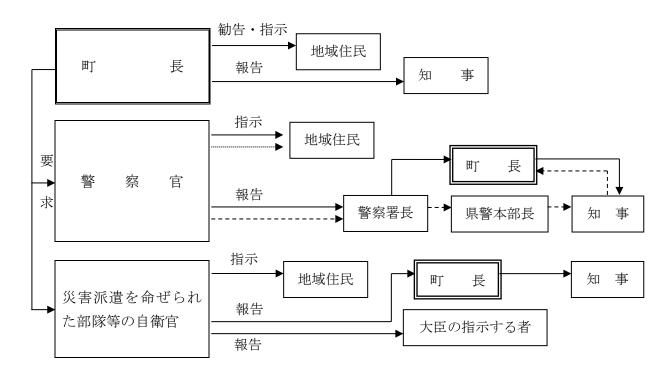
なお、「勧告」とは、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいい、 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発すべきもので、 勧告よりも拘束力が強く住民を避難のため立ち退かせるものをいう。

避難勧告・指示の実施者

| | 中 坎 老 | ₩: = | title of the |
|-----|-----------------------|---|---------------|
| 区分 | 実 施 者 | 措置 | 実施の基準 |
| 避難の | 町 長 | 立ち退きの勧告、 | 災害が発生し、又は発生す |
| 勧告 | [災害対策基本法第60条第1 | 立ち退き先の指示 | るおそれがある場合におい |
| | 項・第2項] | | て、特に必要と認められると |
| | | | き |
| | 知 事 | 立ち退きの勧告、 | 災害の発生により町がその |
| | [災害対策基本法第60条第6 | 立ち退き先の指示 | 全部又は大部分の事務を行う |
| | 項] | | ことができなくなったとき |
| 避難の | 町 長 | 立ち退きの指示、 | 災害が発生し、又は発生す |
| 指示等 | [災害対策基本法第60条第1 | 立ち退き先の指示 | るおそれがある場合におい |
| | 項・第2項] | | て、特に必要と認められ、急 |
| | | | を要するとき |
| | 知 事 | 立ち退きの指示、 | 災害の発生により町がその |
| | [災害対策基本法第60条第6 | 立ち退き先の指示 | 全部又は大部分の事務を行う |
| | 項] | | ことができなくなったとき |
| | | | |
| | 知事又はその命を受けた職 | 立ち退きの指示 | 地すべりにより、著しい危 |
| | 員 | | 険が切迫していると認められ |
| | 「 [地すべり等防止法第 25 条] | | るとき |
| | 知事、その命を受けた職員又 | 立ち退きの指示 | 洪水により著しい危険が切 |
| | は水防管理者 | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | 迫していると認められるとき |
| | [水防法第 29 条] | | |
| | 警察官 | 立ち退きの指示、 | 町長が立退きを指示するこ |
| | [災害対策基本法第61条第1 | 立ち退き先の指示 | とができないとき又は町長か |
| | 項] | 2,22,2 7,2 | ら要求があったとき |
| | 警察官 | 警告、避難の措置 | 天災等において特に急を要 |
| | [警察官職務執行法第4条] | | する場合に、危害を受けるお |
| | | | それがある者に対し、その場 |
| | | | の危害を避けるために必要な |
| | | | 限度で避難の措置をとる |
| | | 警告、避難の措置 | 警察官がその場にいない場 |
| | [自衛隊法第 94 条第 1 項] | | 合に限り、自衛官は警察職務 |
| | | | 執行法第4条の避難の措置を |
| | | | が行び免費者の避難の指揮を |
| | | | (|
| | | | 1 |

〔避難勧告及び指示系統図〕

○災害対策基本法による系統



2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域と避難の勧告・指示の違い

避難の勧告・指示は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

(2) 警戒区域の種類

警戒区域の設定の種類は、次表のとおり。

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、 身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を 設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを 制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報 告する。

| | 実 施 者 | 措置 | 実施の基準 |
|-----|----------------------|----------|---------------------|
| (1) | 町 長 | 立ち入りの制限、 | 災害が発生し、又はまさに発生 |
| | [災害対策基本法第 63 条第 1 | 禁止、退去命令 | しようとしているとき、生命、 |
| | 項] | | 身体に対する危険防止のため |
| | | | 特に必要と認められるとき |
| (2) | 消防(水防)団長、消防(水防) | 立ち入りの制限、 | 水防上緊急の必要がある場合 |
| | 団員、消防職員 | 禁止、退去命令 | |
| | [水防法第21条第1項] | | |
| (3) | 消防職員、消防団員 | 立ち入りの制限、 | 火災の現場、水災を除く災害 |
| | [消防法第 28 条第 1 項・第 36 | 禁止、退去命令 | |
| | 条第8項] | | |
| (4) | 警察官 | 立ち入りの制限、 | (1)、(2)、(3)の実施者が現場に |
| | [災害対策基本法第63条第2項 | 禁止、退去命令 | いない場合、又は依頼された場 |
| | 他] | | 合 |
| (5) | 自衛隊法第83条第2項の規定 | 立ち入りの制限、 | (1)、(4)の実施者がその場にい |
| | により災害派遣を命じられた | 禁止、退去命令 | ない場合に限り、自衛官は災害 |
| | 部隊等の自衛官 | | 対策基本法第 63 条第 1 項の措 |
| | [災害対策基本法第 63 条第 3 | | 置をとる |
| | 項] | | |

第3避難勧告等の周知・誘導【地域安全課・企画課・消防団】

1 避難準備·高齢者等避難開始

町は、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令した際は、高齢者等の避難に時間を要する住民が、避難準備を整えて、支援する人と一緒に避難することを支援するとともに、それ以外の住民が、家族などと連絡を取り合って状況を共有し、避難場所や避難経路を確認するなど、いつでも避難できる準備を整えることを周知する。

2 住民への周知

避難の勧告、指示を実施したときは、当該実施機関は、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容を周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

- (1) 町防災行政無線による伝達
- (2) サイレン、鐘等の使用による伝達
- (3) 町内会、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電 話等による伝達
- (4) 広報車の使用による伝達
- (5) テレビのデータ放送、ラジオ、有線放送等による伝達

3 県への報告

町は、避難の勧告、指示を実施したとき又は避難の指示をしたことを了知したときは、速やかに県(県民生活部)に報告する。

4 関係機関相互の連絡

町その他の避難指示等実施機関は、避難の勧告、指示をしたときは、その内容 を相互に連絡する。

5 避難の誘導

(1) 住民の誘導

町その他の避難指示等実施機関は、住民が安全、迅速に避難できるよう警察署、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、あらかじめ支援者を定めて避難させる等速やかに避難できるよう配慮する。

(2) 集客施設における誘導

ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、 誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとす る。

(3) 徒歩帰宅者の支援

町は、徒歩帰宅者に対して、食料や水、休憩場所の提供を行う。

6 案内標識の設置

町は、避難場所等を明示する案内標識を設置するなど迅速に避難できるような対策を講ずる。

第4 避難所の開設、運営 【地域安全課・企画課・健康福祉課・環境課・生涯学習課・ 社会福祉協議会】

1 避難所の開設

- (1) 町は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、避難所を設置する。
- (2) 町は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を 選定し、迅速な開設に努める。要配慮者については、必要に応じ介護等の支援機 能を備えた福祉施設等に受入れる。避難所だけでは施設が量的に不足する場合 には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避 難所として開設する。
- (3) 町は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に受入れる者を誘導し、保護する。
- (4) 町は、開設している避難所については、リスト化に努める。
- (5) 町は、避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性 の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努

める。

- (6) 町は、避難所を設置又は移転した場合は、ただちに次の事項を県(県民生活部)に報告する。
 - ア 避難所開設の日時、場所
 - イ 受入人員
 - ウ 開設期間の見込み
 - エ その他必要事項

2 避難所の運営

- (1) 町は、自主防災組織、自治会、町社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営マニュアルに基づき避難所を運営する。また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあっては、避難者自身が食料の配給や共有スペースの清掃を行ったり、ゴミ出し等の生活ルールを作成したりする等、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。
- (2) 町は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については極力様々な手段を講じて情報提供を行うよう努める。

また、要配慮者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障害者、外国人等への情報伝達においては音声や多言語表示シートの提示等により配慮する。

- (3) 町は、避難所の衛生状態を常に良好に保つように努める。また、避難所における良好な生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 町は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎などの健康問題の発生の予防に努めるとともに、要配慮者をはじめ、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (5) 町は、警察署と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。
- (6) 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における女性や子供に対する暴力防止と安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。なお、女性専用相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。
- (7) 町は、通信事業者(東日本電信電話(株)外)の協力を得て、速やかに避難 所に非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。

- (8) 町は、必要に応じ、家庭動物(ペット)のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させるよう努める。
- (9) 町は、自然災害発生時において安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに町庁舎と避難所との連携体制を確立する。
- (10) 町は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

第5 要配慮者への生活支援【健康福祉課・学校教育課・こどもみらい課・生涯学習 課】

1 要配慮者への日常生活の支援

町は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

また、必要に応じて関係機関(県看護協会等)へ看護職員等の派遣について協力を要請するなど避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

2 被災児童等への対策

町は、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、 親族の引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、 避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

3 外国人への対策

町は、被災した外国人に対して、(公財) 栃木県国際交流協会等との連携のもと、生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

第6 こころのケア対策【健康福祉課】

町は、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取り組みを行う。

第 7 避難所外避難者への支援【健康福祉課】

近年の大規模地震災害において、避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の

地震でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて緊急避難場所を選択し、 緊急避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や避難所以外の避難者に対し ても、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支 援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こし やすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

1 避難所外避難者の把握

町は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者(以下、「避難所外避難者」という。)の避難状況の把握に努める。また、県に対し、助言等による支援を求める。

2 必要な支援の実施

町は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、 避難所への移送など必要な支援を行う。

第8町における計画【地域安全課】

町長は、住民が安全、迅速に避難できるよう、町地域防災計画の中で、次の事項を定めておく。

なお、町長は、学校等の施設を避難予定場所に指定した場合には、当該施設の管理者にその旨の通知を行い、必要がある場合には、避難所の開設、運営について協力を求めることができる。

- (1) 避難予定場所の所在地、名称、概況、受入可能人員
- (2) 避難のための準備、伝達の方法
- (3) 避難勧告、指示の伝達方法
- (4) 避難経路、誘導方法
- (5) 避難所の開設、運営方法
- (6) 避難に必要な準備、携帯品
- (7) 要配慮者の避難支援の方法
- (8) その他必要事項

第9帰宅困難者対策【企画課・産業課・学校教育課・こどもみらい課・生涯学習課】

1 一斉帰宅の抑制

(1) 一斉帰宅抑制の呼びかけ

町は、発災直後の一斉帰宅を抑制するため、ホームページやマスコミ等を 通じて、住民や企業等に対して「むやみに移動を開始しない」ことの呼びか けを行う。

(2) 企業等における施設内待機

企業や学校等は、施設の安全を確認の上、従業員や児童・生徒等を施設内の安全な場所に待機させ、一斉帰宅を抑制するよう努める。

(3) 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者等は、施設や周辺の安全を確認の上、 利用者を一時滞留が可能な場所へ誘導し保護する。

2 一時滞在施設の開設

町は、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認の上、 一時滞在施設として開設し、帰宅困難者の受入を行う。

(1) 一時避難施設への誘導

企業や学校等は、施設が安全でない場合、一時滞在施設に従業員や児童・生徒等を誘導する。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者等は、施設や周辺が安全でない場合 や利用者が多数で施設内で安全に利用者を保護できない場合、一時滞在施設に 利用者を誘導する。

誘導に際しては、町が県警察と協力し、安全な誘導に努める。

また、地域内に滞留する帰宅困難者については、町が県警察や消防機関と協力して、一時滞在施設に誘導するよう努める。

町は、帰宅困難者が多数発生するなど一時避難施設への誘導が困難である ときは、(一社) 栃木県バス協会に帰宅困難者の輸送を依頼する。

県は、町に対して必要な支援を行う。

(2) 一時避難施設での対応

町は、帰宅困難者が帰宅可能な状況になるまでの間、食料や水、毛布等の物 資等を提供すると同時に、必要に応じて第4の2に掲げる避難所の設置・運営 に係る対応を行う。併せて、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、 交通規制に関する情報の提供に努める。

なお、県は、町が行う帰宅困難者対策を支援する。

また、県警察は、交通規制に関する情報その他必要となる情報を町に提供する。

さらに、鉄道事業者は、自己の施設の運行や復旧、代替輸送、その他必要となる情報を町に提供する。

3 外国人への支援

町は、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務を行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。県(産業労働観光部)及び(公財)栃木県国際交流協会は、災害時に町が実施する外国人支援施策について、災害時外国人サポーターと連携し適切な支援を行う。

第10 広域避難【総務課】

1 市町域を越えた避難等

災害の規模又は避難所の状況により、被災市町のみでは十分な避難者収容が実施できない場合は、当該市町長は、市町相互応援協定により、県内他市町に応援を要請する。この場合、県は円滑に実施するための支援協力を行う。

第11 県外避難者の受入 【地域安全課・総務課・健康福祉課・都市整備課・産業課・ 社会福祉協議会】

1 初動対応

町は、大規模震災の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、原則として第4の1に準じて避難所を開設する等、その受入に努める。

県(県民生活部)は、自県民の被災状況を考慮において、大規模災害の発生等により県域を越えた避難者が発生したと認められる場合は、次のとおり対応し、町はこれに協力する。

(1) 受入方針の決定

県(県民生活部)は、国や避難元自治体等から、避難が発生した原因、避難規模等必要な情報収集を行い、併せて、災害対策本部に当該自治体の連絡員を受け入れる等避難元自治体と必要な連携を図った上で、町と調整の上、県外避難者を収容する施設(以下「県外広域避難所」という。)の設置や運営方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

(2) 避難所の設置

県(県民生活部)は、あらかじめ選定してある県有施設に県外広域避難所 を設置する。

町は、県からの要請に基づき、避難所の中から選定して県外広域避難所を 設置する。

(3) 避難所の運営

町は、原則として第4の2に準じて県外広域避難所の運営を行う。 県は、原則として町が行う県外広域避難所の運営を支援する。

(4) 総合案内所の設置

県(県民生活部、その他部局)は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに備えて庁内又は現地付近の道の駅等に総合案内所を設置し、次の業務を行う。

ア テレビ、ラジオ等を活用した総合案内所についての一般周知

- イ 県内において県外避難者が受入れ可能である避難所に関する情報の 整理
- ウ 県外避難者の受入れに関する問い合わせへの対応
- エ 県外広域避難所に関する情報提供
- オ その他必要と認められる措置

(5) 避難環境の整備

県(各部局)は、災害等の状況に応じて、町及び関係機関と調整の上で、 発災からの事態の経過に応じて次に掲げる避難環境の整備を行う。

ア 県営住宅、町営住宅

イ ホテル、旅館等

- ウ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む)
- エ 雇用促進住宅その他国有施設

2 避難者の支援

(1) 県外避難者情報の収集

県(県民生活部)は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため必要に応じて県外避難者に関する情報を収集し、避難元自治体に提供する。

(2) 県外避難者への総合的な支援

県(県民生活部、その他部局)及び町は、自主防災組織、自治会、ボランティア、町社会福祉協議会等と協力して、第4から第7に準じた県外避難者の支援に努めるものとする。

(3) 県外避難者への情報提供

県(県民生活部、その他部局)は、避難元自治体と連携して、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努めるものとする。

(4) 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

県(県民生活部)及び町は、県社会福祉協議会や町社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

第12 被災者台帳の作成【地域安全課・総務課・住民課・税務課・健康福祉課・環境 課・上下水道課・学校教育課・こどもみらい課】

町は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成することができる。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他必要事項

第 13 安否確認への対応

災害対策基本法に基づき、町は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された町民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める

第 14 災害救助法による実施基準【地域安全課・健康福祉課】

災害救助法が適用された場合の避難所の供与は、次の基準により実施する。

1 対象

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者。

2 内容

原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用する ことが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設営その他適切な方 法により実施する。

避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

3 費用の限度

避難所を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)第2条で定める額以内。ただし、福祉避難所(避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障害者等を受け入れる避難所)を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設便所等の設置費

4 期間

避難施設供与期間は、災害発生の日から7日以内。

ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、内閣 総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長する。

第6節の2 広域一時滞在対策

計画の目的

地震発生により被災した住民の生命・身体を保護するため、被災した住民の居住の場所をその被災市町の域外に確保する必要があるときは、町、県、防災関係機関は連携して広域一時滞在に係る措置を行う。

【担当】○地域安全課 総務課

第1制度概要

町は、その町域で震災が発生し、被災した住民の生命・身体を災害から保護し、 又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的 な滞在(以下「広域一時滞在」という。)の必要があるときは、その被災した住民 の受入れについて、他の市町に協議することができる。協議を受けた市町は、正当 な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

また、町は、県(県民生活部)と協議を行い、被災した住民について県外における一時的な滞在(以下「県外広域一時滞在」という。)の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

また、県は、他の都道府県に被災県民の受入れについて協議する。

第2県内市町における一時滞在

1 被災市町の実施事項

- (1) 被災した市町(以下「被災市町」という。)は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町(以下「協議先市町」という。)に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で協議を行う。このときあらかじめ県に協議しようとする旨を報告しなければならない。
- (2) 被災市町は、協議先市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。
 - ア 協議先市町からの通知の内容の公示
 - イ 内閣府令で定める者への通知
 - ウ 県への報告
- (3) 被災市町は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。
 - ア 協議先市町への通知
 - イ 内閣府令で定める者への通知
 - ウ 広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示
 - エ 県への報告

2 協議先市町の実施事項

(1) 被災市町から1(1)の協議を受けた協議先市町は、被災住民を受け入れないこ

とについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け 入れるものとし、被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の 施設(以下「公共施設その他の施設」という。)を提供しなければならない。

- ア 自らも被災していること
- イ 被災住民の受入れに必要となる施設が確保できないこと
- ウ 地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援 に必要な体制が十分に整備できないこと
- エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない 状況であると判断されること
- (2) 協議先市町は、(1)の正当な理由がある場合を除き、その市町域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- (3) 協議先市町は、(2)の決定をしたときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。
- (4) 協議先市町は、被災市町から1(3)アに記す広域一時滞在の必要がなくなった と認める通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府 令で定める者に通知しなければならない。

第3 県外における一時滞在

1 被災市町の実施事項

- (1) 被災市町は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在(以下「県外広域一時滞在」という。)の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示すものとする。
- (2) 被災市町は、県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。
 - ア 公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示
 - イ 内閣府令で定める者への通知
- (3) 被災市町は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。
 - ア 県への報告
 - イ 県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示
 - ウ 内閣府令で定める者への通知

2 県の実施事項

(1) 県(県民生活部、以下この項において同じ)は、「災害時における福島県、 茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」の応援総括県 並びに関東知事会及び全国知事会の幹事都県を経由して、他の都道府県に、具 体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で、 被災住民の受入れについて協議する。このときあらかじめ協議しようとする旨 を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

- (2) 県は、他の都道府県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。
- (3) 県は、他の都道府県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

第4 他都道府県からの協議

1 県の実施事項

- (1) 県(県民生活部、以下この項において同じ)は、他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と思われる市町に協議する。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項について資料を求めるものとする。
- (2) 県は、町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を受入れ協議元の都道府県に通知しなければならない。
- (3) 県は、被災住民を受け入れた他都道府県から本県域内の広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を町に通知しなければならない。

2 協議先市町の実施事項

- (1) 県から1(1)の協議を受けた市町は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、他都道府県被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設(以下「公共施設その他の施設」という。)を提供しなければならない。
 - ア 自らも被災していること
 - イ 被災住民の受入れに必要となる施設が確保できないこと
 - ウ 地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援 に必要な体制が十分に整備できないこと
 - エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない 状況であると判断されること
- (2) 町は、(1)の正当な理由がある場合を除き、その町域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- (3) 町は、(2)の決定をしたときは、速やかにその内容を県に報告しなければならない。
- (4) 町は、1(3)の県の通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

第5 広域一次滞在の協議等の代行

1 県による代行

被災市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民について広域一時滞在の必要があると認められる場合は、広域一時滞在のための県内市町との協議を県が被災市町に代わって行う。

また、被災住民について県外広域一時滞在の必要があると判断される場合には、被災市町から県外広域一時滞在に係る協議の要求がない場合であっても、 県は他の都道府県に対して県外広域一次滞在に係る協議を行う。

2 内閣総理大臣による代行

県及び被災市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民について広域一時滞在の必要があると認められる場合は、広域一時滞在のための県内市町との協議を内閣総理大臣が被災市町に代わって行う。

また、被災住民について県外広域一時滞在の必要があると判断される場合には、他の都道府県に対する県外広域一時滞在に係る協議を内閣総理大臣が県に代わって行う。

第6費用負担

1 原則

被災した地方公共団体が負担する。

2 災害救助法適用時

- (1) 広域一時滞在実施時 県の責任で救助がなされ、当該救助に伴う費用を負担する。
- (2) 県外一時滯在実施時

被災した都道府県が費用を負担することとし、受け入れた都道府県から被 災した都道府県に対し救助に要した費用を求償する。

第7節 災害警備活動

目的

大規模な地震が発生した場合、早期に警備体制を確立して、社会秩序維持活動等住民の生命、身体、財産を保護するための活動に努める。また、緊急交通路等の確保にも配慮する。

【担当】○都市整備課 地域安全課 企画課

各段階における業務の内容

| 101-4-17 @ 71033 - 1 3 0 | | | |
|--------------------------|-----------|--|--|
| 発生から | 1時間以内 | ・被災状況の情報収集、及び分析 | |
| 発生から | 3時間以内 | ・被災者の救援救出活動・交通危険箇所の交通規制・緊急通行車両の確認・行方不明者の捜索・犯罪防止パトロール | |
| 発生から | 6 時間以内 | | |
| 発生から1 | 2時間以内 | | |
| 発生から2 | 4時間以内 | | |
| 発生から7 | 2時間(3日)以内 | | |
| 発生から | 1週間以内 | | |

住民の役割

第1 警備活動の協力

災害被害のなかった者は、自主防犯組織や自主防災組織において、巡回パトロール等に協力する。

警察の役割

第1 警備体制の確立

1 社会秩序の維持

警察は、消防団及び自主防災組織等各種協力団体等と協力し、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活犯罪、窃盗、放火その他の犯罪を防止するため巡回パトロールを行う。

第2 警戒区域の設定

警察は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、 身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限することができる。

第3 緊急交通路の確保

(1) 交通規制の実施

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に

対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、各種法令等に基づき、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど緊急交通路の確保にあたる。

また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときには、被災地周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(2) 道路管理者と警察機関の相互連絡

町が管理する道路において、車両の通行を禁止もしくは制限しようとするときは、町と相互に緊密な連絡を保ち、制限の対象、区間、期間及び理由等を通知する。

(3) 規制の広報・周知

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに住民・運転者に周知する。

町等の役割

第1 警戒区域の設定【都市整備課・地域安全課】

町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限することができる。

第2 緊急交通路の確保【都市整備課・地域安全課・企画課】

(1) 交通規制の実施

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、各種法令等に基づき、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど緊急交通路の確保にあたる。

また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときには、被災地周辺の警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(2) 道路管理者と警察機関の相互連絡

町が管理する道路において、車両の通行を禁止もしくは制限しようとすると きは、警察機関と相互に緊密な連絡を保ち、制限の対象、区間、期間及び理由 等を通知する。

(3) 規制の広報・周知

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに住民・運転者に周知する。

第3 緊急通行車両の確認等【都市整備課・地域安全課】

1 緊急通行車両の確認

車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両)を使用しよ

うとする場合は、公安委員会(警察署)に緊急通行車両確認証明書を申請し、 証明書及び標章の交付を受ける。

2 緊急通行車両の事前届出・確認

緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力・効率化を 図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

第8節 救急·救助活動·消火活動

計画の目的

震災により被災した者を迅速に救助すること、また、火災による被害を最小限 に止めるため、地域住民、自主防災組織、町、消防機関、県、県警察、自衛隊等 は、連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

【担当】〇地域安全課 消防団

各段階における業務の内容

| 101-4017 0 7(1)3 12 1 3 0 | | | |
|---------------------------|--|--|--|
| 発生から 1時間以内 | ・住民による初期消火 ・被災状況の情報収集、及び分析 ・通報等による消火活動 ・被災者の救助救出活動 | | |
| 発生から 3時間以内 | ・多発火災による広域応援要請・県防災ヘリの要請、及びヘリポートの確保 | | |
| 発生から 6時間以内 | THE TOTAL PROPERTY OF THE PROP | | |
| 発生から12時間以内 | | | |
| 発生から24時間以内 | ・緊急消防援助隊及び自衛隊の派遣要請 | | |
| 発生から72時間(3日)以内 | ・災害状況により応援増員要請 | | |
| 発生から 1週間以内 | | | |

第1 住民及び自主防災組織の活動

地震災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関 (消防署、消防団)等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民 は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 救急·救助活動

(1) 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

(2) 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した 上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

(3) 消防機関への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

2 消火活動

(1) 火災予防措置

大きな地震を感じた場合、各家庭では、火災の発生を防止するため、使用中の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブ等を閉止し、電気ブレー

カーを遮断する。

自主防災組織は、各家庭等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、点検及び確認を行う。

- (2) 火災が発生した場合の措置
 - ① 火災が発生した家庭の措置
 - ア 近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。
 - イ消防機関に通報する。
 - ウ 消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。
 - ② 自主防災組織等の措置

自主防災組織は、近隣住民に知らせるとともに、消火器、可搬ポンプ等 を活用して初期の消火活動に努める。消防機関(消防署、消防団)が到着し たときは消防機関の指示に従う。

第2 事業所の活動

1 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

2 火災が発生した場合の措置

- (1) 防災管理者又は防火管理者の指揮により、自衛消防隊等の防災組織による 初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3 二次災害防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- (1) 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達
- (2) 県警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等の可能な手段により直ちに 通報する。
- (3) 立入禁止等の適切な措置を講ずる。

第3 町、消防機関の活動

1 救急·救助活動

町、消防機関(消防署、消防団)は、県警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、次により迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数発生する事態 を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行 人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなどして、効率的な救助活動の実施 に努めるものとする。

- (1) 町は、直ちに地元医師会等と協力して救護所を開設し、傷病者の救護にあたる。
- (2) 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、 重症者から搬送する。

なお、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。

(3) 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとと もに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災へリコプター、ドクターへリ等による搬送を要請する。

2 消火活動

(1) 火災発生状況の把握

大きな地震が発生した場合、消防機関は、管内の消火活動に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

- ア 延焼火災の状況
- イ 自主防災組織の活動状況
- ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水 利の活用可能状況
- (2) 消火活動の留意事項

地震による火災が発生した場合、消防機関は、火災の特殊性を考慮し、 次の事項に留意し消防活動を行う。

- ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し、安全地区を 確保する。
- イ 多数の延焼火災が発生している地区については、住民の避難誘導を直 ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等住民の安全確保を最優先に行 う。
- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、火 災警戒区域を設定し、住民の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点 となる施設等の火災防御を優先して行う。
- オ 自主防災組織が実施する消火活動と連携するとともに、指導に努める。

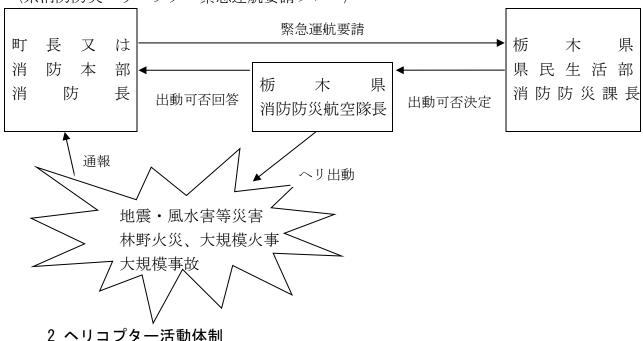
第4 県消防防災へリコプター等の運用

県(県民生活部)は、ヘリコプターの機動性を活かした被害状況等の情報収集、 人命救助、救急、緊急物資の輸送などの応急対策を、市町、他県等と連携して実施 する。

1 町長等からの緊急運航の要請

町内で災害等が発生した場合、町長又は消防本部の消防長は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県(県民生活部)に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

〈県消防防災へリコプター緊急運航要請フロー〉



町は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため、ヘリコプターの活動のための飛行場外離着陸場等を確保し、安全対策を図る。また、 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行う。

第 5 消防相互応援等

1 消防相互応援

一つの消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

(1) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部(局)による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく所定の手続きにより要請、出動す る。

ア 第一次応援体制

一つの消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制。

要請手続:受援消防機関が、被災地の町長に報告の上、幹事消防本部に応援要請する。

イ 第二次応援体制

一つの消防機関を県内の全てのブロックの消防機関が応援する体制。 要請手続:①受援消防機関が、幹事消防本部及び代表消防機関(宇都 宮市消防局)と調整の上、被災地の町長に報告後、県(県 民生活部)及び代表消防機関に応援要請する。

②応援要請を受けた県が、県内消防機関に連絡する。

- (2) その他の協定
- (1)による他、市町間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

2 緊急消防援助隊

町長は、被災状況を勘案し、被災地消防機関の消防力及び県内応援部隊の広域応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに栃木県知事に応援要請を行う。

(1) 要請手続

- ① 被災した市町は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県(県民生活部)に対し応援要請を行う。県(県民生活部)は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。
 - ア 災害発生日時
 - イ 災害発生場所
 - ウ 災害の種別・状況
 - エ 人的・物的被害の状況
 - 才 応援要請日時
 - カ 必要応援部隊数
 - キ 連絡責任者の職・氏名・連絡先等
 - ク 応援部隊の進出拠点、到達ルート
 - ケ 指揮体制及び無線運用体制
 - コ その他の情報(必要資機材、装備等)
 - ※ク~コについては決定次第報告を行う
- ② 被災市町は、県に連絡が取れない場合、直接国(総務省消防庁)に応援要請を行うものとする。
- ③ 県(県民生活部)は、隣接市町からの情報等から、被害が甚大であると認めた場合、被災市町からの要請を待たずに国に対し応援要請を行う。

(2) 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助 隊受援計画等に定めるところによる。

(3) 消防応援活動調整本部の設置

県(県民生活部)は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、緊急消防援助隊が出動した場合は、消防応援活動調整本部を設置する。

調整本部の事務は次のとおりとする。

- ア 被災状況、栃木県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- イ 被災地消防本部、消防団、県内応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整 に関すること。
- ウ 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
- エ 自衛隊、警察、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- オ 栃木県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- カ 栃木県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
- キ 栃木県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。
- クーその他必要な事項に関すること。

第6 県警察の活動

県警察は、消防機関等の関係機関との緊密な連携のもとに、救出救助活動を実施する。

1 被災者の救出

町から救助活動の応援要請があった場合や自ら必要と判断した場合は、速 やかに救出救助部隊を編成して救出・救助活動を実施する。

2 緊急交通路の確保

救急・救助活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路の確保にあたる。

3 広域的応援の要請

被害の状況を考慮して必要と認める場合は、他の都道府県警察に対して広 域緊急援助隊等の援助要請を行う。

第7 自衛隊の活動

自衛隊は、知事の要請に基づき、災害現場に部隊等を派遣し、消防機関、県警察、 医療機関等と連携し、避難者の捜索・救助、救急患者の搬送等の各種救援活動を行 う。

第8 消防、県警察、自衛隊との連携強化

町は、災害応急対策活動にあたって、県及び消防本部(局)、県警察、自衛隊との適切な連携のもと迅速、適切に救出・救助活動を実施する。

(1) 相互連絡の徹底

各機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、相互に連絡を取り合い、災害対策に必要な情報の交換を行う。

(2) 自衛隊の派遣

派遣要請を受け、又は自らの判断により派遣された自衛隊は、町及び消防本部(局)、県警察と連携して活動にあたる。

(3) 連絡調整員の現地派遣

各機関は、被災市町に連絡調整員を派遣し、災害応急活動の実施にあたって、 機関相互の現場レベルでの調整を行う。

〈主な調整内容〉

- ア 被災者の捜索、救助における地域の割り当て
- イ 一斉合同捜索活動の実施
- ウ 救助のための人員、資機材等の確保
- エ 交通規制の実施
- (4) 救出・救助活動等への協力

町は消防、警察等から依頼があった際には、災害時応援協定に基づく無人航空機(ドローン等)の運用により救出・救助等に協力する。

第9 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救出は、次の基準により実施する。

1 内容

災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

2 費用の限度

救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該 地域における通常の実費。

3 期間

災害発生の日から 3 日以内。ただし、次のような真にやむを得ないと認められる場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

- (1) 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき
- (2) 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭であるようなとき
- (3) 災害の発生が継続しているとき

第9節 医療救護活動

計画の目的

震災時には、多数の医療救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

【担当】○健康福祉課

各段階における業務の内容

| 発生から 1時間以内 | ・負傷者数及び負傷状況把握・医療機関の被災状況把握(医師、看護師等の活動可否含む。)・医薬品、医療資機材の被害把握 |
|----------------|---|
| 発生から 3時間以内 | ・医療救護活動開始・稼動可能な医療機関に医療活動要請・広域医療搬送受入先を県に要請・救護班の編成・拠点避難所に救護所を設置準備 |
| 発生から 6時間以内 | |
| 発生から12時間以内 | ・県内の医療機関に応援要請・広域搬送実施・慢性腎障害患者等の対応要請 |
| 発生から24時間以内 | |
| 発生から72時間(3日)以内 | |
| 発生から 1週間以内 | |

住民の役割

第1 医療救護活動への協力

住民は、あらかじめ家庭用医薬品等を備蓄し、医師の治療を必要としないケガ等は、これらを使用し家族の手当を行って医療等従事者の負担を軽減するとともに、救護所の設営や運営に協力して、医師等が実施する医療救護活動に協力し、1人でも多くの人命救助等に貢献する。

町等の役割

第1 実施体制

町は、救護班を編成し出動するとともに、災害の状況により地元医師会に出動を 要請する。町のみでは対応が十分でない場合は、県、関係機関に協力を要請する。

第2 救護所の設置

救護所の設置は原則として町が行うものとする。

救護班が出動したときは、救護の利便性、被災傷病者保護のため、直ちに救護所 を開設して傷病者を収容治療する。

なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある県下の医療機関の一部及び助産所をあ

第3 医薬品等の確保・供給

1 医薬品・医療用資機材等の確保・供給

担当の住民生活部救護班は、本編第1章第5節第2に基づき整備した備蓄・調 達体制により、医療救護に必要な医薬品、衛生材料、医療資機材の確保に努め、 災害規模・状況等により県に調達を要請する。

2 輸血用血液等の調達

保存血液等については、県あてに調達の要請をする。

第4 医療施設の応急復旧

町は、災害により医療施設の損壊によって医療機能が失われたときは、仮救護 医療機関を設けて医療救護活動を行うとともに、あらかじめ防災訓練等を実施し て災害に備えておく。

また、病院等においては災害時における医療体制について整備しておく。

第5 災害救助法による実施基準

災害救助法を適用した場合には、次の基準により医療救護、助産活動を実施する。

1 災害救助法による医療救護の基準

(1) 対象

災害のため医療の途を失った者に対して行う応急的に処置するもの。

(2) 内容

原則として救護班及び救護支援班によって、次の医療救護を行う。ただし、 急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所(あん摩マッサー ジ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師(以下、「施術者」という。)を 含む。)において医療救護(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。) を行うことができる。

- ア診療
- イ 薬剤、治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療、施術
- エ 病院、診療所への収容
- 才 看護
- (3) 費用の限度
 - ア 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費。
 - イ 病院、診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内。
 - ウ 施術者による場合は、協定料金の額以内。
- (4) 期間

災害発生の日から14日以内。

2 災害救助法による助産の基準

(1) 対象

災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者。

- (2) 内容
 - ア 分娩の介助
 - イ 分娩前、分娩後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
- (3) 費用の限度

救護班、産院その他医療機関による場合は、使用した衛生材料等の実費。 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内。

(4) 期間

分娩した日から7日以内。

第 10 節 二次災害防止活動

計画の目的

地震発生後に、余震、降雨、建物倒壊等による二次的な災害を防ぐため、関係 機関は連携して、迅速かつ的確な措置を行う。

【担当】○都市整備課 地域安全課 消防団

各段階における業務の内容

| 発生から 1時間以内 | ・被災状況の情報収集、及び分析 |
|----------------|---|
| 発生から 3時間以内 | ・土砂崩れ及びその被害が予想される住民に避難を勧告・関係者、関係機関への連絡・立入禁止等の措置・避難勧告等の措置 |
| 発生から 6時間以内 | ・小規模なものは、消防団による土のうで対応 |
| 発生から12時間以内 | 建設業者に被害拡大防止措置を依頼 |
| 発生から24時間以内 | |
| 発生から72時間(3日)以内 | ・応急復旧工事 |
| 発生から 1週間以内 | |

町等の役割

第1 水害・土砂災害等の二次災害防止

1 水害の防止【都市整備課・地域安全課・消防団】

町は、地震発生時に河川護岸、堤防の損壊や橋梁の落橋等によって発生する 水害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応 急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

(1) 水防機関の監視、警戒活動

地震発生後は、河川の損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早 急に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずる。

- ① 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告 次の場合、水防管理者(町長)は、ただちに矢板土木事務所長に報告する。 ア 消防団(水防団)が出動したとき
 - イ 水防作業を開始したとき
 - ウ 堤防等に異常を発見したとき (これに関する措置を含む)
- ② 出動及び水防作業
 - ア 水防管理団体の非常配備

水防管理者が管下の消防団(水防団)を非常配備するための指令は、次の 場合により発する。

- (ア) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- (4) 水防警報指定河川等にあっては知事からの警報を受けた場合
- (ウ) 緊急にその必要があるとして、知事から指示があった場合
- イ 本部員の非常配備

水防管理者はあらかじめ定められた計画に基づき配置につく。

ウ消防機関

(ア) 待機

消防団(水防団)を詰所に待機させ、団長はその後の情報を把握する ことに努め、団員をただちに次の段階に入りうる状態にしておく。

(イ) 準備

河川水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防 警報(準備)の通報を受けたとき、水防機関に対し出動準備をさせる。 出動準備の要領は下記による。

- ・消防団(水防団)の団長及び分団長は所定の詰所に集合する。
- ・水防資材及び器具の整備点検並びに団員の配備計画を行う。
- ・水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、水門等 の開閉準備をする。
- (ウ) 水防管理者が出動の必要を認めたときは、あらかじめ定めた計画に従い、直ちに警戒配備に配置する。

団長は情報の把握に努め、消防団 (水防団) の連絡員を本部に詰めさせ、団員は直ちに出動できるよう準備をする。

(2) 河川管理施設決壊時の通報措置

地震発生後、堤防の決壊、その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、町は、水防法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫のおそれがある方向の隣接水防管理団体に通報する。

(3) 河川管理施設決壊後の処理

矢板土木事務所及び関係機関と連絡を密にし、氾濫による被害が拡大しないよう努める。

2 土砂災害の防止【都市整備課】

(1) 施設、災害危険箇所の点検・応急措置の実施

町、県(県土整備部)、消防等関係機関は、余震、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、管理施設や災害危険箇所の点検を実施し、安全確保に努める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、 仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

町及び県(県土整備部)は、二次的な地すべり、がけ崩れ等から住民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し二次災害発生の危険度の判定、 表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、町は当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明をして、二次災害の防止に努める。

(3) 避難対策

町、県、消防は、土砂災害の発生が予想される場合、住民、ライフライン関

係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、必要に応じ「本章第6節」の要領により警戒区域の設定若しくは避難の勧告・指示を行う。

第2 建築物・構造物の二次災害防止【都市整備課】

1 震災建築物応急危険度判定の実施

町は、県及び関係機関の協力を得て、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物等の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定、表示等を行う、震災建築物応急危険度判定を実施する。

2 二次災害の防止

町は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、 使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

第 11 節 緊急輸送活動

計画の目的

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実かつ迅速に輸送するため、町、県、関係機関は連携して震災時の緊急輸送対策を 実施する。

【担当】○総務課 企画課 都市整備課 生涯学習課

各段階における業務の内容

| 発生から | 1時間以内 | ・被災状況の情報収集、及び分析 ・輸送用道路の破損状況把握 |
|-------|-----------|---|
| 発生から | 3時間以内 | ・避難所の設置状況、避難者数の把握・飲料水、食料、生活必需品の輸送準備・必要に応じ、物資輸送業務を委託 |
| 発生から | 6 時間以内 | |
| 発生から1 | 2時間以内 | |
| 発生から2 | 4時間以内 | |
| 発生から7 | 2時間(3日)以内 | |
| 発生から | 1週間以内 | |

町等の役割

第1 緊急輸送の実施【総務課】

1 実施責任者

| 輸送対象 | 実施責任者 | 輸送に当たっての配慮事項 |
|---|----------------------------|---------------------------|
| 被災者の輸送 | 町長 | ①人命の安全 |
| 災害応急対策及び災害救助の 実施において必要な要員及び 物資の輸送 | 災害応急対策を実施すべ き責任を有する機関の長 | ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施 |

2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を 優先的に緊急輸送する。

(1) 第1段階【救出救命期】

- ア 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- イ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ウ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- エ 町の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員、物資
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人 員及び物資

(2) 第2段階【避難救援期】

- ア 上記(1)の続行
- イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

- ウ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- エ 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階【応急対策期·復旧復興期】
 - ア 上記(2)の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活必需品

第2 緊急輸送手段の確保【総務課】

1 車両の調達体制

町は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、 車両等の調達体制を整備するとともに、運送業者等関係団体との物資輸送に係 る災害時応援協定の締結等により、緊急輸送体制を整備する。

2 協定に基づく調達要請

町は、車両等が不足する場合は、相互応援協定等に基づき、他の市町に対して車両の派遣を要請する。

3 県への調達あっせん依頼

町は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して次の事項を明示して、 調達あっせんを依頼する。

- (1) 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量(重量)
- (2) 車両等の種類・台数
- (3) 輸送を必要とする区間、借り上げ期間
- (4) 集結場所、日時
- (5) その他必要事項

第3 **緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保**【都市整備課・総務課・企画課・生涯学習 課】

1 緊急輸送道路の確保

町は、緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ 効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路やう回路を選定 し確保する。

2 燃料の確保

町は、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき燃料を確保する。

3 輸送拠点等の確保

町は、輸送拠点として定められている役場等の被害状況を速やかに把握する とともに、災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場 合は速やかに代替の拠点を確保する。

また、ヘリコプターによる緊急輸送が必要な場合は、あらかじめ定めた臨時 ヘリポートを使用できる状態に整備する。

4 関係機関及び住民等への周知

実施責任者は、緊急輸送道路、輸送拠点、救援物資等の備蓄・集積拠点等について、警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を通じて周知する。

参考

災害救助法による輸送基準

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は次のとおりである。

- (1) 対象
 - ① 被災者の避難に係る支援のための輸送
 - ② 医療及び助産のための輸送
 - ③ 被災者の救出のための輸送
 - ④ 飲料水の供給のための輸送
 - ⑤ 死体の捜索のための輸送
 - ⑥ 死体の処理のための輸送
 - ⑦ 救助用物資の整理配分のための輸送
- (2) 費用の限度 当該地域における通常の実費
- (3) 期間

各救助の実施が認められる期間。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が 内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延 長する。

第12節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

計画の目的

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・燃料及び生活必需品の供給を図るため、関係機関は相互に連携して調達、供給体制を確立する。

【担当】〇総務課 企画課 地域安全課 健康福祉課 学校教育課 こどもみらい課 上下水道課 社会福祉協議会

各段階における業務の内容

| 発生から 1時間以内 | ・被災状況の情報収集、及び分析 |
|----------------------|------------------------------|
| APTIM D. T. MINIST 1 | ・給食センターの被災状況確認 |
| | ・浄水、及び配水施設の被災状況確認を開始 |
| 発生から 3時間以内 | ・医療機関、及び避難所等の飲料水等必要量状 |
| 元工がり、も時間終行 | |
| | ・給水車の出動準備 |
| | ・避難者の概数、場所及びニーズの把握 |
| | ・被害を受けた上水道施設設備の送水停 |
| 発生から 6時間以内 | |
| | ・給水車による応急拠点給水活動 |
| | ・住民、及びマスコミへの情報提供 |
| | ・避難所等の保存食料、物資等を「自主防災組 |
| | 織等」を通じて配分 |
| | ・避難所で不足する物資等を他の保管場所か |
| | ら回送 |
| 発生から12時間以内 | ・避難者のニーズ把握 |
| | ・避難所で不足する物資等を県又は日赤へ依 |
| | 頼 |
| | ・日本水道協会等の応援協力機関への救援要 |
| | 請 |
| | ・避難所内外の避難者へ物資を提供 |
| | ・救援物資の受入体制確保 |
| | ・不用な物資が送られてこないよう、マスコミ |
| 発生から24時間以内 | を通じて発信 |
| 光土からとも時間終門 | ・応急復旧計画作成 |
| | ・浄水、及び配水施設の応急復旧開始 |
| | ・避難所内外の避難者へ物資を提供 |
| | ・救援物資の受入体制確保 |
| 発生から72時間(3日)以内 | ・自衛隊、日赤、及びボランティア等が実施す |
| | る現地炊き出しとの需給調整 |
| | ・給食センターの給食施設による食料供給 |
| | ・送水管、及び配水管の応急復旧開始 |
| | ・医療機関、福祉施設、避難所等を優先し、可 |
| | 能な場所から送水開始 |
| 発生から 1週間以内 | ・避難者による避難所等の自炊を依頼 |

住民の役割

第1 家庭での備蓄

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、 概ね3日間に必要な食料及び飲料水は、自ら備蓄していたもので賄う。

町等の役割

第1 実施体制【総務課・企画課・地域安全課】

1 実施体制

町は、被災者、災害応急対策業務従事者等に対し、必要な物資を調達・供給する。

町のみでは対応出来ない場合は、近隣市町・県・その他関係機関の応援を得て実施する。

県は、町からの要請があった場合又は町からの要請を待ついとまがなく、町への緊急な支援が必要であると認めた場合、町への支援を実施する。また県だけで対応出来ない場合は、必要に応じて相互応援協定を締結する都道府県や指定行政機関、指定地方行政機関に応援を依頼する。

2 季節への配慮

町は、被災者等への支援にあたり、災害の発生時期を考慮した支援を行うよう配慮する。被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど時宜を得た物資の調達に留意する。

3 要配慮者への配慮

町は、特別用途食品(難病患者、透析患者等の病者、乳幼児、妊産婦、食物 アレルギー等に配慮した食品)や生活必需品の調達に配慮するよう努める。

4 広報

食料の配布場所、配布時間等について、きめ細かく住民に広報する。

第2 給食【学校教育課・こどもみらい課・健康福祉課】

1 供給の対象

町は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。 なお、食料の供給にあたっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

- (1) 炊き出しによる給食を行う必要がある被災者
- (2) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (3) 被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

2 食料の調達、供給

被災者に対する食料の供給は、学校等の給食施設を利用し、災害救助法に定める基準にしたがって行う。また、必要に応じ自治会等の協力を求め、炊き出

し及び運搬を行い供給する。

- (1) 町保有の備蓄食料(乾パン・アルファー米)を支給する。
- (2) 県の備蓄する食料について供給を要請する。
- (3) 全国農業協同組合連合会栃木県本部が備蓄する米穀の供給を県に要請する。
- (4) 卸売業者・小売業者等保有の米穀の提供を県に要請する。
- (5) 卸売業者等の保有米穀で不足する場合には、農林水産省生産局貿易業務 課が所管する災害救助用米穀の放出を県に要請する。
- ※ 乾パン・アルファー米等食料については、今後、子ども・年配者に配慮 し柔らかく食べやすいものに変更し常備するよう検討する。また、アレル ゲンフリー対応するものを常備するよう検討する。
- (6) 町は協定に基づき生鮮野菜、食肉製品、牛乳等の副食品を調達する。

3 要配慮者への配慮

町は、要配慮者へ適切な食料が供給されるよう、要配慮者の把握及び必要な物資の抽出・確保等を行う。

なお、町のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。県(保健福祉部)は、町からの要請があった場合又は町への支援が必要と判断した場合は、町の対策を支援する。

参考

災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。

(1) 対象

次のいずれかに該当する者に対して行う。

- ① 避難所に避難している者
- ② 住家に被害を受け現に炊事のできない者
- ③ 災害により現に炊事のできない者
- (2) 内容

食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとし、次により行う。

① 食料の確保

食料の確保については上記に定めるところによる。

ただし、町において災害救助用米穀を必要とする場合で、かつ、交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、農林水産省寄託倉庫の責任者に対し、直接災害救助用米穀の引渡しを要請することができる。

② 炊き出し等の実施

日本赤十字奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。また、

炊き出しの配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任 者が確実に人員を掌握し、正確に行う。

(3) 費用の限度

食品給与費用として国庫負担の対象となる経費は、実際にそれらを受けるべき 被災者に支給された給食に要した次に掲げる費用で、災害救助法施行細則(昭和 35年5月2日栃木県規則第35号)第2条で定められた額以内とする(食数を単 位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が限度額以内であればよ い。)。

- ① 主食費(米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等)
- ② 副食費(調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない)
- ③ 燃料費(品目、数量について制限はない)
- ④ 雑費(炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握り飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費)

(4) 期間

災害発生の日から7日以内とする(被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給)。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊き出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第3 給水【上下水道課·社会福祉協議会】

1 供給の対象

町は、災害発生時に飲料水が得られない者に対して、1人1日3リットルを 基準とする応急給水を行う。

2 飲料水の確保対策

- (1) 町は、飲料水の確保を行うとともに、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。
- (2) 町は、応急用飲料水、水道施設における貯水量の確保に努める。
- (3) プールの管理者は、災害の発生に備えてプールに常時蓄えておいた水を放出する。
- (4) 自治体間による災害時における相互応援協定及び企業との災害時における 飲料の供給協力に関する協定に基づき給水を確保する。
- (5) 最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資機材が不足するなど給水の実施が困難な場合には、日本水道協会等協力機関の応援を得て実施する。

3 給水活動

- (1) 町は、給水班を組織して給水活動を行い、町と県は、水道施設の応急復旧活動を実施する。
- (2) 県は被災市町から要請があった場合に、可能な限り、応急給水活動を行う。

4 応急給水の優先

病院・避難所・高齢者、障害者等の施設には、優先的に給水車等を配備する。 なお、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティ アとの連携を可能な限り図る。

5 応急用飲料水以外の生活用水の供給

町は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の確保、供給に努める。

| 給 水 方 法 | 内容 |
|----------------|------------------------------|
| 配水池・浄水場での拠 | 住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。 |
| 点給水 | |
| 耐震性貯水槽等での | 耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置 |
| 拠点給水 | し有効利用を図る。 |
| 給水車、給水タンク、 | ① 避難所等の応急給水は、原則として町が実施するが、実施 |
| ポリ容器等での運搬 | が困難な場合、応援要請等により行う。 |
| おりなる等での運搬 給水 | ② 医療機関、社会福祉施設及び救護所等への給水について |
| 邓中八 | は、他に優先して給水車等で行う。 |
| | ① 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるい |
| 仮設管、仮設給水栓等 | は応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓 |
| を設置しての応急給 | を接続して応急給水を行う。 |
| 水 | ② 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じ |
| | て仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。 |
| 水の缶詰、ペットボト | 必要に応じ、備蓄飲料水の放出又は製造業者等に提供を依頼 |
| ル等による応急給水 | することにより給水する。 |

参考

災害救助法による実施基準

(1) 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(2) 費用の限度

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。

(3) 期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第4 生活必需品等の供給【総務課・地域安全課・健康福祉課】

1 供給の対象

町は、被災者に対する生活必需品等の供給を実施する。

2 生活必需品等の確保

(1) 物資の確保

災害時において、被災者への生活必需品の給(貸)与の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給(貸)与の必要品目及び必要量の判断をする。

- ① 被災者や避難場所の状況
- ② 医療機関、社会福祉施設の被災状況

町は、町内事業者等や物資供給協定締結先に対して、生活必需品の供給を 依頼する。(資料編 15-3 流通備蓄調達先一覧)

状況により、町のみで対応が困難な場合には、隣接市町、県に対し、必要な物資の提供・調達を依頼する。

(2) 協定等に基づく燃料の確保

町は、大規模災害が発生し通常の燃料供給ルートが機能しない事態が発生した場合等には、町内事業所と締結している「災害時における燃料等の供給に関する協定」に基づき、あらかじめ指定した緊急車両や重要施設等に対して優先的に燃料を供給するよう要請し、災害応急対応を迅速に行うための燃料確保を図る。

参考

災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被服、寝具そのほか生活必需品の給与、貸与は、 次の基準により行う。

(1) 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により、生活上必要な被服、寝具そのほか日用品等を喪失又はき損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

- (2) 内容
 - ① 給(貸)与品目

被害の実情に応じ、おおむね次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- ア 寝 具(タオルケット、毛布、布団等)
- イ 被 服 (洋服、作業衣、子供服、肌着等)
- ウ 身の回り品(タオル、靴下、サンダル、傘等)
- エ 炊事用具(炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等)
- 才 食器(茶碗、皿、箸等)
- カ 日用品(石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等)
- キ 光熱材料 (マッチ、プロパンガス等)
- ク 要配慮者の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材(紙おむつ、

ストマ用装具等)

② 支給方法

物資の確保は、原則として県が行い、被災者への支給は、主として町が実施する。

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)第2条で定められた額以内とする。

(4) 給(貸) 与期間

給(貸)与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

ただし、交通通信が途絶え、物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

第13節 農地・農業用施設等応急対策

計画の目的

震災により被害を受けた農地・農業用施設の応急対策を実施し、営農体制の早期復旧を目指す。

【担当】○産業課 都市整備課

各段階における業務の内容

| Charles of the Section of the Sectio | | |
|--|---|--|
| 発生から 1時間以内 | | |
| 発生から 3時間以内 | ・農地冠水、林地崩落等巡回監視 | |
| 発生から 6時間以内 | ・被災状況の情報収集、及び分析 ・逃亡家畜等による危害防止措置 | |
| 発生から12時間以内 | ・施設の被害状況の把握、取りまとめ(第1次) ・応急復旧対策の検討、関係機関との調整 | |
| 発生から24時間以内 | ・施設の被害状況の把握、取りまとめ(第2次) ・応急復旧対策の検討、関係機関との調整 | |
| 発生から72時間(3日)以内 | ・施設の被害状況の把握、取りまとめ(第3次) ・応急復旧対策の検討、関係機関との調整 | |
| 発生から 1週間以内 | ・補助災害復旧事業の申請箇所確認及び 特定 | |

住民・農業協同組合・土地改良区の役割

第1 農地・農業用施設の管理者等の対応

農地・農業用施設の管理者及び農業共同利用施設の管理者(以後「農業施設管理者」という。)は、災害発生時には各施設等の被害状況を把握し、関係機関等に報告を行うとともに、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施する。

1 災害発生の未然防止等

(1) 施設の点検、監視

農業施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点 検、監視を行う。

(2) 関係機関等への通報

農業施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、町、 県、地域住民、関係機関へ通報する。

2 災害応急対策

住民等は、農業施設に災害が発生した場合には、次の復旧対策等を実施する。

(1) 被害状況の把握、応急処置

農業施設管理者は、施設の被害状況を把握するとともに、被害の拡大防止措置をとる。

ア 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

イ ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し下流の河川の 安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。 ウ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所について、パトロール要員に よる巡回・監視により、危険防止の措置を講じる。

町等の役割

第1 被害状況の把握【産業課】

町は、塩野谷農業協同組合、土地改良区等関係機関と相互に連携し、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、塩谷南那須農業振興事務所に報告する。

第2 応急対策の実施【産業課・都市整備課】

1 農業施設管理者の対応

農業施設の管理者は、関係機関と連携を図り被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

- (1) 発災後の降雨の状況等より、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに県(農政部)、関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。
- (2) 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。
- (3) 集落間の連絡農道、基幹農道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路 の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。また、通行が危険な道路につい ては通行禁止等の措置を講じる。
- (4) ため池等の施設管理者に、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じるよう指導する。
- (5) 被災し危険な状態にある箇所について、パトロール要員による巡回・監視により、危険防止の措置を講じる。

2 町の対応

町は県(農政部)とともに、農地・農業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合について、関係機関と連携のうえ、農業施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

3 復旧へ向けての対応

町は、県(農政部)に農地・農業施設等の災害の状況を報告する。

なお、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、 所定の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

第 3 伝染性疾病予防体制【産業課】

町は、災害の発生により、農作物の被害拡大を防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施する。

1 農作物対策

病害虫防除対策として県の指導により防除班等を組織して防除の実施にあたるほか、被害予防のための技術対策資料を作成し農家に対する指導を行う。

2 家畜対策

町は、畜舎の冠水等による家畜伝染病を予防するため、必要に応じ次の家畜 伝染性疾病予防体制をとる。

- (1) 家畜伝染性疾病予防実施体制 災害時における予防対策は町が実施する。
- (2) 応急対策の実施
 - ① 家畜所有者等からの通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報
 - ② 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置についての指導
 - ③ その他必要な指示の実施
- (3) 死亡獣畜の処理 死亡獣畜の処理については、本章第14節第3に準じて行う。

第 14 節 保健衛生活動

計画の目的

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の確保、及び人心の安定と人身の保護のため、関係機関は、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理(衛生及び死体の処理を含む)の的確な実施を図る。

【担当】○健康福祉課 環境課 住民課 産業課

各段階における業務の内容

| (A) | | |
|---|---|--|
| 発生から 1時間以内 | ・被災状況の情報収集、及び分析 | |
| 発生から 3時間以内 | ・避難所等の設置位置及び避難者数の確認 ・県、健康福祉センター、及び医師会との情報共 有 ・被災状況と行方不明者の把握 | |
| 発生から 6時間以内 | ・日赤等へ医師、看護師等の派遣要請・町保健師等による救護班を設置派遣準備・消防本部、警察、消防団、自主防災組織等へ捜索依頼・遺体安置所の選定、開設及び必要な物資の調達・遺体の検視協力、死亡者等名簿の作成 | |
| 発生から12時間以内 | | |
| 発生から24時間以内 | ・町保健師等による救護班派遣・薬剤、資機材の追加調達・感染症、及びエコノミークラス症候群の予防・遺体火葬計画の策定・火葬許可証の発行、指定斎場へ遺体搬送・救助実施記録、埋葬台帳の作成 | |
| 発生から72時間(3日)以内 | ・食品の衛生、及び栄養指導 ・被災地域の防疫指導と消毒 ・被災動物、迷子動物の保護救済 ・被災動物、迷子動物の情報提供 ・ペットフード等支援物資の提供 ・飼い主さがし | |
| 発生から 1週間以内 | ・遺骨及び遺留品の安置所での一時保管 ・長期の場合は、町内の寺院に一時保管依頼 | |

獣医師の役割

第1 獣医師会が実施する対策

- ① 町、県等関係機関から被災動物に対する救助、治療等の要請があった場合 は、各支部と協力してこれにあたる。
- ② 被災動物の健康管理等に関する問い合わせ、相談窓口を設置する。

町等の役割

第1 保健衛生対策【健康福祉課・環境課】

1 感染症対策

(1) 実施体制

町は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症の発生予防及びまん延防止対策を実施する。町のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

(2) 実施方法

町は、被害の程度に応じた適切な感染症予防活動を行うことができるよう、 県の組織に準じた組織を編成し、避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆 虫の駆除等を行う。町だけでは対応が困難である場合、県(保健福祉部)に、 応援の依頼を行うとともに、必要に応じて、災害時における市町相互応援に関 する協定に基づき、他市町に応援要請を行う。

① 防疫活動計画の作成及び物資の確保、消毒実施 町は県と連絡調整を行いながら防疫活動計画を作成し、消毒実施地区の 決定や消毒の補助を行う。また、消毒に必要な資材(作業着・マスク等)、 噴霧器、薬剤の確保を行う。

② 疫学調査、健康調査の実施

緊急度に応じて計画的に疫学調査・健康調査を実施し、患者の早期発見に努める。

また、調査の結果、必要があるときは健康診断の勧告を行う。

③ 飲用井戸汚染対策

水道未普及地域の飲用井戸が災害等で汚染され、又は汚染された可能性がある場合は、水質検査や消毒等の飲用に対する指導を行う。

④ 予防対策の周知・指導

避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、ちらしによる広報や避難場所等の巡回指導により、感染症予防対策について指導を行う。

⑤ 感染症発生時の対応

感染症の患者が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合は、 栃木県感染症マニュアル等に基づき迅速かつ適切な対応を実施する。

- a 患者対応(医療機関の確保)
- b 防疫対策(消毒・保健指導等)
- c 疫学調査の実施
- d 検査の実施
- ⑥ 避難場所の措置
 - a 避難所の管理

町は避難所を開設したときは、衛生に万全を期するものとする。

b 衛生消毒剤の配置及び指導

避難場所及び被災地では、クレゾールなどによる消毒・手洗いの励 行などについて指導する。

2 食品衛生監視

町は、県の食品衛生活動体制と連携し、避難所等の巡回指導、食品衛生知識の 啓発指導など被災地の総合的な食品衛生対策を行う。

3 栄養指導対策

町は、県の栄養指導体制と連携して避難所等での巡回指導・相談支援等を行う。

4 精神保健対策

災害発生後、精神的に不安な状態にある住民に対しては、さまざまなケアが必要なため、相談窓口の開設や県及び健康福祉センター等との連携を図りながら、住民の不安の解消を図る。

第2 遺体取扱対策【住民課 健康福祉課 環境課】

1 遺体の捜索

(1) 実施体制

遺体(災害により、現に、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者)の捜索は、原則として町が警察、消防機関等の関係機関の協力のもとに実施するものとする。

(2) 実施方法

① 町が実施する対策

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡 していると推定される行方不明者等を、警察、消防機関、地元自主防災組織 等と協力して捜索する。

町だけでは対応が困難である場合、災害時における市町相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行うとともに、県に自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

② 警察が実施する対策

町が行う捜索活動に協力し、行方不明者の発見に努める。

参考

災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体捜索は、次の基準により実施する。

対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者

② 費用の限度

舟艇そのほか遺体の捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修 繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費

③ 期間

原則として、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

2 遺体の処置、収容及び検案(検死)

(1) 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として町が、県、警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施するものとする。

(2) 実施方法

遺体の処置、収容及び検案(検死)にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。

- ① 町が実施する対策
 - ・ 地元医師団や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処 置及び検案を実施する。
 - ・ 身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行われない遺体を収容するため、適当と認められる公共施設等を遺体収容所として開設する。 また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。
 - ・ 捜索により発見された遺体について、警察等関係機関と協力し、遺体 収容所へ搬送する。
- ② 警察が実施する対策

各種の法令や規則に基づき、遺体の検死を行う。検死後の遺体について、 身元が明らかになったものは遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認でき ない遺体については、町へ処理を引き継ぐ。

参考

災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。

(1) 対象

災害の際死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため遺体に関する処置(埋葬を除く。埋葬については、3の対策のとおり)を行うことができない場合に行うものであること。

- ② 内容
 - 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - 遺体の一時保存
 - 検案
- ③ 費用の限度

次の範囲内において行うこと。

・ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則

(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)で定められた額以内とする。

- 遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。
- ・ 遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費に ついて通常の実費の額。
- ・ 遺体の一時保存のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存 に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則(昭和35 年5月2日栃木県規則第35号)で定められた額以内とする。
- ・ 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以 内とする。

4 期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

3 遺体の埋葬等

(1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行う ことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として町が遺体 の応急的な埋葬を行う。

町で対応が困難な場合、県と広域的な火葬が行われるよう調整を行う。

- (2) 埋葬の実施方法
 - ① 町が実施する対策
 - ・ 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。
 - ・ 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町相互応援に関する協定に基づき、他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。

また、必要に応じて、県の許可を得て応急仮設火葬場を設置する。

- ・ 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者 が判り次第、引継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。
- 遺体を土中に葬る場合は、町はその地積を確保する。

参考

災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。

対象

災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬。

② 費用の限度

原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)で定められた額以内とする。

- 棺(付属品を含む。)
- ・ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

・ 骨つぼ及び骨箱

③ 期間

原則として、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、大災害等のため 当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承 認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

- ④ 遺体が法適用地域外の他市町に漂着した場合
 - ・ 遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適 用市町に連絡して引き取らせるが、法適用市町が混乱のため引き取れな い場合、漂着した市町が埋葬(費用は栃木県負担。)する。
 - ・ 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺品を保管し、及び遺体を撮影する等記録して、その遺族等又は法適用市町に連絡して引き取らせるが、法適用市町が混乱のため引き取れない場合、漂着した市町が埋葬(費用は栃木県負担。)する。

第3 動物取扱対策【環境課·産業課】

1 動物保護管理対策

(1) 実施体制

町は、飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに 放浪動物の救護等の対策を講じるため、県、宇都宮市保健所、獣医師会及び日 本愛玩動物協会栃木県支部で構成する動物救護体制並びに関係機関と連携の 上、動物(畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。)の被災状況、救助、搬送 に関する状況(道路状況等)、被災動物受け入れに関する状況等について情報 を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

(2) 実施方法

- ① 町が実施する対策
 - ・ 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。
 - 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。
 - ・ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。
 - ・ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳 の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、 その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法 を検討する。
 - ・ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、 飼い主への情報提供を行う。
 - 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

② 獣医師会が実施する対策

・ 県から被災動物に対する救護及び管理等の要請があった場合は、協定に 基づき各支部と協力してこれに応ずる。

- ・ 被災動物の健康管理等に関する問い合わせ、相談窓口を設置する。
- ・ 市町等関係機関から被災動物に対する救助、治療等の要請があった場合 は、各支部と協力してこれに応ずる。
- ③ 愛護団体が実施する対策
 - 県や市町等関係機関から被災動物に対するペットフード等支援物質の要請があった場合に、これに応ずる。
 - ・ 日本愛玩動物協会栃木県支所は、被災動物の一時預かり受入れ等に関す る問い合わせ、相談窓口を設置する。
- ④ 動物愛護推進員が実施する対策
 - ・ 災害時における県や市町等の関係機関が行う動物の適正な飼養及び保管 に関する飼い主への支援活動に協力する。
- ⑤ 飼い主が実施する対策
 - ・ 飼い主は、被災により一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
 - ・ 飼い主は、災害時発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。
- (3) 避難所における動物の適切な飼養
 - ・ 県と協力して飼い主とともに避難した動物の飼育に関して適正飼養を行う など、動物の愛護及び環境衛生を図る。
 - ・ 避難者と共に避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)の取り扱いについて、避難所で様々な価値観を持つ者が共同生活を営むことを鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設け使用させることとする。
 - ・ 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は当該動物を連れてきた者が 全責任を負うものとする。

2 死亡獣畜の処理

(1) 実施体制

被災地における、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、原則として町が行う。

町は、広域的で公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合に、県(環境森林部・保健福祉部・農政部)と協力して適切な措置を実施する。

(2) 実施方法

- ① 町が実施する対策
 - 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施
 - ・ 死亡獣畜の処理にあたっては、死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。
 - a 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、 日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、

埋却又は焼却処理

b 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

(3) 処理方法

① 埋却

死体を入れてなお地表まで 1m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はそのほかの消毒液を撒布した上で覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

② 焼却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。(約 1mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、更にその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。)

第 15 節 障害物除去活動

計画の目的

被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通確保を図るため、関係機関は、 災害により道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

【担当】○都市整備課 総務課 健康福祉課 環境課 上下水道課 産業課 学校教育課 こどもみらい課 生涯学習課 社会福祉協議会

各段階における業務の内容

| 発生から 1時間以内 | ・被災状況の情報収集、及び分析 |
|----------------|---|
| 発生から 3時間以内 | ・緊急輸送道路を優先した道路パトロールの 実施 ・道路に倒壊した、又はおそれのある建物の調査 ・被災箇所の通行規制等緊急措置 ・被災箇所の情報提供 |
| 発生から 6時間以内 | ・応急措置の必要性、及び工法検討 |
| 発生から12時間以内 | ・緊急輸送道路、及び孤立集落を優先した道路 啓開・必要に応じ自衛隊に応援要請 |
| 発生から24時間以内 | |
| 発生から72時間(3日)以内 | ・緊急輸送道路、及び孤立集落を優先した応急 復旧 |
| 発生から 1週間以内 | |

住民の役割

第1 障害物除去活動の協力

要配慮者の家屋等障害物除去作業が発生した場合は、近隣住民、自主防災組織等は協力する。

町等の役割

第1 住居内障害物の除去【都市整備課・総務課・健康福祉課・環境課・社会福祉協 議会】

1 家屋等の障害物の除去

町は、住民に対し家屋等に運び込まれた土砂、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行う。家屋等障害物の除去は、原則的に所有者・管理者が実施するものとするが、町は、要配慮者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。労力が不足する場合は、ボランティアに協力を求める。

参考

災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

(1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住宅への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者。

(2) 内容

人夫、技術者等を動員して除去する。

(3) 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇用費で災害救助法施行細則(昭和35年5月2日 栃木県規則第35号)で定められた額以内。

(4) 期間

原則として、災害発生の日から 10 日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

第2 道路の障害物の除去【都市整備課】

1 実施体制

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営又は業者委託等の活用により速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

2 実施方法

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。

なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ 定められた緊急輸送路並びに防災拠点等及び避難所間の道路については最優 先に実施する。

併せて、障害物の除去を実施する機関は、迅速かつ円滑にこれらの処理及び 除去ができるよう連携を図る。

第3 障害物集積所の確保【都市整備課】

障害物の除去にあたっては、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておく。

第4 河川の障害物の除去【都市整備課】

1 実施体制

河川にある障害物の除去は、河川管理者、水防管理者が実施する。

2 実施方法

河川管理者及び水防管理者が適切な判断を行い、速やかに実施する。

第 5 除雪活動【施設管理所管課】

1 家屋等の除雪活動

町は住民に対し家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の積雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、町は、要配慮者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。

2 公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な場合や、生活用道路等については、管理者は必要に応じ地域住民に対し地域 ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

第 16 節 廃棄物等処理活動

計画の目的

被災地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図るため、関係機関は、災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

【担当】○環境課 上下水道課

各段階における業務の内容

| 陌にねける未傍が 谷 | | |
|----------------|--|--|
| 発生から 1時間以内 | ・被災状況の情報収集、及び分析・ごみ処理施設、下水道施設、汚水管、し尿及び浄化槽汚泥処理施設の被災状況確認・ごみ、及びし尿等収集車両の被災状況を確認 | |
| 発生から 3時間以内 | ・レンタル業者等へ仮設トイレ設置協議 ・ごみ処理、及びし尿等処理施設までの道路被 災状況を確認 | |
| 発生から 6時間以内 | ・住民にごみの分別排出を周知 ・下水の使用可否及び対策を周知 ・レンタル業者等へ仮設トイレ設置依頼 | |
| 発生から12時間以内 | ・避難所の場所、避難者数を確認し、ごみの発生量を推定 | |
| 発生から24時間以内 | ・避難所からごみ、及びし尿収集を業者に指示 ・必要に応じ、仮設トイレの設置場所・基数の 追加 ・避難所にごみステーションを設置 | |
| 発生から72時間(3日)以内 | ・粗大ごみ用仮置場の設置及び住民への周知 ・粗大ごみの収集運搬を業者に指示 | |
| 発生から 1週間以内 | ・産業廃棄物中間処理業者との連絡調整・がれき類の一時保管場所確保・がれき類の一時保管場所から処理施設までの搬入 | |

住民の役割

第1 災害に伴う生活ごみの処理

- (1) 避難所等での生活ごみについて、町の指示する分別によるごみの排出に協力する。
- (2) 家庭からの可燃ごみ・不燃ごみや家財・家具等の粗大ごみについて、町の指示する分別、指定場所(臨時置き場)等へのごみの排出に協力する。
- (3) 宅地内の堆積土砂、流木、がれき類は、地域やボランティアなどの協力を得ながら町の指定する排出方法に従い、適切に処理する。
- (4) ごみの野焼き、便乗ごみ(災害により発生したごみ以外のごみ)の排出、指定場所以外への排出は行わない。

第2 し尿処理

(1) 避難所等の仮設トイレ等については、適切な使用と維持管理に努め、公衆衛生の確保とし尿収集に協力する。

町等の役割

第1 災害廃棄物の処理【環境課】

1 体制整備・情報収集

町は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、 町内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、 被災市町等のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応 援を求め、緊急事態に対処する。

2 発生量及び処理可能量の推計

町は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計し、その 処理体制を整備する。

3 住民等への周知

町は、災害廃棄物の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、住 民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。

粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、震災の程度にもよるが大量に発生することが考えられ、住民が自己運搬するよう指導する。

4 仮置場の設置・運営

町は、大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。

被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。

5 収集運搬

町は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、 必要となる人員や車両を確保する。

6 処分・再資源化

町は、災害廃棄物の種類や性状に応じて、破砕、選別、焼却等の中間処理を 行い、再生利用及び最終処分を行う。

処理にあたっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、 処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。

なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(平成29年9月 環境省)等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取り扱う。

7 震災廃棄物の処分

- (1) 輸送可能な可燃ごみは、原則として焼却施設で焼却処分する。
- (2) 土砂混入等により焼却に適さず埋立処分が適当な震災ごみは、可能な限り分別に努め減量のうえ、処理施設等で処理する。
- (3) 塩谷広域行政組合の処理施設で対応できない場合は、他市町及び他広域等に 処理を依頼する。

第2 し尿・避難所ごみ・生活ごみ【環境課】

1 体制整備・情報収集

町は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、 町内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、 被災市町等のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応 援を求め、緊急事態に対処する。

2 発生量及び処理可能量の推計

町は、被災地の戸数、避難者数等から、し尿及び避難所ごみの発生量・処理 可能量を推計し、その処理体制を整備する。

3 住民等への周知

町は、排出方法等について、住民へ広報するとともに、県に情報を共有する。

4 収集運搬

町は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、 必要となる人員や車両を確保する。

町は、必要によりし尿のくみ取り業者への委託、他市町からの人員、機材等 の応援を求め、収集運搬体制を確立する。

被災地における防疫面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、汚水等についても早急に収集を行うよう努める。

避難場所等から排出されたし尿の収集は、優先的に行う。

5 処分・再資源化

町は、ごみやし尿の発生状況を把握し、処理が滞らないよう留意する。

6 し尿処理の留意事項

塩谷広域行政組合の処理施設で対応できない場合は、他市町及び他広域等に 処理を依頼する。

第3 国庫補助制度の積極的活用

町は県から国庫補助金(災害等廃棄物処理事業補助金)の積極的活用について指導を受け、適切な処理を図る。

第 17 節 文教施設等応急対策

計画の目的

被災時の児童・生徒等の生命、身体の安全確保や応急時の教育を実施するため、町及び県の教育委員会は、必要な措置を講じる。

【担当】○学校教育課 生涯学習課

各段階における業務の内容

| 11 / / / / / / / / / / / / / / / / / / | |
|--|--|
| 発生から 1時間以内 | ・児童、生徒の安全確保(日中)・在校生徒等の避難、安否確認(日中) |
| 発生から 3時間以内 | ・教職員の参集(夜間・可能な限り早期に参集) ・下校後は、電話等で生徒等の安否確認(夜間) ・生徒の帰宅又は保護継続を判断(日中) ・避難所として使用するため、施設等の被害状 況を把握し、学校教育課へ報告 |
| 発生から 6時間以内 | ・文化財の被害調査 |
| 発生から12時間以内 | ・文化財施設の応急修理・文化財の一時搬出 |
| 発生から24時間以内 | |
| 発生から72時間(3日)以内 | ・生徒等のこころのケア準備・生徒等の学用品喪失状況を調査・文化財施設等の修理計画を作成 |
| 発生から 1週間以内 | ・学用品等を手配 |

町・学校等の役割

第1 応急措置【学校教育課】

校長等は、予め定めている学校安全計画、マニュアル等に従い、状況に応じて 次の措置を行う。

(1) 安否確認

児童・生徒等を、安全な場所に避難させ、安否を確認する。

(2) 状況報告

災害の規模や児童・生徒等、施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育 委員会に報告する。

(3) 最優先課題

学校等は災害時には、児童・生徒等の安全確保を最優先し、中でも小学校低学年児童、障害児など災害時に要配慮者となることが予想される児童・生徒等に対しては、特段の配慮を行う。

(4) 児童・生徒の保護者への引き渡し

安全を確保した後は保護者等へ連絡し、できるだけ速やかに引き渡すこととする。その際、児童・生徒が自分で勝手に下校したり、また保護者が学校側のチェックがないまま子どもを連れ帰ること等がないように努める。なお、留守家庭や諸般の事情で児童・生徒を直ちには引き渡すことが困難な場合は、一時的に学校または避難所で保護する。

(5) 時間外に地震が発生した場合

教職員は、児童・生徒の安全確認を電話等により確認し、教育委員会と 連携し、臨時休業、始(終)業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停 止など児童・生徒等の安全確保に努める。

第2 応急時教育の実施【学校教育課】

1 教育施設の確保

(1) 町教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、応急教育の実施予定場所の選定について対策を立てる。

| 災害の程度 | 応急教育実施の予定場所 |
|------------------------------|--|
| 学校の一部の校舎が災害を受けた場合 | 特別教室・体育館・講堂 |
| 学校の校舎が全部災害を受けた場合 | ① 公民館等公共施設② 隣接学校の校舎 |
| 特定の地域全体について相当大きな被 害を受けた場合 | ① 住民の避難先の最寄りの学校・被害のない学校・公民館等公共施設② 応急仮校舎 |
| 町内大部分について災害を受けた場合 | ① 避難先の最寄りの学校② 公民館等公共施設 |

(2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能(1週間以上)による学力低下のおそれがある場合は、応急の仮教室を使用して授業を行う。

なお、児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができないとき、又は逆に仮教室が住民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び児童・生徒等が起居できる建物を借上げて応急教育を行う。

2 教職員の確保

町教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を確保する。

- (1) 町教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を適宜被災校に応援させ教育の正常化に努める。
- (2) 町における被災の状況がひどく、(1)によることが困難な場合は、町教育委員会と県教育委員会が、協議し早急に応援体制をとり教職員の確保に努める。

3 学校給食対策

応急給食の必要があると認めたときは、県、関係機関と協議のうえ応急給食 を実施する。実施にあたっては次の項目に留意する。

① 給食施設の安全点検及び衛生管理

② 学校が避難所として使用され、その給食施設が被災者用炊き出し用に利用されている場合は、学校給食と被災者用炊き出しとの調整を図る。

4 被災児童・生徒等の健康管理

災害の状況により被災学校の児童・生徒等に対し感染症予防接種や健康診断等、健康福祉センターと協議し実施する。

第3 防災拠点としての役割【学校教育課・生涯学習課】

避難場所、避難所として指定された学校の校長、公民館、公民館等の長は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ町長に協力する。

第4 学用品の調達及び支給【学校教育課】

教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り 寄せ配布する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

参考

災害救助法による学用品給与の基準

(1) 対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程の生徒及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。

(2) 内容

被害の状況に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- 教科書
- ② 文房具
- ③ 通学用品
- (3) 費用の限度

費用は次の額の範囲内とする。

① 教科書代

教科書代は、「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定 する教科書、教科書以外の図書その他の教材で、教育委員会に届け出又 はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費とする。

② 文房具、通学用品費

災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)で定められた額以内とする。

③ 期間

地震災害発生の日から、教科書については1月以内、その他学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信等の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

第5 授業料等費用の補助措置【学校教育課】

- (1) 被災により、授業料等費用の補助が必要な者は、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助措置が講じられる等の措置等の相談の準備対応に努める。
- (2) 被災特別支援学校児童等就学奨励

特別支援学校児童等の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、就学奨励費の援護措置が講じられる。

(3) 県立学校

被災により、授業料の減免が必要な者については、「栃木県立学校の授業料等に関する条例」(昭和24年3月23日条例第10号)により、授業料減免措置のあっせんを行う。

(4) 私立高等学校・専門学校・大学

被災により授業料の減免が必要となった者については、その学校法人に対し 授業料減免申請のあっせんを行う。

第6 文化財の保護【生涯学習課】

1 災害発生時の措置(通報)

文化財所有者(防火管理者を置くところは防火管理者)を通報責任者として、 災害が発生した場合には直ちにその被害状況を町へ通報する。

所有者、管理者が町の場合の通報責任者は町教育委員会教育長とする。通報 を受理したときは県に報告し、被災の状況によっては係員の派遣を求める。

2 災害状況の調査、復旧対策

地震災害発生の場合は被害の程度により県に係員の派遣を要請し、被害状況の詳細を調査し県に復旧計画等の準備、計画に応援協力を要請するとともに、 国又は県指定文化財の場合はその結果を文化庁に報告する。

第7 文化施設における応急対策【生涯学習課】

施設の被災により収蔵品が損傷する恐れがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所に避難させるとともに、臨時休業又は開館時間の短縮等の応急処置をとる。

第8 社会教育施設における応急対策【生涯学習課】

施設の管理者は、防災計画(危機管理マニュアル)等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し町教育委員会へ報告する。

第 18 節 住宅応急対策

計画の目的

災害のため住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保できない被災者の住居の安定を図るため、公営住宅の一時的な供給、応急仮設住宅の供給、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急修理を行う。

【担当】○都市整備課

各段階における業務の内容

| ・被災状況の情報収集、及び分析 |
|--------------------|
| ・町内の道路被災状況情報収集 |
| |
| ・応急危険度判定調査用資材の手配 |
| ・町内判定士の招集 |
| ・判定士の移動手段確保 |
| ・危険度判定実施地区への周知 |
| ・判定業務地域の割り当て |
| ・住宅、宅地の被害状況調査 |
| ・被災規模により、県内外の判定士要請 |
| ・判定結果を所有者等に通知 |
| ・判定集計結果を県に報告 |
| ・マスコミ等への広報 |
| ・り災台帳の作成 |
| |

町等の役割

第1 実施体制

1 実施体制

震災により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者に対する住宅の提供、あっせん及び住宅の応急修理に係る計画の策定及び 実施は原則として町が行い、県はこれに協力する。

ただし、災害救助法を適用した場合の住宅の提供及びあっせんは、基準に基づき原則として県が行い、町はこれに協力する。

2 応急住宅の供給

応急住宅の供給は、原則として既設の公的住宅等で提供可能なものを供給するものとし、なお必要数に不足する場合に応急仮設住宅を建設又は民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借上げることにより供給するものとする。

第2 公営住宅等の一時供給

1 対象

次の条件を満たす者とする。

なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、身体障害者等の要配慮者に十分配慮する。

(1) 震災のため住家が全壊、全焼又は流出したこと

- (2) 居住する住家がないこと
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと

2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 町は、既設の町営住宅で提供可能なものを確保する。
- (2) 町が住宅を確保できない場合、県(県土整備部)に既設の県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあっせんを依頼する。

第3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、次の基準により行う。 なお、供給にあたっては、要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

1 対象

上記町等の役割第2に掲げる対象に同じ。

2 必要住宅戸数の把握

被災状況を確認し、住宅の供給が必要な世帯数や現在供給可能な住宅等を把握する。

3 県への要請

応急仮設住宅の建設予定場所及び必要住宅戸数、入居予定の家族構成等を明示して、応急仮設住宅の建設及び借り上げに係る要請を県に行う。

4 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、県から委託を受けて管理する。

5 建設による応急仮設住宅の供給

(1) 設置予定場所

町において候補地を決定するものとする。

なお、町は建設候補地をあらかじめリスト化し、県(県民生活部)に報告するものとする。

- (2) 仮設住宅の規模及び構造
 - 1戸当たり29.7平方メートルを基準とし、県において構造を定める。
- (3) 実施方法

県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結 先、その他業者活用等により実施する。

6 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供給

県(県土整備部)は、関係団体と協力し、民間賃貸住宅を借上げることにより、応急仮設住宅として被災者に供給する。

7 費用の限度

災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)第2条で定められた額以内とする。

8 期間

(1) 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。

ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、 事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

(2) 供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、原則2年以内とする。ただし、建設による供給の場合は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期間(3箇月。特定行政庁の許可を受けた場合は2年。)以内とする。

なお、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に内閣総理大臣の 承認を得て延長する。

第4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。

1 対象

震災のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

2 内容

町は災害救助法が適用となった場合、県から委任を受け「応急修理相談・受付窓口」を開設し、県から提供される建築関係団体の情報提供を受け修理を実施し、その協力業者に費用を支払う。ただし、災害救助法 13 条により県がその事務を町に委任した場合は町が実施する。

※栃木県作成「災害救助法 住宅の応急修理制度実施マニュアル」参照

3 費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分とし、支 出できる費用は災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号) 第2条で定められた額以内とする。

第5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

1 対象

被災者(自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者)

2 内容

県は、「災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定」に基づき、協 定締結先から提供された民間賃貸住宅の空き家情報を、町と連携し被災者に提 供する。

第 19 節 労務供給対策

計画の目的

災害応急対策を実施するにあたって、町だけでは必要人員が確保できない場合は、県や他市町の応援及び雇用により、労務の安定供給を行う。

【担当】○総務課 産業課

各段階における業務の内容

| 発生から 1時間以内 | ・被災状況の情報収集、及び分析 |
|----------------|--|
| 発生から 3時間以内 | ・本町職員の被災状況把握・県、及び他市町職員の応援要請 |
| 発生から 6時間以内 | ・応援隊の活動場所及び活動内容の決定 |
| 発生から12時間以内 | |
| 発生から24時間以内 | ・必要に応じ、公共職業安定所を通じ救助に必要な労働者を雇用し、救助活動を行う |
| 発生から72時間(3日)以内 | |
| 発生から 1週間以内 | |

町等の役割

第1 県や他市町への派遣要請、要員雇用体制【総務課】

1 要員の確保

震災時における必要な要員の確保は、それぞれの応急対策実施機関において 行う。

2 要員の確保が困難な場合の対応

- (1) 町は、その地域内で要員の確保が困難な場合には、次により要員の確保に努める。
 - ① 相互応援協定に基づく他の市町に対する応援要請
 - ② 県への要員確保依頼
 - ③ 指定地方行政機関の長に対する当該職員の派遣要請又は知事に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についてのあっせん要求
- (2) 町は県に対し、要員確保要請又は指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についての派遣(あっせん)依頼を行う。

これに対し県は、相互応援協定等に基づき他の都道府県、指定行政(地方行政)機関の長等に対して職員の派遣(あっせん)を要請する。

なお、発災直後であって現地活動業務に係る要員の確保を要する場合、県緊 急対策要員の投入についても検討する。

(3) 町は不足する要員を確保するほか、職員の負担軽減を図るため、当該応急対策に精通した退職職員に協力を求める。

3 応援の要請

災害の程度により各部が要員を必要とするときは、次の事項を示し、総務班 へ申し出る。作業が不可能又は人員が不足するときは、県等に応援並びに派遣

- の要請を行う。
 - (1) 応援を必要とする理由
 - (2) 従事場所
 - (3) 作業内容
 - (4) 人員
 - (5) 従事期間
 - (6) 集合場所
 - (7) その他

第2 災害救助法を適用した場合の要員の確保【産業課】

町の職員の労力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。

要員の確保については、災害救助法の規定に基づき、県又は町が行う。

1 対象

次に掲げる活動に要する労働者で、町が雇用する者。

- (1) 被災者の避難に係る支援
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出、その救出に要する機械等の資材の操作、後始末
- (4) 飲料水の供給
- (5) 死体の捜索
- (6) 死体の処置(埋葬を除く。)
- (7) 救済用物資の整理配分

2 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

3 期間

前項の各救助の実施が認められる期間(ただし、(1)については、1日程度)。 なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

また、各救助の実施期間は延長しないが、なお職務が残るような場合において、必要がある場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て、これらに使用する労働者の雇用期間のみ延長する。

第20節 公共施設等応急対策

計画の目的

災害に際して、交通機関、ライフライン等住民の生活に大きな影響を及ぼす施設の早期復旧のため、各施設の管理者は、防災等関係機関と連携し、適切な応急対策を行う。

【担当】○都市整備課 上下水道課

各段階における業務の内容

| 発生から | 1時間以内 | ・被災状況の情報収集、及び分析 |
|-------|-------------|--|
| 発生から | 3時間以內 | ・道路損傷調査・浄水、及び配水施設の被災状況確認を開始 |
| 発生から | 6 時間以内 | ・建設業協会等に障害物除去を依頼・道路等の破損箇所の通行規制・道路等の破損箇所の応急修理準備・被害を受けた上水道施設設備の送水停止・被害を受けた下水施設の使用者に使用停止協力を依頼 |
| 発生から1 | 2時間以内 | ・被災状況により、日本水道協会等の応援協力 機関へ救援要請 |
| 発生から2 | 2.4時間以內 | ・応急復旧計画作成・上水及び下水道施設の応急復旧開始 |
| 発生から7 | 2 時間(3 日)以内 | ・道路、送水管、配水管及び汚水管の応急復旧 開始 |
| 発生から | 1週間以内 | |

事業所の役割

第1 鉄道施設【鉄道事業者】

鉄道事業者は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・ 監督の下、関係機関と連携して事故発生の誘因を減らすとともに、鉄道車両、施 設の安全対策の推進に努める。

また、事故発生時に迅速に対応できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

第2 電力施設【電気事業者】

電力事業者は、災害時の住民生活等における役割を認識して、電力施設の早期復旧に努める。

また、災害時に重要な、病院、ライフライン関係機関、災害弱者収容施設、避 難施設、災害対策関係機関等については、早期復旧に努める。

第3 電気通信設備【電気通信事業者】

通信事業者は、災害時の住民生活等における役割を認識して、通信施設の早期復旧に努める。

また、災害時に重要な、病院、ライフライン関係機関、災害弱者収容施設、避 難施設、災害対策関係機関等については、仮設電話の設置や早期復旧に努める。

第4 ガス【ガス供給事業者】

ガス事業者は災害時の住民生活等における役割を認識して、ガスの早期供給に努める。

また、災害時に重要な、病院、ライフライン関係機関、災害弱者収容施設、避 難施設、災害対策関係機関等については、早期供給に努める。

町等の役割

第1 道路施設【都市整備課】

1 被害情報の収集

道路パトロールカーによる巡視、発見者通報や災害時応援協定に基づく無人 航空機(ドローン等)等の活用により、必要な緊急輸送路線等の情報収集を行 い把握する。また、その他の県道等についても、情報提供を行うなど各道路管 理者の情報収集に協力する。

2 応急措置

(1) あらかじめ整備していた資機材及び建設業協会等との協定により確保した 人員及び資機材等を活用し、障害物除去等を行う。

(2) 応急作業

応急復旧に当たっては、関係機関等が迅速な協力体制をもって実施する。また、緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて交通確保を図る。

なお、応急作業に当たっては以下の事項に留意する。

- ① 緊急輸送道路を優先し行うものとするが、災害の規模や道路被災状況に応じ、応急復旧すべき道路を決定する。
- ② 関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、県の緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送路を優先して機能の確保を図る。

- ③ 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。
- ④ 応急復旧に当たっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。
- ⑤ 災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次被害の防止に努める。
- ⑥ 交通の危険が生じると認められる場合は、所轄の警察署等関係機関と調整 を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の5に規定する道

路標識を設置する。

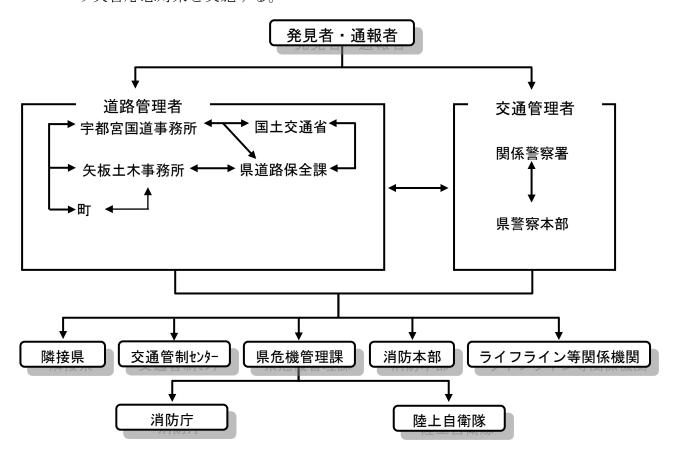
また、必要に応じて迂回路の選定、そのほか誘導等の措置を講じる。

(3) 道路情報の提供

災害発生場所、被害状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速、的確に道 路情報板等により利用者への提供に努める。

〈道路施設関係事故発生情報等の連絡系統図〉

町、県、関東地方整備局(宇都宮国道事務所)等の道路管理者は、大規模交通事故、道路上への建物・がれきの散乱等に迅速に対処できるよう、次のとおり災害応急対策を実施する。



第2 ライフライン関係施設の対策【上下水道課】

1 上水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

水道事業者は、地震発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

(2) 応急措置

上水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧し、 給水区域内住民への給水を確保するとともに、二次災害の発生を防止し、通 常の生活機能回復維持に努める。

① 工事業者への協力依頼 被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。 なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の 復旧工事の協力依頼をしておく。

② 送配水管等の復旧手順

ア 送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に浄水場から配水池までの送配水管を復旧し、 配水池の水量確保と補給を行う。

配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

イ 臨時給水栓の設置

被災していない配水管、復旧された配水管でなるべく避難所に近い 公設消火栓に臨時給水栓を設置する。

なお、臨時給水栓を設置の際は、所管消防機関に通報し、消火活動 の障害にならないよう努める。

③ 仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮設配水 管を布設する。

④ 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順 な行う。

(3) 広報

給水場所は、あらかじめ広報紙等で住民に周知しておくとともに、災害発生に際しては広報活動によりその場所を住民に知らせる。

(4) 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

2 下水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

下水道管理者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能等の支障の有無を確認する。

巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、早い時期に 詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行 う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに住民に周知するとともに、県その他関係機関に通報する。

(2) 応急措置

- ① 下水道施設が被害を受けた場合、下水道管理者は二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。
- ② 処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管渠等の態様の違いに配慮し、次の事項について復旧計画を策定する。

- ア 応急復旧の緊急度、工法の検討
- イ 復旧資材、作業員の確保
- ウ 技術者の確保
- エ 復旧財源の措置

第3 河川管理施設等の対策【地域安全課・都市整備課】

町は、地震発生時に河川護岸、堤防の損壊や橋りょうの落橋等によって発生する水害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

1 水防機関の監視、警戒活動

地震発生後は、河川の損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早期に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずるものとする。

- (1) 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告 次の場合には、水防管理者は、直ちに所管土木事務所長に報告し、土木事 務所長は水防本部長に報告するものとする。
 - ① 氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき
 - ② 水防団 (消防団) が出動したとき
 - ③ 水防作業を開始したとき
 - ④ 堤防等に異常を発見したとき (これに関する措置を含む)
- (2) 出動及び水防作業
 - ① 水防管理団体(町)の非常配備 水防管理者が管下の水防団(消防団)を非常配備するための指令は、次 の場合により発するものとする。
 - ・ 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
 - ・ 水防警報指定河川等にあっては、知事からの警報を受けた場合
 - ・ 緊急にその必要があるとして、知事から指示があった場合
 - ② 本部員の非常配備 水防管理者は、あらかじめ定められた計画に基づき配置につく。
 - ③ 消防団
 - 待機

水防団(消防団)の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情報 を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に入りうる状態 におくものとする。

準備

河川水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水 防警報(準備)の通報を受けたとき、水防機関に対し出動準備をさせ る。出動準備の要領は下記によるものとする。

ア 水防団 (消防団) の団員は、所定の詰所に集合する。

イ 水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備計画を行う。

- ウ 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、 水門等の開閉準備をする。
- ・ 水防管理者が出動の必要を認めたときは、あらかじめ定めた計画 に従い、直ちに警戒配備に配置する。

2 河川管理施設決壊時の通報措置

地震発生後、堤防の決壊、その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防管理団体は、水防法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫のおそれのある方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

3 河川管理施設決壊後の処理

土木事務所においては、河川管理者、水防本部その他必要な機関に決壊の状況と処置について連絡するものとする。また、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

第21節 危険物施設等災害応急対策

計画の目的

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため関係機関は連携して、適切な応急対策を実施する。

消防法上の危険物、火薬類、LPガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質に係る 応急対策については、「第5部 放射性物質・危険物等事故対策編 第2章」を準用す る。

第22節 自発的支援の受入

計画の目的

大規模災害発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、適切な支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

【担当】〇社会福祉協議会 住民課 税務課 健康福祉課 総務課

各段階における業務の内容

| 発生から 1時間以内 | ・被災状況の情報収集、及び分析 |
|----------------|--|
| 発生から 3時間以内 | |
| 発生から 6時間以内 | ・ボランティアニーズの把握・関係機関等へのボランティアニーズの情報発信 |
| 発生から12時間以内 | |
| 発生から24時間以内 | ・ 町ボランティアセンターの開設、及び同センターを町社会福祉協議会へ運営依頼・ ボランティア受入れ場所の開設調整・報道機関に災害ボランティア募集の呼びかけ・町ホームページへ町ボランティアセンターの開設場所と連絡先等掲示 |
| 発生から72時間(3日)以内 | ・ボランティアに係る問い合わせ対応 ・災害ボランティアの受付、及び保険加入手続 ・活動場所の斡旋、必要資材の提供 |
| 発生から 1週間以内 | ・ボランティアからの苦情受付対応 |

町等の役割

第1 災害ボランティアの受入、調整、派遣

1 災害ボランティアニーズの把握【健康福祉課・住民課・税務課】

町、県、社会福祉協議会、ボランティア関係団体、機関は連携し、被災地におけるボランティア派遣の要望の把握に努める。この際、県内外のボランティア団体と密接に情報交換を行うとともに、ボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 災害ボランティアの受付、登録、派遣、撤収【社会福祉協議会】

町はボランティアの活動拠点を提供し、ボランティア関係団体、機関と連携 し、災害ボランティア活動希望者の受付、登録、調整、派遣・撤収等を支援す る。

(1) ボランティアの受付

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動 内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

(2) ボランティアに対する情報提供

被災地や救援活動の状況等の情報をボランティアに対して的確に提供する。

(3) ボランティアのあっせん

町が社会福祉協議会(ボランティアセンター)に対し、ボランティアのあっせんを要請した場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをあっせんする。

3 被災地における災害ボランティア支援体制の確立【社会福祉協議会】

町、ボランティア関係団体、機関は連携し、受入体制の整備など、災害ボランティア支援体制の確立に努める。この場合、ボランティア関係機関は、災害ボランティアの受入体制についての連絡調整や支援等に努める。

また、町はボランティア関係団体、機関と連携し、庁舎、公民館、学校などの一部を提供するなど、災害ボランティア活動の第一線の拠点となる現地の体制を整えるとともに、具体的活動内容の指示、活動に必要な事務用品や各種資機材等は可能な限り貸し出し、活動支援をするとともに設置の事実をホームページ等に公表するなど住民やボランティアへの周知を図る。

第2 ボランティア活動の内容【社会福祉協議会】

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 炊き出し、その他災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者、障害者等の介護、外国人への通訳
- (5) 清掃、保健衛生活動
- (6) 災害応急対策物資・機材の輸送・配分
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な 作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) その他災害応急対策に関する業務

第3 ボランティアとの協力【社会福祉協議会】

1 避難所における町職員とボランティアの関係

ボランティアは、被災者を援助するパートナーであり、お互いに協力して被害の軽減を図る。

第4 義援物資・義援金の受入・配分【総務課 健康福祉課・社会福祉協議会】

- 1 義援物資の受入・配分
 - (1) 義援物資の受付
 - ① 町は大規模な災害が発生し物資に不足が見込まれる場合は、義援物資の 募集を行う。
 - ② 受付けに当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明

示するとともに、被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資及び希望しない物資を把握のうえ、その内容を県に報告するとともにホームページへの掲載や報道機関等を通じて公表する。

(2) 義援物資の受入

町は、あらかじめ定めた義援物資の受付窓口において、郵送又は輸送により送付される義援物資を受入れるとともに、義援物資に関する問合せ等に対応する。

(3) 義援物資集積場所

町は、県と連絡調整を行い、交通の便等を考慮して防災拠点の中から物資 集積場所について適地を選定し、義援物資の一時保管を行う。

(4) 義援物資の管理

町は、物資集積所に職員を派遣するとともに、ボランティアと連携を図り、 義援物資の在庫管理、仕分け及び避難所等へ配送する体制を確保する。

(5) 配分

県本部等から送付された義援物資については、町が被災者に配分する。 なお、県本部等からの義援物資の配分を受けるに当たっては、引渡しを受ける場所を指定する。

(6) 受付けの停止

町は、必要物資の十分な調達に見通しが立った時点において、義援物資の 募集の停止をし、それを周知する。

(7) 海外からの支援の受入

町本部長は、県本部長等から海外からの義援物資受入れの連絡があった場合は、県本部長と連絡、調整を図りその受入態勢を整備する。

受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定時刻、場所等を確認の上、 その支援活動が円滑に実施できるよう、県本部長と連携を図る。

2 義援金の受入・配分

義援金の受入・配分は、義援金配分委員会を構成し実施する。(県、市町、日本赤十字社県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、各報道機関、義援金受付機関等)

(1) 義援金の受入

義援金は、各受付機関で受入れるものとし、配分委員会が設置されるまでは、各機関において管理を行うものとする。配分委員会が設置された場合は、配分委員会が各受付機関から引継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

(2) 義援金の配分

町は、配分委員会が決定した配分について、被害程度、被害人員を考慮して 配分を行う。

(3) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、防災会議に報告するとともに 報道機関等を通じて公表し、救援活動の透明性の確保を図る。

第3章 震災復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

計画の目的

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しながら、迅速な現状復旧を 目指すか、又は更に強い町づくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に 検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

【担当】○各課

各段階における業務の内容

| 発生から 1時間以内 | ・災害対策本部の設置 |
|----------------|------------|
| 発生から 3時間以内 | |
| 発生から 6時間以内 | |
| 発生から12時間以内 | |
| 発生から24時間以内 | |
| 発生から72時間(3日)以内 | |
| 発生から 1週間以内 | ・復興本部の設置 |

町等の役割

第1 基本方向の決定

(1) 実施体制

町は、被害の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しながら、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害 (以下「特定大規模災害」という。)を受けた場合、県は、国の復興基本方針 に即して都道府県復興方針を、町にあっては、必要に応じて復興計画を定め るものとする。

町の定める復興計画は、都道府県の復興基本方針に即して、以下の事項を 定めるものとする。

- ① 復興計画の区域
- ② 復興計画の目標
- ③ 当該市町における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- ④ ②の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その 他内閣府令に定める事項
- ⑤ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業

又は事務に関する事項

- ⑥ 復興計画の期間
- ⑦ その他復興整備事業の実施に関し必要な事業
- (2) 住民との協同

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら協同して計画的に行うものとする。

(3) 国・県職員等の派遣要請

町は、復旧・復興にあたり、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

第2 迅速な原状復旧

町は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたるものとする。

- (1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、 あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画 を活用すること。
- (2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしながら、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) 地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、 二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示すること。
- (5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

第3 計画的復興の推進

1 復興推進本部の設置

町は、被災の程度や復旧の状況を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置し、県、国を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施する。

2 復興計画の作成

特定大規模災害等により被災した場合において、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、町は、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進めるものとする。

3 防災まちづくり

(1) 防災まちづくりに関する計画

必要に応じ町は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、町は、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの

という理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に 悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるも のとする。

- (2) 防災まちづくりに関する留意事項 町は、防災まちづくりに関する計画の作成にあたっては、次の点に留意するものとする。
 - ① 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置 法を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくり の方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努め、土 地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能 の更新を図ること。
 - ② 必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とすること。
 - ア 避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等 の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
 - イ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等による ライフラインの耐震化
 - ウ 建築物や公共施設の耐震化、不燃化
 - エ 耐震性貯水槽の設置
 - ③ 被災施設の復旧事業、がれきの処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しながら、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要に応じ傾斜的、戦略的実施を行うこと。
 - ④ 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行うこと。

第2節 民生の安定化対策

計画の目的

災害により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業の斡旋等を計画的に実施し、人心の安定と生活再建の支援を行う。

【担当】○社会福祉協議会 税務課 健康福祉課 都市整備課 産業課

各段階における業務の内容

| 発生から 1時間以内 | |
|----------------|---|
| 発生から 3時間以内 | |
| 発生から 6時間以内 | • |
| 発生から12時間以内 | ・義援物資、及び義援金の受入体制整備 |
| 発生から24時間以内 | ・義援物資の配付体制整備、及び配分 |
| 発生から72時間(3日)以内 | ・公共職業安定所と協力して雇用機会の確保 を図る・生活資金及び事業資金の融資相談 |
| 発生から 1週間以内 | ・り災証明書の発行・義援金の配分委員会の開催・租税の減免方針検討・災害弔慰金等の支給手続き準備・被災者生活再建支援制度の手続き準備 |

町等の役割

第1 被災者の生活相談・支援【社会福祉協議会】

被災者や事業者の自立復興を支援するため、相談窓口を設け、援助及び助成措置について関係機関に協力を要請し、被災者の生活安定の早期回復に努める。

第2 り災証明書の発行【税務課】

町は、被災者が租税等の減免等を受ける際に必要とする家屋等の被害程度の証明のため、被災者の求めに応じ被災した家屋の被害認定調査を行い、その結果に基づき、り災証明書を発行する。

第3 雇用機会の確保【産業課】

災害により離職を余儀なくされた者の再就職、雇用保険の失業給付に関する特例措置及び被災事業主に対する特別措置等については、公共職業安定所と連絡協力して迅速な対応を図る。

第4 生活資金及び事業資金の融資

1 被災者個人への融資

(1) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して速 やかな自立更生の促進を図るため、県社会福祉協議会では生活福祉資金貸付制 度を設け、民生児童委員及び社会福祉協議会の協力を得て、災害救護資金及び 住宅資金の貸付を行う。町は、これら資金の融資が円滑に行なわれるよう被災 者への広報活動及び相談・指導等を行う。

なお、この資金は対象世帯であって、他の資金制度により借り入れることが 困難な場合に利用できるものである。

- ① 災害救護資金
- ② 住宅資金
- ③ 資金貸付条件の緩和等の措置
- (2) 災害復興住宅資金

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、住宅金融公庫の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補償資金の貸付けを行う制度が設けられている。県及び町は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融公庫法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施するとともに、被災者に融資制度の内容を周知及び申込みに際しての手続上の指導を行う等、被災者が速やかに災害復興資金の借入れを受けられるよう努める。

《その他の住宅金融公庫の災害関連住宅資金のあっせん》

○ 宅地防災工事資金等

2 被災中小企業への融資

災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等を行う制度で、町は県と連携し、かつ商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

3 被災農林水産業関係者への融資等

災害により被害を受けた農林水産業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法、自作農維持資金融通法等により融資等の支援を行う。

町は、県と連携し、被災者からの問い合わせに対する対応や本制度の周知に 努める。

第5 租税の減免措置等【住民課・税務課・健康福祉課】

町は、納税者、特別徴収義務者が災害により被災した場合は、納税者等の状況に応じて地方税法、高根沢町町税条例に基づいて、町税に係る申告・納付等の期限延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置を講じる。

1 期限の延長(町税条例第18条の2)

災害により、法令の期限までに申告等書類の提出や納付・納入ができないと 認められる場合は、次の方法によりその期限を延長する。

- (1) 地域指定 町長が公示によって行う。
- (2) 個別申請 1の場合を除き、個別的事例については、被災納税者の申請に

基づき、災害がやんだ日から 2 月以内の期日を指定して期限を延 長する。

2 徴収猶予(地方税法第15条)

災害により期日までに町税を納めることができない者で、その町税を一時に納付することができないと認められる場合は、被災納税者の申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

3 減免等

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、被災納税者の税額について一定の割合を軽減又は免除するとともに、被災した特別徴収義務者の納入義務を免除する等の納税緩和措置を講じる。

また、国民健康保険一部負担金、介護保険利用者負担額及び介護保険施設等における食費居住費についても減免措置を講じる。

第6 災害弔慰金等の支給【健康福祉課】

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金、及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付ける災害援護資金について、町が主体となり条例に基づき実施する。

- (1) 災害弔慰金の支給
- (2) 災害障害見舞金の支給
- (3) 災害援護資金の貸与

| | 資金名等 | 対象者 | 窓口 |
|----|-----------|-------------------------------|--------|
| 支 | 災害弔慰金 | 災害により死亡した者の遺族 | 町健康福祉課 |
| 給給 | 災害障害見舞金 | 災害により精神・身体に重度の障害を 受けた者 | 町健康福祉課 |
| 貸付 | 災害援護資金貸付金 | 災害により被害を受けた世帯の世帯主 (所得制限有り) | 町健康福祉課 |

第 7 被災者生活再建支援制度·居住安定支援制度【健康福祉課】

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が 拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その 生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資す る制度。

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害(同条第

- 2 項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村における自然災害。
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害。
- (3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害。
- (4) 5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満のものに限る。)であって、(1)から(3)に規定する区域に隣接する市町村における自然災害。
- (5) 全壊 10 世帯以上の被害等が発生した市町村を含む都道府県内で、全壊 5 世帯以上の被害が発生した市町村における自然災害

2 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯。

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯。
- (2) 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯。
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯。
- (4) 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)

3 支援金の支給

町は、被災住民が提出した申請書をとりまとめ(住宅被害の認定は町が行う。)、 県に送付し、県は、財団法人都道府県会館に提出し、支援金の支給が行われる。

(1) 支給金額

下表に示す区分により支給される。

○支給額の区分

(単位:万円)

| | 世帯 | 合計支給 | 基礎 | - | 加算支援金 | <u> </u> |
|---------|----|--------|-------|-----|-------|----------|
| | 人員 | 限度額 | 支援金 | 建設又 | 補修 | 賃借 |
| | | | | は購入 | | |
| 全壊世帯 | 複数 | 300 | 100 | 200 | 100 | 50 |
| 王坂世市 | 単数 | 225 | 75 | 150 | 75 | 37. 5 |
| 大規模半壊世帯 | 複数 | 250 | 50 | 200 | 100 | 50 |
| 八別保十塚世田 | 単数 | 187. 5 | 37. 5 | 150 | 75 | 37. 5 |

- ※ 世帯の所得又は世帯主の年齢による支給制限はない。
- ※ 単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。
- ※ 基本額の金額は、居住関係経費の金額にかかわらず、一定額で支給される。
- ※ 居住関係経費(加算)は、その内容により支給額が異なる。

第3節 公共施設等災害復旧対策

計画の目的

公共施設の早期復旧を図るため、町、県、防災関係機関は連携して被害状況を 的確に調査し、将来の災害に備える計画を策定するとともに、早期に復旧事業を 実施する。

【担当】〇総務課 企画課 地域安全課 健康福祉課 環境課 都市整備課 上下水道課 産業課 元気あっぷ創生課 学校教育課 こどもみらい課 生涯学習課

各段階における業務の内容

| 101-4-17 @ 2000 - 1 4 0 | | | | |
|-------------------------|--|--|--|--|
| 発生から 1時間以内 | ・庁舎等公共施設の被災状況調査 | | | |
| 発生から 3時間以内 | ・被災箇所の立入禁止等措置・被災箇所の応急復旧 | | | |
| 発生から 6時間以内 | | | | |
| 発生から12時間以内 | | | | |
| 発生から24時間以内 | ・公共施設の応急復旧計画作成・応急復旧作業開始 | | | |
| 発生から72時間(3日)以内 | | | | |
| 発生から 1週間以内 | ・公共施設の復旧計画作成 | | | |

町等の役割

第1 災害復旧事業【総務課・企画課・健康福祉課・環境課・都市整備課・上下水道 課・産業課・元気あっぷ創生課・学校教育課・こどもみらい課・ 生涯学習課】

1 災害復旧事業計画の策定

- (1) 町は、災害応急対策を実施後、施設の被害の程度を調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。また、被災原因、被災状況等を把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関等と調整を図り計画を策定する。
- (2) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

2 支援体制

復旧・復興にあたり、必要に応じて国、県他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求める。

第2 災害復旧事業の実施【総務課・企画課・健康福祉課・環境課・都市整備課・上下水道課・産業課・元気あっぷ創生課・学校教育課・こどもみらい課・生涯学習課】

1 公共施設の復旧等

(1) 基本方針

災害により被災した公共施設の災害復旧を迅速に行うため、町は速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資材の調達等を行う等、必要な職員の

配備、職員の応援及び派遣等活動体制について措置をとる。

(2) 実施計画

- ① 被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再発防止等の観点から可能な限り、改良復旧を行う。
- ② 被災状況を的確に把握し、速やかに効果があがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。
- ③ 町は、災害復旧に必要な資金需要を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するための起債等について所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努める。

2 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

- (1) 公共十木施設災害復旧事業計画
 - ① 河川災害復旧事業
 - ② 道路災害復旧事業
 - ③ 下水道災害復旧事業
 - ④ 公園災害復旧事業
- (2) 都市施設災害復旧事業計画
 - ① 街路災害復旧事業
 - ② 都市排水施設災害復旧事業
 - ③ その他の災害復旧事業
- (3) 農林施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他災害復旧事業計画

第3 激甚災害の指定【地域安全課】

1 激甚災害指定の手続き

町は、大規模な災害が発生した場合、県が行う激甚災害、局地激甚災害に関する調査に協力する。また、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、県に報告し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

2 激甚災害指定基準

昭和37 (1962) 年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の 財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めて いる。

参考 激甚災害指定基準

| ì | 激甚災害指定基準 | |
|---|---|---|
| | 適用すべき措置 | 激甚災害指定基準 |
| | 公共土木施設災害復旧事 業等に関する特別の財政 援助(法第3条、第4条) | 次のいずれかに該当する災害 (A基準) 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額>全国標準税収入×0.5% (B基準) 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額>全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 県分査定見込額>県の標準税収入×25% 2 県内市町村の査定見込額総計>県内全市町村標準税収入総計×5% |
| | 農地等の災害復旧事業等 に係る補助の特別措置 (法第5条) | 次のいずれかに該当する災害 (A基準) 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額>全国農業所得推定額×0.5% (B基準) 事業費査定見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県の事業費査定見込額>都道府県の農業所得推定額×4% 2 都道府県の事業費査定見込額>10億円 |
| | 農林水産業共同利用施設 災害復旧事業費の補助特 例(法第6条) | 次のいずれかに該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込み額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 1 激甚法第5条の措置が適用される災害 2 農業被害見込額>全国農業所得推定額×1.5%で激甚法第8条の措置が適用される災害 |
| | 天災による被害農林漁業 者等に対する資金の融通 に関する暫定措置の特例 (法第8条) | 次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、被害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮(A基準) 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.5%(B基準) 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの一つの都道府県の特別被害農業者数>当該都道府県内の農業の主業とする者の数×3% |

森林災害復旧事業に対する補助(法第11条の2)

次のいずれかに該当する災害。

(A基準)

林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)> 当該年度の全国生産林業所得推定額(木材生産部門に限 る。以下同じ。)×5%

(B基準)

林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 あるもの

- 1 一つの都道府県の林業被害見込額>当該都道府県の生産林業所得推定額×60%
- 2 一つの都道府県の林業被害見込額>全国生産林業所得 推定額×1.0%

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (法第12条)

次のいずれかに該当する災害。

(A基準)

小規模企業者等設備導入 資金助成法による貸付金 等の償還期間等の特例 (法第13条) 中小企業関係被害額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ)> 全国中小企業所得推定額×0.2%

(B基準)

中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06%

かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの

- 1 一つの都道府県の中小企業関係被害額>当該都道府県の 中小企業所得推定額×2%
- 2 一つの都道府県の中小企業関係被害額>1,400 億円 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場 合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害 額の割合は被害の実情に応じ特例措置を講じることがあ る。

中小企業者に対する資金 の融通に関する特例(法 第15条)

公立社会教育施設災害復 旧事業に対する補助 (法 第16条)

私立学校施設災害復旧事 業に対する補助 (法第17 条)

市町村が施行する感染症 予防事業に関する負担の 特例(法第19条) 激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。

ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微である

と認められる場合を除く。

| 罹災者公営住宅建設事業 に対する補助の特例(法 | 次のいずれかに該当する災害。 |
|----------------------------|--------------------------------|
| | (A基準) |
| 第 22 条) | 滅失住宅戸数>4,000 戸以上 |
| | (B基準) |
| | 次のいずれかに該当する災害。 |
| | ただし、火災の場合の滅失戸数は、被害の実情に応じ特 |
| | 例措置を講じることがある。 |
| | 1 被災地全域の滅失住宅戸数>被災地全域で 2,000 戸以 |
| | 上 |
| | かつ、次のいずれかに該当するもの。 |
| | ア 一市町村の区域内で200戸以上 |
| | イ 一市町村の区域内の住戸戸数の 10%以上 |
| | 2 被災地全域の滅失住宅戸数>1,200 戸以上 |
| | かつ、次のいずれかに該当するもの |
| | ア 一市町村の区域内で 400 戸以上 |
| 1 (((古序)) | イ 一市町村の区域内の住宅戸数の 20%以上 |
| 小災害債に係る元利償還 | 1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置につ |
| 金の基準財政需要額への | いては、激甚法第2章の措置が適用される災害 |
| 算入等(法第24条) | 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、 |
| | 激甚法第5条の措置が適用される災害 |
| 上記以外の措置 | 災害発生の都度、被害の実情に応じて個別に考慮 |

3 局地激甚災害指定基準

災害を市町段階の被害規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和 43 (1968) 年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

| 適用措置 | 指定基準 |
|---|---|
| 公共土木施設災害復旧 事業等に関する特別の 財政援助(法第3条、 第4条) | 査定事業費>当該市町村の当該年度の標準税収×50% |
| 農地等の災害復旧事業 等に係る補助の特別措 置(法第5条) | 農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町村の当該年 度の農業所得推定額×10%(ただし、当該経費の額が1,000 万円未満のものを除く) |
| 農林水産業共同利用施 設災害復旧事業の補助 の特例(法第6条) | ただし、当該経費の額の合算した額が概ね 5,000 万円未満の場合を除く。 |
| 森林災害復旧事業に対 する補助(法第11条の 2) | 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ)>当該 市町村の生産林業所得(木材生産部門)推定額×1.5倍 ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の概ね0.05%未満の場合を除く。 かつ、大火にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積>300 haの市町村 その他の災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積(人工林に係るものに限る。)×25%の場合 |
| 中小企業信用保険法に よる災害関係保証の特 例(法第12条) | 中小企業被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (ただし、当該被害額1,000万円未満の場合は除外) |
| 小規模企業者等設備導 入資金助成法による貸 付金等の償還期間等の 特例(法第13条) | ただし、当該被害額の合算額が概ね 5,000 万円未満の場合 は 除かれる。 |
| 中小企業者に対する資 金の融通に関する特例 (法第 15 条) | |
| 小災害に係る元利償還 金の基準財政需要額へ の算入等(法第24条) | 法第2章又は第5条の措置が適用される場合適用 |